

2018年8月

東京大学・東洋英和女学院高等部 他

ミャンマー研修旅行報告書

(引率責任者 滝澤三郎)



## 目次

1. はじめに  
東洋英和女学院大学大学院国際協力研究科客員教授 滝澤 三郎
2. ロヒンギャ問題をめぐる対立  
—ミャンマー政府と国際連合の衝突— 東京大学文科一類 1年 松木 章
3. ミャンマー経済の今後  
—日本の支援から考える— 東京大学理科一類 1年 稲福 勇也
4. 都市と農村の格差問題  
—ミャンマーにおける特徴的な事例— 東京大学文科三類 1年 福谷 きり
5. 難民と教育問題  
—ミャンマーにおける教育の現状と改善点について—  
東京大学文科二類 1年 池江 麗央
6. ミャンマーの民主化と司法  
—ミャンマーにおける民主化は司法化により醸成されるか—  
東京大学教養学部 2年 花畑 三華
7. ミャンマーに潜む教育問題  
東京女子大学現代教養学部 1年 橋本 美代子
8. 無知である日本人は何をすべきか  
東洋英和女学院大学 国際社会学部 1年 村木 菜生
9. 教育に関する問題を考える  
東洋英和女学院大学国際社会学部 3年 磯崎 ももね
10. ミャンマーで生きる犬と人々  
東洋英和女学院大学国際社会学部 4年 寺嶋 さと

11. 仏教を通して考えたロヒンギャ問題  
東洋英和女学院高等部 1年 太田 舞
12. ミャンマーの経済発展について  
東洋英和女学院高等部 1年 谷島 未紗子
13. ミャンマーの医療及び教育制度についての考察  
東洋英和女学院高等部 1年 渡辺 愛音
14. 教育と子供の自由  
東洋英和女学院高等部 1年 笠原 紀香
15. ミャンマーの教育制度について  
東洋英和女学院高等部 2年 斎藤 夏希
16. ミャンマーの教育について考える  
東洋英和女学院高等部 2年 鈴木 結夏
17. ミャンマーの教育の現状  
東洋英和女学院高等部 2年 千田 玲奈
18. ミャンマーの教育制度について  
東洋英和女学院高等部 2年 豊田 玲菜
19. ミャンマー学びの旅に参加して  
東京大学校友会 国際機関银杏会共同代表 中沢 賢治
20. 改めて知るインパール作戦  
—その遺族たちの証言—  
東洋英和女学院大学 学習サポートセンター 森田 信子
21. おわりに  
東洋英和女学院高等部 教員 高橋 希穂

はじめに

東洋英和女学院大学大学院客員教授 滝澤三郎

この報告書は、2018年8月の「第8回ミャンマー学び旅：平和構築の現場を見る」の記録である。東南アジア夏期研修旅行は10回目になる。東洋英和女学院大学在職中に、東南アジアには貧困に苦しみつつも大きな将来性を持つ国があることを知る、趣旨で始めたが、2013年からは民主化後の平和構築が行われているミャンマーを訪れている。

ミャンマーには、民主化、貧困と経済開発問題、少数民族との和平、教育問題、タイからの難民の帰還とロヒンギャ難民の流出など問題は山積で、内外の圧力の中でスーチー国家顧問の政権運営は苦しい。そんな中で、政権幹部は何を考えているのだろうか。ロヒンギャ問題はどうか？ヤンゴン大学の学生の夢は何か？女子孤児院の様子はどうか？ミャンマー中部の町マンダレーの丘になぜ旧日本軍兵士の墓があるのだろうか？日本が学ぶことはあるのだろうか？そんな疑問に対する答えを、同国の政治、経済、社会を「昔と今と将来」、「上からの改革と下からの眼」を通して探す。

この研修旅行の特色の1つは、東京大学や東洋英和女学院大学など女子大、さらに東洋英和女学院高等部の生徒の3つのグループからなっていることだ。異質のグループが活気を与え、参加者全員が毎晩の振り返りで行う「1分間スピーチ」で皆が友達になる。

第2は、首都ネピドーで、国家計画経済省など中央官庁の副大臣、局長クラスからのブリーフィングや、国会の教育推進委員会で議員と日本やミャンマーの教育事情について直接意見交換ができることだ。国会の前に並ぶ制服姿の女子高生の姿は微笑ましい。

第3に、ガイドのヤンさんのおかげで、臨機応変のイベントが多いこと。今回も農作業中の女性に加わってをじゃがいもを植えたり、途中で見かけた小学校や病院に飛び込んだり、現地の若者とミャンマー式サッカーを楽しんだりした。マンダレーの急坂をトラックで上り下りしたり、インレー湖をスピードボートで渡ったことは忘れられない思い出になるだろう。歌が多いことも特徴だ。訪問先で披露するためにキロロの「未来へ」などをバスの中やホテルで何度も練習する。さしずめ「歌のたび」だ。

今回の研修旅行は、ロヒンギャ問題が国際的な関心事項となる中で行われた。欧米からの観光客が減り、シャン州の観光地は「閑古鳥が鳴く」ような様子だったことは、内政と経済、国際関係が不可分であることを痛感させた。その点で、今回初めて訪問した在ヤンゴン日本大使館で、丸山大使から直々に熱のこもったミャンマー情勢と外交の裏側についてのブリーフィングをいただいたことはタイムリーで、大使には特段のお礼を申し上げたい。

今回も全員が無事帰って来たが、その中で多くの人のお世話になった。元在日難民のティン・ウィンさんやUNHCRヤンゴン事務所は複雑な難民問題について解説をしてもらった。高等部の高橋先生は色々な場で座を盛り上げてくれたし、中沢さんはプロ級の写真を撮って研修旅行の記憶を永遠のものにしてくれた。最初の研修旅行から付き添ってくれている森田さんは、今回も母親のような気配りで参加者を見守ってくれた。東京大学の佐藤先生は、5名の東大生の長文の課題報告書作成につき研究費によって支援してくれた。感謝したい。旅行エージェントのナイスミャンマー社にもお世話になっている。

今までにこの研修に参加したOGやOBは、外務省や経産省、日銀などの官庁や大企業に就職したり、欧米への留学、アフリカでのベンチャー企業に参加など、さまざまな道を歩んでいる。今回の参加者からもそのような意欲ある若者が出て来ることを期待している。

# ロヒンギャ問題をめぐる対立 —ミャンマー政府と国際連合の衝突—

東京大学前期教養学部文科一類1年  
松木 章

## 1. はじめに

2018年8月7日から8月15日にかけての約1週間、私はミャンマー研修旅行に参加する機会を得た。このミャンマー研修旅行は、元 UNHCR Japan 国連難民高等弁務官駐日事務所駐日代表の滝澤三郎さんが毎年主催しているものであり、発展途上国や難民問題に興味のあった私は参加を決意した。このミャンマー研修旅行では、ネピドーでの社会福祉庁視察や国家計画・経済開発省視察、国会議事堂訪問、またヤンゴンでの UNHCR 視察や日本大使館訪問、さらには現地の方々との交流などを通して、貴重な経験を数多くすることができた。その中で、カチン州難民問題や日本でも度々ニュースの話題となるロヒンギャ問題に関して、直接関係者から話を聞くことができた。様々なコミュニティに属する異なる関係者から話を聞いて感じたのは、彼らの主張の違いである。ミャンマー政府の職員、UNHCR 職員、自らが難民として逃れてきた女性、現地のミャンマー人ガイドの方、彼らは皆同じミャンマー国内で暮らす人々であるにもかかわらず、その主張に大きな違いがあることを私は強く感じた。このような立場による主張の違いこそが、ミャンマーにおける難民問題の解決を阻害する大きな要因の一つであると考えている。

このレポートでは、特にロヒンギャ問題に関するミャンマー政府と国際連合の主張の違いに焦点を当てて考察する。ヤンゴンの日本大使館では、大使から「日本政府が外交的仲介をすることで、ミャンマー政府と UNHCR の利害対立を緩和し、ロヒンギャ問題に関する両者間の MOU 締結の手助けをする」事例があったという話を聞いた。ヤンゴンの UNHCR では、実際に、職員の方から「ロヒンギャ問題に関してミャンマー政府のコンセンサスが取れておらず、十分な支援を得られていない、職員の滞在ビザが降りない」という話を聞いた。この二つの話に共通するのは、ミャンマー政府と UNHCR の協力がうまくいっていないということである。そして、その原因はロヒンギャ問題に対する両者の捉え方に食い違いがあることだと考えられる。ロヒンギャ問題に関する現状認識や対応について、ミャンマー政府と国際連合がどのような議論をしているのか、どのように異なる主張を展開しているのか、これらを明らかにしていく。

## 2. 大使のお話

最初に、私がヤンゴンの日本大使館にて大使から受けた、ロヒンギャ問題に関連する日本政府としての立場や戦略についてのブリーフィングを紹介する。以下、大使のお話の概要である。

ラカイン問題<sup>1</sup>（ロヒンギャ問題）とはそもそも何であろうか。端的に述べれば、コミュニティ間の争いから発展した暴力である。そして、ラカイン州のイスラム教徒（ロヒンギャ民族）を除くミャンマーの人々にとって、ラカイン問題は「不法侵入者が不当に権利を要求している」問題に他ならないのである。この情緒的、歴史的対立は一朝一夕に解決するものではない。日本としては、時間をかけてミャンマーの内発的な力による改善を期待し、それを促すべきである。ラカイン問題は国籍や政治、ひいてはミャンマーの憲法に関わる問題であり、その内政に日本が強く干渉すべきではないのである。証券取引における独占禁止の枠組み整備や知的財産権の保護など、日本は経済などその他の面からミャンマー政府に助言をしていくことが求められている。

このような日本のスタンスは、ラカイン問題に対する欧米諸国の外交的立場とは一線を画する。欧米諸国は、ミャンマーに対して圧力、制裁を加えるべきだとしている。これによりラカイン問題の早期解決を図ろうというのである。日本はこれに反対しており、欧米諸国との違いが際立つ。そもそも制裁は最後の手段であり、外交とはそれを用いずにいかに問題を解決できるかにかかっているのである。何よりも、ラカイン問題という根深い問題は外的な圧力を加えたところで解決できないのだ。日本が対ミャンマーの制裁に同調しないのにはもう一つ重要な理由がある。それは日本の国益である。一昔前の軍事政権時代、ミャンマー経済に参入できたのは中国だけである。もし日本が制裁に同調して、ミャンマーの政情が今よりも不安定になった場合、笑うのは中国である。外的圧力によりぐらついた政権下で、日本企業によるミャンマーへの投資は減少し、その真空地帯に中国経済が入り込み影響を拡大する。中国とアジアにおける熾烈な覇権争いを繰り広げている日本にとって、これは避けなければならない状況なのだ。ミャンマーと欧米諸国、国際社会との摩擦が深まることで喜ぶのは中国であり、日本は国益を守るために中国に先を越させてはならないのである。これらの理由で、日本はミャンマーに対する強硬的な制裁に反対している。

制裁に反対する日本がミャンマーに果たしうる役割は何か。それはミャンマーと国際社会の架け橋となることである。G7の一員でもある日本は、欧米とも比較的に政治的な距離が近く、影響力を持つアジアの国である。その日本がラカイン問題においてもミャンマーと欧米諸国、ひいては国際社会との調停役になることが求められている。たとえば、2018年5月のミャンマーと UNHCR の交渉に関する事案である。両者間の交渉において、ジュネ

---

<sup>1</sup> 第4章（「ロヒンギャ」という呼称）で後述する通り、日本政府は「ロヒンギャ」という言葉や呼称を用いない。「ラカイン問題」や「ラカイン州のイスラム教徒」といった言葉で「ロヒンギャ問題」や「ロヒンギャの人々」を表す。

ープの本部から通達を受けた UNHCR が新たに提示した追加条件は、ミャンマー政府にとって受け入れることのできないものだった。それにより交渉は停滞し、MOU 締結ができない状況に陥っていた。この時にミャンマー政府から内々に相談を受けたのが日本である。日本は両者を仲介して、双方が納得できる MOU 草案を作成したのだ。これにより交渉は進展するに至った。日本は UNHCR へのアクセスを提供したとも言える。日本は、アジアの一国として欧米諸国とは異なる立場からミャンマーに寄り添いながらも、欧米諸国とも話ができる第三国として、その役割を果たすことが期待されている。

戦後、日本と最初に賠償協定や平和協定を締結してくれた東南アジアの国は、ミャンマーである。ミャンマーとの外交の成功は、東南アジア全体の信頼を勝ち取る第一歩であり、ASEAN の一角であるミャンマーをめぐる日中の外交争いを制する上で、ラカイン問題も重要な要素の一つとなっている。ミャンマーにおいて、すべての外交問題で日本が先頭に立つことが肝要である。

以上が、私がヤンゴンの日本大使館で聞くことのできた、ロヒンギャ問題に関する日本政府の立場と戦略である。

### 3. 難民の定義

ロヒンギャ問題を扱う上で切り離せないのが「難民」という概念である。難民は国際法上どのように定義されているのか、まずはこれを示す。

国際法上では、1951 年にできた「難民の地位に関する条約」と 1967 年にできた「難民の地位に関する議定書」(難民条約)<sup>2</sup>によって、次の 4 つの条件をすべて満たす人が「難民」と定義されています。

- ①人種、宗教、国籍、政治的意見、特定の社会集団に属するという理由で
- ②迫害を受けるといふ恐怖があるために
- ③自国の外にいて
- ④自国の保護を受けることができない、または受けることを望まない人<sup>3</sup>

国際法において難民は上記のように定義される。ここでロヒンギャ問題について検討する。まず、ロヒンギャ問題には人種、宗教、国籍が絡む。そして、1962 年の軍事クーデターで成立したビルマ民族中心の社会主義政権による圧迫で、1978 年と 1991-92 年の計 2 回にわたり、実際に 20 万人以上のロヒンギャがバングラデシュに難民として流入している。

---

<sup>2</sup> 1967 年の「難民の地位に関する議定書」は、1951 年の「難民の地位に関する条約」にあった地理的・時間的制約を取り除いたもので、通常はこの 2 つをあわせて「難民条約」という。

<sup>3</sup> 滝澤三郎『世界の難民をたすける 30 の方法』合同出版、2018 年、14 頁。

1982年に改正国籍法（現行国籍法）が施行されると、ロヒンギャにミャンマー国民としての国籍は認められず、彼らはロヒンギャを主張する限り外国人とみなされるようになった。当然ミャンマー政府からの保護を受けることはできず、現在も多くのロヒンギャがミャンマー国外の難民キャンプで生活している。以上の点に留意して鑑みるに、国際法上ロヒンギャは紛れもなく難民である。

#### 4. 「ロヒンギャ」という呼称

ロヒンギャ問題を議論する上で完全に中立な立場から論じることは難しい。というのも、ロヒンギャ問題は極めて政治的な問題であるからだ。各国、各政治勢力、各民族、各コミュニティによってその捉え方は異なり、ロヒンギャ問題をどのように認識するのか自体が複雑に価値判断をともなうのだ。

本レポートで繰り返し用いている「ロヒンギャ」という呼称も、実はある意味で中立ではないのかもしれない。一般に、「ロヒンギャ」とはミャンマーのラカイン州（図1）に住むイスラム教徒の人々を指し示している。ミャンマー国民の大部分が仏教徒であり、イスラム教徒である「ロヒンギャ」の多くは迫害に遭い、難民としてバングラデシュに逃れている。さて、ここでいう「ロヒンギャ」だが、ミャンマー政府は彼らを「ロヒンギャ」とは呼ばない。ミャンマー政府は、彼らを正当な国民として認めていないため、「ロヒンギャ」という民族は存在せず、彼らは国境を越えて住み着いたベンガル地方のイスラム教徒であるにすぎないと主張している。ミャンマー政府の立場では、「ロヒンギャ」という呼称自体が対抗する価値判断を含んでいるのである。日本政府はこれに配慮して、「ロヒンギャ」という呼称を使わず、「ラカイン州のイスラム教徒」と呼んでいる。

本レポートでは便宜上ラカイン州に住むイスラム教徒を「ロヒンギャ」と呼称し、それに関連する問題を「ロヒンギャ問題」と表記する。



図1：ラカイン州と難民キャンプ

（出典）国連 UNHCR 協会「今知ってほしい、ロヒンギャ問題についての5つの事実」



## 5. ロヒンギャ問題に関する現状認識と対応

ここではいわゆる「ロヒンギャ問題」に対してどのような現状認識がなされているのかをみていく。現状認識の主体としてミャンマー政府と国連の2つのアクターを想定し、両者間でどのような差異があるのかに注目しながら論じる。

まずミャンマー政府についてだが、先述の通り「ロヒンギャ民族」の存在を認めていない。ミャンマー政府の立場では、あくまでも彼らはバングラデシュからの不法移民であり、「ベンガル人」もしくは「ベンガル系ムスリム」などと表記する。アラカン人の民族政党で上座部仏教政党でもあるアラカン国民党（ANP）<sup>4</sup>は、「ラカイン州からのベンガル人追放」を公約している。1982年の国籍法改正以前にロヒンギャに対して認められていた国籍や参政権などの諸権利も、アラカン人には、不法に与えられたものと認識されている。ミャンマー政府はロヒンギャを「不法滞在者」とみなしているため、彼らの移動の自由は認めておらず、就学や就職も厳しく制限している。

次に、国連がロヒンギャ問題をどのように扱っているのかを述べる。国連は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）をはじめとするいくつかの機関を通して、ロヒンギャに対する支援活動を行っている。国連はロヒンギャの人々を「ロヒンギャ難民」として捉えており、人道支援の対象としている。下の写真1、写真2、写真3に示す通り、バングラデシュに流入するロヒンギャ難民に対する物資援助、難民キャンプの整備活動、感染症の処置や予防接種等の医療援助などが実際に行われている。このように、国連のロヒンギャ問題に対するアプローチとして最も大きな比重を占めているのが、難民発生後の人道的観点から行われる難民保護活動である。これは、問題発生後のいわば「事後措置」的な側面が大きい。一方で、ミャンマー政府に働きかけることでロヒンギャ問題自体を解決しようとする、いわば「事前解決」的アプローチも試みられている。2017年11月16日、ニューヨークにおいて国連総会で人権問題を扱う第3委員会が開かれた。この第3委員会はロヒンギャの迫害を非難する決議を賛成多数で採択した。ミャンマー政府に、ロヒンギャへの組織的な人権侵害を主導した軍事作戦を終わらせて、国連や国際機関の人道支援を行き渡らせるように求めたのである。しかしながら、ミャンマー代表は採択前に「政治的圧力は受け入れられない」として、「一貫して反対する」と表明した。すでに国際機関と協力していると主張するミャンマー政府は、「地政学的圧力に懸念を覚える」と反発した。ミャンマー政府と深い関わりを持つ中国代表は、「ミャンマー政府は問題解決に向けて積極的に努力している。国連や国際社会には問題を複雑化するよりも忍耐が必要だ」と述べ、採択に反対した。このように、「事前解

---

<sup>4</sup> アラカン国民党（ANP）はミャンマー西部ラカイン州の州都シットウェで圧倒的支持を集める少数政党。同国で4%を占めるラカイン族のための政治を掲げ、民族主義色を強めている。

決」的アプローチもたしかに試みられている。しかし、当事国であるミャンマーの反発が大きく、協力が満足に得られないことや、国連が一枚岩となってロヒンギャ問題に介入している訳ではないということもあり、こちらのアプローチはうまく機能していないのが実情である。



写真1：医薬品の援助      写真2：防水シートの援助      写真3：テントの援助

(出典) 国連 UNHCR 協会「ロヒンギャ難民の未来を救う為に」

## 6. まとめ

ここまで、ミャンマー政府と国連という2つのアクターが持つ、ロヒンギャ問題に関する主張について考察を進めてきた。浮き彫りになったのは、両者の根本的な価値観の相違である。ミャンマー政府、ひいてはミャンマー国民の考える「ロヒンギャ問題」が、国連や国際社会の考える「ロヒンギャ問題」と全く異なる姿をしていることに、我々は注意しなければならない。他国同様に、ミャンマー政府はあくまでミャンマーの国益を優先するのであり、彼らは国連によるロヒンギャ難民保護勧告を「外圧」と捉えているのだ。

ロヒンギャ問題を解決するためには、第一に、ミャンマー政府と国連の基本的な価値観を共有することが重要であろう。ラカイン州に住むイスラム教徒を「ロヒンギャ」として認定するべきか、ここから対話を始めなければロヒンギャ問題は根幹が空洞となったまま議論されることになる。

第二に、「ロヒンギャ」を認定して受け入れることが、ミャンマーの国益となるような状況を、国際社会が作り出すことが重要である。ミャンマー政府やミャンマー国民が自発的に「ロヒンギャ」を容認するようになるためには、「ロヒンギャ」もしくは「ロヒンギャ受容」がミャンマーにとって利益をもたらさなければならない。ロヒンギャに対するミャンマーの敵対心は、感情的な部分が多い。彼らがロヒンギャを受容するのは難しく、時間がかかる問題だろう。だからこそ、国際社会は、「外圧」としか捉えられない政治的圧力をかけるだけでなく、ミャンマーにとって利のある形をロヒンギャ受け入れの中に創出するべきなのだ。

ロヒンギャ問題に関してミャンマーと国際社会を隔てる価値観の相違を無視することなく、ロヒンギャ受け入れがミャンマーの国益に合致する枠組みをいかにして国連が形成することができるのか、これこそが今後最も重要かつ難しい、取り組むべき課題である。

#### 参考文献

滝澤三郎『世界の難民をたすける 30 の方法』合同出版、2018 年

産経ニュース「ミャンマー総選挙 政治に目覚めた少数民族政党、連立のカギ握る」2015 年 10 月 13 日

<https://www.sankei.com/world/news/151013/wor1510130037-n1.html>

2018 年 10 月 24 日閲覧

ウィキペディア (Wikipedia) 「ロヒンギャ」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/ロヒンギャ>

2018 年 10 月 24 日閲覧

国連 UNHCR 協会「今知ってほしい、ロヒンギャ問題についての 5 つの事実」

<https://www.japanforunhcr.org/archives/14342>

2018 年 10 月 24 日閲覧

日本経済新聞「ロヒンギャ迫害非難決議を採択、国連委 日本は棄権」2017 年 11 月 17 日

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO23593540X11C17A1000000/>

2018 年 10 月 25 日閲覧

河野太郎「いわゆる『ロヒンギャ』問題」2018 年 3 月 9 日

<https://www.taro.org/2018/03/いわゆる「ロヒンギャ」問題.php>

2018 年 10 月 25 日閲覧

国連 UNHCR 協会「ロヒンギャ難民の未来を救う為に」

[https://www.japanforunhcr.org/lp/rohingya?utm\\_source=yahoo&utm\\_medium=pc&utm\\_campaign=JA\\_JA\\_UNHCR\\_Generic\\_rohingya](https://www.japanforunhcr.org/lp/rohingya?utm_source=yahoo&utm_medium=pc&utm_campaign=JA_JA_UNHCR_Generic_rohingya)

2018 年 10 月 31 日閲覧

# ミャンマー経済の今後 —日本の支援から考える—

東京大学 前期教養学部 1年  
稲福勇也

## ○序章

序章では本稿のテーマを確認し、議論する上で必要な基礎知識の確認をする。第一節と第二節では、ミャンマー（正式国名 ミャンマー連邦共和国 The Republic of the Union of Myanmar）という国について基本知識を過去と現在に分けて確認する。第三章では本稿の構成を示す。

### ●第一節 ミャンマーのこれまで

ミャンマーは第二次世界大戦の前は英国に支配され、戦時中は日本軍政下におかれたインドシナ半島西部に位置する。戦後しばらくはイギリスの支配下にあったが、1948年1月4日に独立を遂げた。独立当初は、議会制民主主義が採用されていたが、政権与党バサバラ内の抗争や少数民族の自治・独立を求める闘争等をきっかけとする内政の混乱により、1962年国軍のクーデターが勃発し、ネーウィン政権が発足することとなった。この一連の過程で、国軍の政治参加の正当性が広まった。

政治面でネーウィン率いるビルマ社会主義計画党 BSPP が一党独裁体制をし、経済面では、反資本主義、反帝国主義、私企業の国有化、富の公平な分配などの理念のもとで「ビルマ式社会主義」と呼ばれるミャンマー独自の社会主義経済を構築した。当時は国民からの支持を得ていた。

しかし残念ながらビルマ式社会主義体制は、極度の経済状況の悪化をもたらし、近隣諸国のタイ、マレーシア、シンガポールが順調な経済発展を遂げる中、ミャンマーの経済は長期停滞を続け、BSPP 政権の一党独裁体制に対する国民の不安・不信が高まった。そこで、学生や市民を中心とする全国的な民主化運動が盛り上がりを見せた。この運動は度々軍隊と衝突を起こし、ネーウィンを退陣に追い込んだ。国軍が運動の鎮圧のためクーデターを起こし政権を握った。こうして1988年から2011年まで続いた、いわゆる軍事政権時代が始まった。

1990年には複数政党制による総選挙が実施され、アウンサンスーチー氏（以下スーチー氏）が率いる国民民主連盟（NLD）が大勝するも、軍事政権は、民政移管には憲法の整備が必要だとして、2011年まで議会を招集することはなかった。軍事政権は1993年から民主化に向けた憲法の準備を進め、2008年には国民会議で起草された新憲法案が国民投票において9割以上の賛成により承認された。

2010年には再び総選挙が行われた。NLDが参加せず、軍事政権が組織した政党、連邦連帯開発党（USDP）が圧勝し、1989年から2010年までの間、3度にわたり自宅軟禁下に置かれていたスーチー氏は選挙直後に釈放された。2011年には議会が招集され、USDPのテインセイン氏が大統領に選出され、文民政権が誕生、民政移管がなされた。

2015年11月の総選挙ではNLDが大勝を収め、2016年3月末NLD政権が発足した。NLDを率いているスーチー氏は大統領就任資格を満たさないため、側近のティンチョウ氏が大統領に就任し、スーチー氏自身は外務大臣及び大統領府大臣を兼任し、同年4月には国家最高顧問に就任した。

## ●第二節 ミャンマーの概要

簡単にではあるが、ミャンマーの概要を右にまとめる。

ミャンマーのひとつの特徴として民族の多様性が挙げられる。ビルマ族が多数派であり、これと7つの少数民族（カチン、カヤー、カレン、チン、モン、ラカイン、シャン）を主要民族であると語られる。このことを象徴することとして、ミャンマーの行政区分が挙げられる。ミャンマーは7つの州と7つの管区に分かれている。それぞれの州は、上にあげた7つの少数民族の居住域に対応し、それぞれの民族名を州の名前として冠している。州と管区はほぼ同等の権利を持っている。

正式国名 ミャンマー連邦共和国 The Republic of the Union of Myanmar

政体 大統領制（共和制）

国家元首 ウィン・ミン大統領（2018年3月より）

国家最高顧問 アウンサンスーチー

面積 約67.7万km<sup>2</sup>（日本の約1.8倍）

首都 ネーピードー（Nay Pyi Taw）

独立年月日 1948年1月4日

人口 5148万6253人（2014年国勢調査による）

通貨 チャット（Kyats）

民族 ビルマ族69.0%、シャン族8.5%、カレン族6.2%、ラカイン族4.5%（1983年）

公用語 ミャンマー（ビルマ）語

しかし多様性がゆえ、しばしば対立も起こってきた。理念的には平等な諸民族であるが、やはり「多数派のビルマ民族対少数派の多民族」という対立構造が潜在する。「民族紛争」が7つの州で発生することが多いのはこのためであり、その背景には、民族共存の状況、民族自決、資源配分におけるビルマ族の優越に関する少数民族の不満がある。マイノリティの一部が武装化する歴史が、独立以降続いている。なお、テインセイン政権は少数民族武装組織との和平を重要な課題の一つと位置づけ交渉を進めた。そして、2015年10月、政府は8つの少数民族武装組織との間で全国規模の停戦合意（NCA）を行った。しかし、依然として複数の少数民族武装組織と国軍の間で戦闘が散発している。

ミャンマーの民族問題に関して国際問題に発展したものの例として特筆すべきは、ロヒンギャ問題（ラカイン問題）であろう。

ラカイン州北部、バングラデシュとの国境の近くに住んでいる、「ロヒンギャ」と呼ばれ

る民族がある。彼らの祖先は、イギリス植民地時代、あるいは、それ以前に現在のインド、バングラデシュからミャンマーに流入し、ミャンマーに土着したムスリムである。ミャンマー政府は彼らの国籍を認めておらず、世界最大の無国籍民族であると言われている。それまでは表面化することのなかった問題であったが、2012年にラカイン族仏教徒とロヒンギャの間に大規模衝突・暴動が発生し、約14万人の国内避難民が発生したことで、ロヒンギャ問題は世界中が知るところとなった。以後、彼らはミャンマー政府、警察に追われ、UNHCRによると、2018年5月31日の時点でバングラデシュ側に約72万人超の避難民が流出している。人道的見地から、多くに国々から批判を集め、制裁を与えている国もある。

### ●第三節 本稿の構成

今後、ミャンマー経済はどのように発展し、日本はどのような役割を果たしていくのか。このことについて、ODAの意義を検討し、地理的、構造的にミャンマーと近いタイの経済発展の例を踏まえた上で、日本の援助に注目してアプローチする。

〔序章の参考資料〕

#### <参考文献>

- ・今井昭夫編集代表 東京外国語大学東南アジア課程編 (2014)「エリア・スタディーズ 129 東南アジアを知るための50章」 明石書店 東京都千代田区
- ・桐生稔・高橋昭雄著 (1989)「『ビルマ式社会主義』体制の崩壊：1988年のビルマ」 雑誌「アジア動向年報 1989年版」(アジア経済研究所)より
- ・久保公二編 (2013)「ミャンマーとベトナムの移行戦略と経済政策」 アジア経済研究所 千葉県千葉市
- ・田村克己・松田正彦著 (2013)「エリアスタディーズ 125 ミャンマーを知るための60章」 明石書店 東京都千代田区
- ・水谷俊博・堀間洋平編著 (2017)「ミャンマー経済の基礎知識」 日本貿易振興機構 (JETRO) 東京都港区

#### <参考記事>

- ・外務省 「ミャンマー連邦共和国 基礎データ」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html>  
2018年9月20日閲覧

#### <参考統計>

- ・UNDP, WORLD BANK GROUP “MYANMAR LIVING CONDITIONS SURVEY 2017 REPORT01 KEY INDICATORS REPORT” 2018年6月公表

## ○第一章 ODA と日本

第一章では本稿において重要なキーワードである ODA について基本知識を確認した上で、本稿の仮説を導く。第一節では、ODA の定義について、第二節では ODA と日本の関係について考える。第三節では、本稿の仮説とその検証方法を提示する。

### ●第一節 ODA の概要

この節では ODA の定義、形態、目的などの概要を述べる。

まず、ODA (Official Development Assistance の略。日本語では、「政府開発援助」という。)の定義を確認する。OECD の下部機関 DAC によって ODA は以下のように定義されている。

ここで DAC とは、OECD (Organization for Economic Cooperation and Development の略。日本語では、「経済協力開発機構」という。)の委員会の一つで、開発援助委員会 (Development Assistance Committee) のことである。主な活動は対発展途上国援助の実績の審査などである。

現在、DAC では以下の三条件を満たすものを ODA と呼んでいる。

- (1) 中央および地方政府を含む公共部門ないしその実施機関により発展途上国および国際機関に供与されるものであること。
- (2) 発展途上国の経済・社会開発に寄与することを主たる目的とするものであること。
- (3) 「グラント・エレメント (GE = grant element)」が 25%以上であること。

(3) の GE は、貸付条件の緩和度を示す指標。金利が低く、融資期間が長いほど、グラント・エレメントは高くなり、借入人 (開発途上国) にとって有利であることを示す。  
(財務省ウェブサイト「ODA の定義」)

世界銀行は、一人当たりの GNI が\$995 以下の国々を低所得国、\$996 以上\$3,895 以下の国々を低位中所得国、\$3,896 以上\$12,055 以下の国々を高位中所得国、\$12,056 以上の国々を高所得国と定義しており (THE WORLD BANK (a)より。この定義は毎年改正される。)、上記の三条件中に度々出現する「発展途上国」は、世界銀行の定義する低所得国、低位中所得国、高位中所得国を指している。

次に、ODA の具体的な形態について確認する。ODA に関して、現在日本の ODA の実施機関である JICA (Japan International Cooperation Agency の略。国際協力機構。)のウェブサイトには次のように書いてある。

*ODA には、日本が開発途上国を直接支援する二国間援助と国際機関を通じて支援する多国間援助というものがあります。(中略) 多国間援助については、日本が支援している国際機関を通じて行われています。*

*もう一方の二国間援助は、まず「贈与」と「政府貸付」に分けることができます。*

*「贈与」は途上国に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と*

「技術協力」というものがあります。逆に「政府貸付」とは、将来、途上国が返済することを前提としたもので、「有償資金協力」がこれにあたり、「円借款」とも呼ばれているものです。  
(JICA (a))

本稿では主に二国間援助について取り扱う。以下で「技術協力」と「政府貸付」についての補足説明を行う。

「技術協力」の具体的な内容は、特定の技術や専門知識を持った専門家を途上国に派遣することや、途上国の政策担当者や技術者を日本によんで研修を行うこと、開発調査や必要な資機材の供与、技術訓練センターを途上国につくり、必要な資機材を送ることなどである。

「政府貸付」は日本では「円借款」と呼ばれるように円で貸すローンである。一般に各国の ODA の規模はドルで比べられることが多いが、これはドルに換算して比較しているのであって、実際にドル貸ししているのではない。日本の場合は円で貸しているため、返済も円で行われる。つまり被供与国は円高になると負担が大きくなり、逆もまた然りである。一方、他国の供与する「政府貸付」には、ドルベースのものもある。例えば中国は、ドル建ての援助も行なっている。

ところで、ODA は援助資金が何に使われるのかという視点からも 2 つに分類される。個別のプロジェクトに対する援助は「プロジェクト援助」と呼ばれ、逆に、個別プロジェクトを特定しない援助を「ノンプロジェクト援助（プログラム援助）」と呼ばれる。プロジェクト援助は、原則として、援助を供与するかどうか、事前審査を行う。一方、ノンプロジェクト援助は、基本的に商品借款という形をとる。商品借款とは、被供与国が必要とする物資の輸入代金を援助する形態の援助である。一般的には、武器・贅沢品を除いて、どのようなものを輸入しても構わず、被供与国政府はその物資を売ることで「見返り資金」と呼ばれる資金を得、これを財政資金に充てる。しかし、実際には商品借款に限らず、政策支援借款、セクター・プログラム・ローンなど複数の形態のノンプロジェクト援助が行われている。

最後に、ODA の目的について確認する。一般に人道論と国益論の 2 つが語られている。まず、人道的観点から考える ODA の目的は、簡単に言えば、貧しい人の救済、である。次に、国益の観点から考える ODA の目的は、貧しい国への支援を通じて世界平和を追求することに繋がり、結果的に自国の安全・繁栄をもたらす、というものである。日本の ODA の目的およびその変化は次節で扱う。

## ●第二節 日本と ODA

この節では、戦後の日本と ODA の関わりについて検討する。

終戦直後、日本は被供与国であった。日本は世界銀行から 1953 年から 1966 年にかけて、8 億 6290 万ドルの融資を受けた。その対象は、初期には発電所建設プロジェクトが多く、60 年代には高速道路建設プロジェクトが多い。また、東海道新幹線の建設にも世界銀



行からの融資があった。実際、外務省の発行した、「我が国の政府開発援助の実施状況（1997年度）に関する年次報告」にある「政府開発援助はなぜ必要か」の項には次のように書いてある。

*「半世紀前の終戦直後の窮状において、我が国は海外からの支援により戦後復興を果たし、今日の繁栄の基礎を築いたことを忘れてはならない」*

それでは、日本が供与国となったのはいつからだろう。そのはじまりは、戦後の賠償にあるとされている。1951年9月に結ばれたサンフランシスコ平和条約には、フィリピンとベトナムに対する戦後賠償に関する取り決め事が盛り込まれ、ビルマとインドネシアについては、個別の平和条約により戦後賠償の取り決めごとがなされた（外務省ウェブサイト[b, c]）。この他に、賠償請求権を放棄したラオス、カンボジア、マレーシア、シンガポールにも賠償に準ずる無償の経済協力が行われた（しばしば「準賠償」と呼ばれる）。

しかし、1958年の対インドの円借款は、賠償の性格が強かったこれまでの経済協力政策とは、一線を画したものであった。つまり、初期の円借款をいわゆる「ひも付き援助」で、被供与国は日本の製品を購入しなくてはならなかった。「ひも付き援助」に関して、現在の日本では批判的な意見が多いが、DACのメンバー国の中には、そうでない国もある。実際、当時の日本の経済状況を考えると、ひも付きになってしまうのも仕方がないことだったのかもしれない。この傾向は70年代まで続いた。

1960年代半ばから、日本の経済援助は、アジアにおける外交の手段の性格を帯び始める。これは、日本が提唱した東アジア開発閣僚会議が初めて行われたことや、アジア開発銀行が設立されたことなどが契機となっている。EC諸国がアフリカ地域を、アメリカがラテンアメリカ地域を援助することに加えて、日本がアジア地域を援助するという地理的分担がこの時期に成立した。

さらに、1970年代ごろオイルショックを経て、日本が経済大国として世界に認められていくようになると、日本の援助は世界に対する経済大国の責任であるという認識が広まり、目的となったと考えられる。実際、1970年にODA総額がDACメンバー国の中で第4位であった日本の順位は、83年に西ドイツを抜いて3位、86年にフランスを抜いて2位、1989年にアメリカを抜いて、初めて世界一になった。

また1980年代に入ると「総合安全保障」の確保の役割も開発援助の目的として考えられるようになった。

以上を踏まえた上で、現在の日本の開発協力政策に関して、外務省の発行した「2017年度版開発協力白書」の導入部には次のように書かれている。

*日本の開発協力政策は、開発協力大綱(2015年2月閣議決定)をその根幹としています。日本は、平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく*

積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献し、それを通じて日本の国益の確保を図ることを開発協力政策の基本としています。開発協力大綱は、こうした日本の基本方針を明記した上で、その実現に向けた外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助(ODA)を戦略的かつ効果的に活用していくことを定めています。また、開発課題が多様化・複雑化し、国家のみならず民間企業や NGO をはじめとする様々な主体による開発協力が必要とされている中、ODA にはこうした多様な力を結集するための触媒としての役割も求められています。

日本の ODA は時代によってその役割を変えてきた。特に現代ではその外交手段としての役割が大きい。それだけに、今後、どのような ODA 政策を行い、自国に限らない国際的な平和と安定に貢献するかが大切である。

〔第一章の参考資料〕

<参考文献>

- ・小浜裕久著 (2013)「ODA の経済学 第3版」日本評論社 東京都豊島区
- ・山影進編著 (2003)「東アジア地域主義と日本外交<JIIA 研究 8>」日本国際問題研究所 東京都千代田区

<参考記事>

- ・JICA (独立行政法人国際協力機構) ウェブサイト 「3. ODA の種類や内容について」 (a)

<https://www.jica.go.jp/aboutoda/basic/03.html>

2018 年 9 月 13 日閲覧

- ・JICA ウェブサイト「絵で見る ODA と円借款」

<https://www.jica.go.jp/about/report/archives/jbic/annual/2002/pdf/2.pdf>

2018 年 9 月 13 日閲覧

- ・OECD “IS IT ODA?” (a)

[https://www.sheffield.ac.uk/polopoly\\_fs/1.659262!/file/Is\\_it\\_ODA.pdf](https://www.sheffield.ac.uk/polopoly_fs/1.659262!/file/Is_it_ODA.pdf)

2018 年 9 月 13 日閲覧

- ・OECD “Official development assistance – definition and coverage (b)

<http://www.oecd.org/dac/stats/officialdevelopmentassistancedefinitionandcoverage.htm>

2018 年 9 月 13 日閲覧

- ・THE WORLD BANK “New country classifications by income level: 2018-2019” (a)

<https://blogs.worldbank.org/opendata/new-country-classifications-income-level->

2018-2019

2018年9月14日閲覧

・外務省ウェブサイト「開発協力の意義」(a)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000092329.pdf>

2018年9月13日閲覧

・外務省ウェブサイト「賠償ならびに戦後処理の一環としてなされた経済協力および支払い等」(b)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000100328.pdf>

2018年10月8日閲覧

・外務省ウェブサイト「歴史問題 Q&A 関連資料日本の具体的戦後処理（賠償、財産・請求権問題）」(c)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/rp/page22\\_002287.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_002287.html)

2018年10月8日閲覧

・外務省ウェブサイト「わかる！国際情勢 Vol.116 「未来への投資」としてのODA ～ 国際協力 60周年」(d)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol116/index.html>

2018年9月13日閲覧

・外務省ウェブサイト「開発協力白書・ODA 白書, 参考資料集, 年次報告」(e)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

2018年10月8日閲覧

・外務省ウェブサイト「開発協力大綱について」(f)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>

2018年10月8日閲覧

・経済産業省ウェブサイト 「通商白書 2017」

<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2017/2017honbun/index.html>

2018年10月2日閲覧

・財務省ウェブサイト 「ODA の定義」

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/economic\\_assistance/oda/oda.html](https://www.mof.go.jp/international_policy/economic_assistance/oda/oda.html)

2018年9月13日閲覧

## ○第二章 東南アジア地域の経済発展

第二章では、今後のミャンマーの経済発展を考えるために、東南アジア地域の他国の経済発展の例を考え、次いで、今後の東南アジア経済について考察する。第一節では、ミャンマーの隣国であり ASEAN の設立当初からの加盟国であるタイの経済発展の例を考え、提示する。以上を踏まえ、第二節では、東南アジア地域全体の今後の経済を考える。

### ●第一節 タイの産業

タイは、第二次世界大戦の直後は農業国であったが、現在では一人当たりの GNI が \$5,960 (2017) (THE WORLD BANK (b)) の工業国へと変貌を遂げた。世界銀行の分類によれば、高位中所得国である。この節では、この発展の過程を検討する。

戦後、タイでは、サリット・タナラット陸軍元帥が政権を掌握した。サリット政権では、軍が政治権力を握る一方で、経済面に関しては、官僚が政策の立案・実施を担った。1959年に設立(再編)された国家経済開発庁(NEDB)は国家経済開発計画を度々策定するなど、経済政策の決定を行い、「開発独裁」と呼ばれた。他方、外国の投資のための政策として「投資委員会」が設立され、1960年及び1962年に改正された「産業投資奨励法」には、外国投資に関する優遇措置と規制が定められた。経済発展の初期段階において、輸入代替政策と外国企業の誘致が行われたことになる。

1980年代前半のオイルショックはタイに政策の調整を要請した。具体的には、世界銀行の勧告に基づいて構造改革を実施し、工業政策をそれまでの輸入代替型から輸出志向型へと転換させた。このことが、1985年のプラザ合意後の外国企業のタイ進出のベースとなり、1987年から1995年の年平均 GDP 成長率が 11.2%を記録するほどの急速な成長を後押しした。

1997年には、1990年代初頭から少しずつ発生していたバブル経済が崩壊し、一時\$1=25 バーツ(タイの通貨)だった為替が\$1=50 バーツになるほどの経済水準の回復に4年を要するほどの通貨危機に見舞われたが、バブル期の生産基盤は2000年代以降の外資企業の進出を支えた。タイは世界10位の自動車生産国、世界シェア約四割の HDD(ハードディスクドライブ)の生産拠点となった(2012年)。このことからわかるように、タイの工業製品の主力は労働集約型製品から資本/技術集約的製品へと変わっていった。

ここで、農業にも目を向けたい。なぜなら、タイの工業化が進展したとはいえ、2014年のタイの農林漁業の産業別就業者割合は依然と 35.2%であり、割合が大きいからである。

東西冷戦の時代においてタイは、アメリカに代表される西側諸国にとって東南アジア地域で最も重要な同盟国の一つであり、その国々から受けた借款の多くをインフラ整備に費やした。この結果、かつては未舗装であり、雨季には自動車の通行が困難であった多くの道は舗装され、70年代半ばまでにはバンコクから全ての県に舗装道路での到達が可能となった。この政策によってタイ市場における民間の生産部門の結びつきが強まり、政府は地方の

農家に商品作物を栽培させるかわりに、新たな農地の開拓を援助した。こうして、タイの輸出作物の生産量は増加し、例えば、1980年のキャッサバの生産量は1774万トンで、1970年（299万トン）の約6倍である。その一方で農地開拓による環境の悪化、農業部門の海外市場依存などの問題も発生した。

最後に、名目GDPの業種別割合の変化を考える。まず、1970年から2010年にかけての製造業の名目GDP割合は15.9%から31.5%に増加しており、農林水産業に関しては、25.9%から10.9%に減少した。

このようにタイは確かに工業化をした。しかし、その過程で、今後の課題も浮き彫りになった。例えば、都市の労働力不足の問題。経済成長に伴い、都市では失業率が1.0%以下の年もあるほど、引く手数多である。そのため、タイの地方村落や、近隣諸国（ミャンマー・ラオスなど）からの出稼ぎが増加している。この事態を打開すべく、タイ政府は労働集約的な産業に対する優遇措置を廃止し、産業構造の変化を促している。一方、地方では人口の流出によって農業従事者の数が1970年から2010年にかけて、1790万人から1500万人になるなど、こちらでも労働力不足が続いている。

## ●第二節 東南アジアの産業の展望

この節では、すでに経済発展を遂げたタイの例を踏まえた上で、東南アジア地域の産業の発展に焦点を当てる。

本章の第一節では、タイが工業化を遂げたことを確認した。首都バンコク周辺には生産集積地が形成され、世界のサプライチェーンで重要となる役割を果たすようになった。実際、2011年に起こった大洪水によりタイでの生産が滞ったことは、世界の産業に大きな影響を及ぼした。

その一方で、タイでは労働力不足が続いていることにも触れた。それに加え、タイでは少子化が進展しており、合計特殊出生率は1.5（2010年）と人口を維持するのに必要とされる水準（約2.1）を大きく下回っている。人口も2027年以降減少傾向に転じるだろうとの見通しがある（国家経済社会開発庁）。このようなことから、労働力不足に歯止めがかかる気配はないと言える。

さらにここでは、タイの賃金の上昇にも触れておく。タイの賃金は近年上昇しており、タイの統計局の調査によれば、2011年1月に7,900バーツであった製造業従事者の平均賃金は、2013年4月には10,400バーツにまで上昇した。2年3ヶ月で30%あまり上昇したことになる。この背景には、タイのインラック政権の政策により2013年1月から最低賃金が全国一律に日給300バーツに引き上げられたことがある。

以上のようなことから、タイは労働集約型産業の立地としては魅力を失ってきた。そこで、「タイプラスワン」というビジネスモデルが有望視されている。

「タイプラスワン」とは、これまでタイの生産集積地で行われてきた生産工程のうち、労働集約的な工程をタイから、タイ周辺に移転して、代わりにタイでは資本/技術集約的な

工程を行う、いわば、タイを中心とした国際分業体制のことである。移転先としては、カンボジア、ラオス、ミャンマー（以後まとめて CLM と呼ぶ）の人口規模の多い地域だけでなく、タイとの国境近くの中小規模都市も挙げられる。

このような分業が期待される背景には、既に述べた、労働力不足と賃金上昇という 2 つの要因に加えてもう一つ、タイ側の要因と、それらとは別に、CLM 側の要因もある。

もうひとつのタイ側の要因は、生産拠点と国境地域との輸送インフラが整備されたことである。このことは、既にタイ側の国境地域への生産ネットワークの拡大を可能にしていた。加えてこのことは、周辺国とタイ国内をつなぐことで、国際分業を可能にする。

CLM 側の要因は、各国の情勢が改善し、国際社会の CLM への支援が拡大してきたことである。CLM 各国はかつて社会主義色が濃く、西側諸国から脅威とみなされてきたが、現在では、カンボジアは社会主義体制そのものを放棄し、ラオスは市場経済を導入し、ミャンマーは民主化が進展した。このことが国際社会の支援を呼び、インフラや工業団地の整備が行われ、外国資本の受け入れ態勢が拡充した。加えて、ASEAN 域内の関税撤廃の流れや、現在も進められている通関手続きの簡素化なども CLM の魅力であり、かつ、「タイプラスワン」が期待される要因でもある。

タイ側の要因として、賃金上昇を挙げたので、これに関連した CLM 側の要因として、その労働賃金についてここで触れたい。JETRO の調査によれば、製造業従事者の労働賃金は、バンコク（タイ）で\$378 であるのに対して、プノンペン（カンボジア）で\$170、ビエンチャン（ラオス）で\$121、ヤンゴン（ミャンマー）では\$135 であり、どれもタイの半分から三分の一以下であり、労働集約的産業にとっては好立地と言える。

## 〔第二章の参考資料〕

### <参考文献>

- ・綾部真雄編著 (2014) 「エリア・スタディーズ 30 タイを知るための 72 章【第 2 版】」 明石書店 東京都千代田区
- ・今井昭夫編集代表 東京外国語大学東南アジア課程編 (2014) 「エリア・スタディーズ 129 東南アジアを知るための 50 章」 明石書店 東京都千代田区
- ・久保公二編 (2013) 「ミャンマーとベトナムの移行戦略と経済政策」 アジア経済研究所 千葉県千葉市
- ・田中則仁, 秋山憲治, 石原伸志, 範文勝, 魚住和宏, グェン・ドゥック・ラップ (2018) 「2017 年度 東アジアビジネスの最新動向—中国・ASEAN・日本—」 神奈川大学アジア・レビュー, 05:46-75
- ・田村克己・松田正彦著 (2013) 「エリアスタディーズ 125 ミャンマーを知るための 60 章」 明石書店 東京都千代田区
- ・名和聖高「大メコン圏における国境地域開発と国境貿易」地域政策学ジャーナル 2016, 5(2),1-18

・山影進編著 (2003) 「東アジア地域主義と日本外交<JIIA 研究 8>」 日本国際問題研究所 東京都千代田区

<参考記事>

・J-STAGE (科学技術情報発信・流通総合システム) 小川政道「タイの産業発展と日系企業をめぐる立地環境変化」

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/sisj1986/1998/13/1998\\_13\\_31/pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/sisj1986/1998/13/1998_13_31/pdf/-char/ja)

2018年9月15日閲覧

・THE WORLD BANK “New country classifications by income level: 2018-2019” (a)

<https://blogs.worldbank.org/opendata/new-country-classifications-income-level-2018-2019>

2018年9月14日閲覧

・環太平洋ビジネス情報 RIM 2013 Vol.13 No.51 大泉啓一郎『『タイプラスワン』の可能性を考える—東アジアにおける新しい工程間分業—』

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/7102.pdf>

2018年12月28日閲覧

・日本政策金融金庫 調査月報 2017 No.101

[https://www.ifc.go.jp/n/findings/pdf/tyousa\\_gttupou\\_1702.pdf](https://www.ifc.go.jp/n/findings/pdf/tyousa_gttupou_1702.pdf)

2018年9月15日閲覧

<参考統計>

・THE WORLD BANK “World Bank Open Data” (b)

<https://data.worldbank.org>

2018年9月14日閲覧

・JETRO 「投資コスト比較」

<https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>

2019年1月5日閲覧

## ○第三章 ミャンマーの経済の展望と日本の支援

第三章ではミャンマー経済の展望を考える。第一節で、ミャンマーの期待される役割、現在、今後について考察した上で、第二節では、そのようなミャンマーに対する、日本のアプローチ、特に ODA について考える。

### ●第一節 ミャンマーが期待される役割

この節では、ミャンマーが諸外国・企業から期待される役割について考える。

前節では、タイプラスワンが有望視されていると述べたが、まずここでは、移転先としてのミャンマーを考える。

ミャンマーの移転先としての魅力は、その豊かな人口である。ここで CLM の人口 (2017 年) を比較すると、カンボジアは 1601 万人、ラオスは 686 万人なのに対し、ミャンマーは 5337 万人であり、他の 2 カ国を大きく上回っている。ところでタイの人口は 6904 万人であるが、若年人口だけを比べればミャンマーはタイを上回っている。実際、政府は否定しているが、ミャンマー国内では、若者の五人に一人がタイに出稼ぎに出ていると言われている。ミャンマーへ産業の移転を行えば、大幅かつ長期的なコスト削減が期待できると言える。

そこでミャンマー政府は外資企業の誘致やインフラの整備を進めている。

外資企業の誘致にかかる政策として、経済特区 (SEZ) 法が 2014 年に制定されて、外資企業に対する税制優遇措置や通関手続きの緩和などが進められた。

インフラの整備として、インド洋 (ベンガル湾) に面するモーラミヤイン港 (ミャンマー) から首都ヤンゴンを経由して、タイとの国境地帯にあるミャワディ (ミャンマー) を結ぶ東西経済回廊のミャンマー国内の部分の整備を進めてきた。この東西経済回廊を東側に辿ると、バンコクを通り、さらには太平洋に面するベトナムのダナン港に至る。つまり、東西経済回廊は、インドシナ半島を東西に横切っていると言える。他に、ミャンマー西岸のダウェイ港とバンコクをつなぐ道路も整備されており、タイ、カンボジア、ベトナムの三ヶ国を通る南部経済回廊の延長上に位置することからも物流において重要な役割を担っていくと考えられる。

このようなタイとミャンマーをつなぐインフラが整備されることにはそれ以上の大きな意味がある。つまり、現在、タイからインド、中東、アフリカへ輸出する際の経路として、マラッカ海峡を通過するルートが主流であるが、タイからミャンマー西岸への陸路が利用可能となれば、マラッカ海峡を経由せずにインド洋へ抜けるルートが誕生するということになる。

### ●第二節 日本のアプローチ

この節では、ミャンマーの経済発展に対する日本のアプローチについて考える。なお、



2018年8月14日に在ミャンマー日本大使館で丸山大使から直接伺ったお話も交える。

2012年5月に36年ぶりのミャンマーへの総理訪問が実現した。この際、安倍総理は510億円の円借款に合意し、貧困削減のための地域開発、インフラの改善、ティラワ地区のインフラ開発への援助を約束した。

ところで、2012年の武力衝突を契機に、海外から多くの批判を受け、ミャンマーは多くの欧米諸国から制裁を受けている。このように、国際社会が圧力をかける中、なぜ、日本はその後制裁をかけずにいるのか。そこには二つの理由があると丸山大使は言う。

一つは、圧力で問題は解決しないと考えるから。制裁は最終手段であり、外交は、制裁をしないためにある、というのが日本政府の立場である。

もう一つの理由は、圧力をかければ、スーチー政権が打撃を受け、ミャンマーの民主化が叶わなくなるから。そうして、中国がミャンマーでの影響力を増してくることに日本政府は危機感を抱いており、そうではなく、ミャンマーが日本とともに経済発展をすることが国益だと言う。

日本が国際社会の風潮に逆らって、ミャンマー支援を続けるのには、歴史的な背景もあると言う。というのも、日本が第二次世界大戦でミャンマーに大きな損害を与えたにも関わらず、ミャンマーは日本と長く付き合い続けている。例えば、戦後の日本の食糧難の際、当初はアメリカの支援に頼っていた一方で、その後、ミャンマーが10年間にわたってビルマ米を送って日本を支援した。また、ミャンマーは、戦後日本が初めて賠償協定を結んだ国で、このことをきっかけに他の国々との賠償が進み、日本は国際社会への復帰を果たすことができた。

今後は日本もミャンマーを支援したい、そしてミャンマー支援を通じて、存在感を示し信頼を得たいと丸山大使は語る。

その甲斐もあり、なかなか進展しないでいるミャンマーと UNHCR の難民問題に関連する交渉の仲介や、ミャンマーの歴史の教科書の編纂などをミャンマー政府から依頼されるなど、着実にミャンマー政府からの信頼を得ている。

このことを踏まえて、ここでは、ティラワ経済特区 (SEZ) の開発、および、東西経済回廊を含む物流インフラの開発について考える。

まず、ティラワ SEZ の開発について、日本の援助を考える。ティラワはヤンゴンから車で1時間ほどの距離にある都市で、ベンガル湾に注ぐ川が流れる。現在、ミャンマー側が51%を、日本側 (3メガバンク、JICA) が49%を出資し、官民一体となってティラワ SEZ に2400haの工業団地の開発を行っている。

この工業団地の特徴は、日本が全てのインフラを整備しているという点にある。物流面では港や道路、エネルギー面では発電所と送電設備、他に水道、浄水場や宿舎の整備などを日本が全て行っている。ミャンマーでは停電が日常的に起こるが、日本の建設した発電所は安定的に電力を供給できる。加えて、政府と協力して、生産に関連する手続きを簡略化し、それらが工業団地内で完了するよう、ミャンマー政府の役所を置く準備を進めている。

それらのおかげで、ティラワ工業団地のスペースをすぐに完売したと言う。具体的には、51 の日系企業の他に、タイ（14 社）、韓国（7 社）、ミャンマー（4 社）を含む 99 の企業が工場を置くことが決まっている（2018 年 12 月 1 日現在）。

次に、物流インフラの整備について、日本のアプローチを考える。

ミャンマーでは多くの川が流れているが、内陸水運は発達していない。それは、水深が浅いために大型の船を利用できなかったからや、港が未整備されておらず自然河岸のまま、人力荷役が行われていたからである。

ミャンマーで二番目に多くの人口を抱えるマンダレーの港もこの例外ではなかった。このような現状に対し、日本は 2018 年の 3 月に「マンダレー港開発計画」に対し 60 億円を超える無償の資金援助を約束した。この地域の川の水深で最も浅いところでは 1.5m しかないがこの困難も日本の技術により克服すると言う。この事業は 2020 年に完成し、これにより機械化荷役が可能になり、荷役効率が時間あたり 17 トンから約 100 トンまで増加し、物流の効率化が実現する見通しである。

さらに道路の整備も進めている。現在、ミャンマー国内の東西経済回廊はアジア開発銀行（ADB）の融資と日本・タイの ODA で整備されている。これにより、ヤンゴンとバンコクをつなぎ、タイ企業のミャンマー進出を後押しする狙いがある。この背景にはタイプラスワンの考え方が潜んでいる。

港湾・道路に次いで、鉄道の整備にも支援している。もともとヤンゴンにはミャンマー国鉄により環状鉄道が運営されているが、老朽化が進んでいた。それに伴い、走行速度の低下、遅延、脱線事故が頻発していた。日本政府は 2015 年にこの改修計画に対し、最大 248 億円の ODA を供与した。この事業により、急速に人口が増加していて、道路渋滞が頻発するヤンゴン都市圏の問題の解決が期待される。

これらの、すでに約束された有償・無償の資金援助の加え、まだ調査中の事業についても丸山大使からお話を伺えた。ヤンゴンに外環状道路を整備する計画である。この計画は、ティラワ、ヤンゴンを東西経済回廊につなぐ他、既述の通り渋滞が社会問題となっているヤンゴン市内を通過せずに郊外から地方に向けた物流を可能とするものである。このプロジェクトについては現在も調査中であるが、丸山大使は大変期待を示した。

### 〔第三章の参考資料〕

#### <参考文献>

- ・川島哲(2016) 「メコン川流域の越境とその将来像—ASEAN 経済共同体(AEC) 発足に伴う開発とともに—」 金沢星稜大学論集(平成 28 年 2 月), Vol.49 No.2, 37-44
- ・小林守(2015) 「メコン地域のクロスボーダー生産分業の展望について」 専修ビジネス・レビュー(2015) Vol.10 No.1:105-110
- ・永杉豊 編(2016) MYANMAR JAPON 6 月号 vol.36 (2016 年 5 月 20 日発行)

MYANMAR JAPON Co, Ltd. ミャンマー

<参考記事>

- ・ JICA ウェブサイト ODA 見える化サイト

<https://www.jica.go.jp/oda/project/MY-P15/index.html>

2018 年 12 月 28 日閲覧

- ・ JICA ウェブサイト ニュース「ミャンマー向け円借款契約の調印：ヤンゴン市都市交通網、ヤンゴン首都圏への安定的な電力供給、国際物流網である東西経済回廊を支援(2015/10/16)」

[https://www.jica.go.jp/press/2015/20151016\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2015/20151016_01.html)

2018 年 12 月 28 日閲覧

- ・ JICA ウェブサイト 「ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズ II）(協力準備調査(有償)) スコーピング案」

[https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000newlq-att/mya04\\_sco\\_giji.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000newlq-att/mya04_sco_giji.pdf)

- ・ 外務省ウェブサイト 「東西経済回廊整備計画」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000209406.pdf>

2018 年 12 月 28 日閲覧

- ・ 外務省ウェブサイト 報道発表「ヤンゴン新専門病院建設計画，マンダレー港開発計画，鉄道輸送施設の保守・保線に係る機材供与（経済社会開発計画）」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_005835.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005835.html)

2019 年 1 月 5 日閲覧

- ・ 外務省ウェブサイト 案件概要書「ヤンゴン市外環状道路（東区間）整備計画」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000316282.pdf>

2019 年 1 月 5 日閲覧

<参考統計>

- ・ JETRO 「投資コスト比較」

<https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>

2019 年 1 月 5 日閲覧

- ・ WORLD BANK, World Development Indicators

<https://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=world-development-indicators>

2019 年 1 月 5 日閲覧

## ○終章

終章では本稿において議論してきたミャンマーの今後についてまとめ、今後の課題について示す。

### ●第一節 まとめ

序章では、この論文のテーマであるミャンマー連邦共和国に関して重要な基本事項を説明した。第一章では、ODAをはじめとする資金援助が国家の発展に対して、重要な役割を持ち、また、供与する側にとっても重要な外交手段であることを確認した。第二章では、タイの例を挙げながら、東南アジア地域の経済発展、特に「タイプラスワン」について考えた。第三章では、ミャンマーの発展に向けた取り組みに触れ、後半で日本の支援に焦点を当てた。

第三章のような取り組みから、ミャンマーの工業は今後発展していくと考えられる。その形態は、第三章第一節で述べたような理由から、タイプラスワンの考え方に基づくものが多くなる力が強く働いている。また、タイからインド洋へ出る中継地として発達することも考えられる。その一方で、ミャンマー籍企業の成長も考えられ、実際ティラワ工業地域にはすでに4社の進出が決まっている。

### ●第二節 今後の課題

ミャンマー経済の発展の大きなボトルネックとなっているのはやはり欧米諸国の経済制裁であろう。実際ティラワ工業団地に進出する企業99社のうち93社がアジア籍で、欧米からはわずか5社しか進出していない。また、私がミャンマーを訪れた時も欧米系の観光客がかつて多く訪れていたという観光スポットは、すっかり賑わいを失ってしまった。このことから、経済制裁が打撃を与えていることがわかるだろう。

経済政策のきっかけとなっている民族問題の解決は決して簡単なことではないが、ミャンマー政府に加え、ヤンゴンにも事務所を置くUNHCRや、両者の仲介役となっている日本の働きかけに期待したい。

[終章の参考資料]

<参考記事>

・一般社団法人 日本ミャンマー協会ウェブサイト「ティラワ経済特区 Zone-A/Zone-B 開発プロジェクト概要

<http://japanmyanmar.or.jp/shr/pdf/sez.pdf>

2019年1月5日閲覧

## 都市と農村の格差問題 -ミャンマーにおける特徴的な事例-

東京大学文科三類 1年

福谷 きり

### はじめに

2018年8月7日から15日にかけて行われたミャンマー研修旅行では、ヤンゴンやネピドーといった都市とシャン州などの農村の両方を回った。その中で最も強烈に感じたのが「都市と農村の格差」である。もちろん都市の開発もまだ十分ではない。ヤンゴン市内では居住環境の悪い古い集合住宅やスラムを見かけることがあった。ネピドーの中心部から少し外れたところには、道路脇で牛を引く人々の姿が見られた。また、都市でも農村ほどではないが野良犬が多く見られた。このように、都市の開発も途上ではあるが、農村の暮らしにはそれ以上の衝撃を受けた。電気が通っていない暗い教室の中で勉強をする子供達、蠅が病院内を飛び回るといった衛生状況。しかし、農村の暮らしには、機械化されていない農作業や高度な技術による伝統工芸といった「文化」として生活に根付いたものもたくさんあった。現地の人々が生活の中で大切にしているものを残しつつ開発を進めて行くのはとても難しいことのように思えた。

以上を踏まえ、本論文では、ミャンマーの都市と農村の関係を特異なものにし、両者のバランスのとれた開発の妨げとなり、格差を生んでいる要素は何か、という問いについて考察する。

仮説としては、ミャンマーにおける都市と農村の格差には、一般的な都市と農村の関係に加え、2つの問題が関係していると考えられる。1つ目が民族問題である。すなわち、ミャンマーでは、都市の多くが多数派のビルマ民族居住地域、農村の多くがその他少数派民族居住地域にあり、少数派民族の居住区では開発が遅れていると推測する。2つ目が地理的問題である。ミャンマーには山岳地帯が多い。その地形ゆえにインフラ整備等が進まず、山がちな地域に存在する農村と平野部にある都市の間で格差が生まれていると推測する。

結論を導くにあたって、本論文は、主に経済・教育・医療の3つの観点から格差について考察する。以下、第1節では一般的な都市と農村の格差について、第2節ではミャンマーにおける都市と農村の格差について論じる。

なお、この論文では、農村を第一次産業を基盤とした地域、都市を第二次・第三次産業を基盤とした地域として考える。

## 第1節：一般的な都市と農村の格差

### 1-1. 格差の拡大に関する誤解とクズネッツ曲線

今まで格差の拡大に関して、「急速な成長が必ず所得分配の悪化をもたらす」という誤解がなされてきた。これは1世紀前の欧米工業国の歴史的経験に基づくものであり、アメリカの経済学者であるサイモン・クズネッツによるクズネッツ曲線にも見ることができる、とナヤは述べる。そして、この考え方により、更なる2つの誤解、「拡大する格差は成長過程の正常な一部である」という主張と「格差は急成長に貢献する」という主張が生まれたと言う。この2つの主張が誤っている理由は以下に示す通りである。すなわち、「貧困層の栄養、健康、教育の改善のための支出は人的資本（個人の能力や技術）を向上させ、より高い労働生産性をもたらす」という事実と「富裕層が必ずしも投資のような国内経済の循環に役立つ支出をせず、むしろ個人的な安全の確保、海外旅行、贅沢品の輸入といった支出を増加させる」というよくある事実を考えれば、格差の拡大は経済成長にとっての必要条件でも十分条件でもないからである<sup>1</sup>。

つまり、急速な成長の過程で生まれる格差は是正されうるものであり、是正しようとされるべきものなのだ。

次に、クズネッツ曲線について考えたい。クズネッツ曲線とは、1国が低所得から中所得、高所得へと移行するに従って、所得分配は最初に悪化し、その後改善することを図示した逆U字型の曲線である。この考え方の基礎となるメカニズムは「地方から都市へ、農場から工場への移行と同時に、平均的な所得が増加する<sup>2</sup>」というものである。クズネッツ曲線は、近年民主主義国家において格差が拡大しているという事実から、特殊な地域で特殊な時期に起きた現象を反映しているだけだという批判もある。しかし、ガルブレイスはクズネッツ曲線について以下のように述べる。

クズネッツの分析の最重要な点は、不平等と所得の関係の普遍的なパターンを発見したことではない。最重要な点は、賃金の不平等の変化が、経済活動における産業部門の移行によって主に導かれるという原理を示したことである。このような移行は、経

---

<sup>1</sup> 以上、セイジ・F・ナヤ『アジア開発経済論 持続的成長、貧困削減、危機克服の経験』吉川直人・鈴木隆裕・林光洋[訳]、文真堂、2013年、117-118頁を参考に行っている。

<sup>2</sup> ジェームス・K・ガルブレイス『格差と不安定のグローバル経済学 ガルブレイスの現代資本主義論』明石書店、2014年、62-63頁。

済発展や経済変化において特徴的な現象である。経済的不平等の鍵となる決定要因は、(例えば、農業、工業、鉱業、サービス、金融、政府といった) 経済それ自身の構造がどのように構成されるかである。これは明らかに非常にゆっくりとしか変化しない。二番目の鍵もあるが、こちらはもっと素早く変化する。すなわち、産業部門間の平均所得の格差である。比率(長期)と格差(短期)の変化が、不平等の変化の鍵となる。これがクズネッツの1955年の主張の今も続く教訓である<sup>3</sup>。(筆者強調)

このように、産業部門の移行と産業部門間の所得格差が賃金格差につながるという考え方は、農業部門と製造部門の格差、すなわち、都市と農村の格差を説明する根拠となる。そして、この格差が存在することで、農村から都市へと人口が流出し、都市における労働者が増え、全体的な不平等度が小さくなるのだ。(しかし、都市に出ても安定した職を得られず、インフォーマルセクターの仕事をする人々も多い。そのようなリスクを考えても、期待賃金が都市の方が農村よりも高いため、人口が農村から都市へと流れるのである。)

また、一口に格差といっても、そこには多くの側面が存在する。経済格差、教育格差、医療格差の他にも、法律と観衆における不平等な扱い、人的および物的資本への不平等なアクセス、不平等な経済機会、同じ仕事に対する不平等な報酬など様々な格差が存在する。そして、これらの格差は密接に関係し合っているのだ。

## 1-2. 格差の改善方法

ナヤは、国家の成長には貧困層の引き上げが不可欠だとする。前述のように、貧困層への支出は人的資本の向上につながるからである。逆に、国家の成長は貧困の削減につながる。UNDPの報告書によれば、ミャンマーではGDPを1%上昇させるごとに貧困を1.5%削減できる<sup>4</sup>。つまり、貧困削減と国家の成長は必要十分の関係にあり、教育・医療といった経済以外の分野の振興によりそれらを促進することができるのだ。そして、貧困の削減は格差の是正につながる。実際に、東アジアや東南アジアの経済成長の面で成功を取った国々は、教育、健康など貧困傾向を和らげるのに効果がある他の部門に相当量の公的資源を投入してきた<sup>5</sup>。

それでは、具体的にはどのようなことが行われるべきなのか。政府の役割として、ナヤ

---

<sup>3</sup> 同書、63頁。

<sup>4</sup> UNDP (United Nations Development Programme), *A regional perspective on poverty in Myanmar*, 2013, p.7.

<sup>5</sup> 以上、セイジ・F・ナヤ『アジア開発経済論 持続的成長、貧困削減、危機克服の経験』吉川直人・鈴木隆裕・林光洋[訳]、文真堂、2013年、124頁を参考に行っている。

は「プロ・プア・グロース政策」(貧困層重視の成長政策)として3つの方法を挙げている<sup>6</sup>。

1つ目は相対価格の調整である。これは、売手独占・買手独占を根絶することで、職人や小売店主として農業部門で働く自営業者がより有利な価格で販売、またはより低い価格で投入材を調達することで所得を増やすことを助ける行為である。具体的には、マイクロクレジット(小規模金融)プログラムの創設、起業家のためのインターネット・キオスクや携帯電話レンタル業、協同組合の設立が考えられる。

2つ目は貧困家計の労働生産性改善である。これは、貧困層により良い人的資本やより多くの物的資本、それらへのより良いアクセスを与えることで達成される。具体的には、人的資本に対してはより多くの研修機会、より良い保険・医療、より多くのより良い教育を提供することで、物的資本に対しては農村のインフラ整備、融資へのより良いアクセス、土地改革の実施などを行うことができる。

3つ目は金融商品・サービスへのアクセス拡大である。貧困層が余剰分を蓄積・維持するサポートを行うのである。具体的には、国の金融機関が貧困層の新規事業向けに適切な融資条件を提供する方法を開発し、貧困層の貯蓄の選択肢を増やしつつ、貧困層にリスク管理と貯蓄の選択について教育することが挙げられる。

このような一般的な貧困層の底上げはミャンマーでも行われているのだろうか。また、仮説として立てたミャンマーの特殊性が事実である場合、どの分野に力が注がれるべきなのか。これらについて2-5で検証する。

## 第2節：ミャンマーにおける都市と農村の格差

### 2-1. ミャンマーの都市と農村のいま・むかし<sup>7</sup>

この小節では、1983年と2014年に行われた世帯・人口センサスを比較することでミャンマー農村の変化と現状を確認する。

まず、都市と農村の人口割合について述べる。センサス実施地域(治安上の理由でラカイン、カチン、カレン諸州の一部地域は調査できず)における農村居住人口は、1983年には75.2%だったのに対し2014年には70.4%に減少し、農林水産業従事者の割合も、全就

---

<sup>6</sup> 以下、同書、125-127頁を参考にしている。

<sup>7</sup> この小節は、高橋昭雄『蒼生のミャンマー 農村の暮らしからみた、変貌する国』明石書店、2018年、16-35頁を参考にしている。



業者の 64.6%から 52.4%という割合に変化した。都市化率は 24.8%から 29.6%に変化しているが、都市化率の上昇よりも農業人口の減少幅が大きいのは、農村部でも脱農家が進んでいるからである。人口増加率は都市部においては 1.84%、農村部では 1.04%であり、これが都市化率の上昇の一因となった。このように都市化は進んだものの、ASEAN 加盟国の中では依然として最も低い。つまり、農村人口が ASEAN の中ではまだ最も多い状況である。

次に、世帯の規模について考える。全国の平均世帯員数は 5.19 から 4.41、都市部では 5.17 から 4.54、農村部では 5.20 から 4.35 に減少した。農村部の減少幅は都市部よりも大きく、世帯規模は都市部よりも小さくなった。ミャンマー農村世帯のほとんどは核家族世帯であり、「農村部は大家族」という固定観念がミャンマーには当てはまらないことがわかる。つまり、ミャンマーにおける都市と農村の格差には世帯の規模は無関係なのだ。

次に、農業部門就業者の収入について考える。産業別 GDP で農業が占める割合は、2010 年度の 27.9%から 2015 年度は 18.4%に低下している<sup>8</sup>。高橋によれば、農林水産業就業者の 96%は農業部門に従事しているとし、ある式に必要な数値を当てはめ、全就業者の平均所得に対する農業就業者の所得の割合を計算すると、1983 年は 63.0%、2014 年は 39.2%である。すなわち、1983 年の時点で、すでに農業就業者と他部門就業者の間には相当の格差が存在したが、近年それが拡大傾向にあるということである。

最後に 10 歳から 14 歳の年少者による児童労働について言及したい。1983 年には都市部で 3.9%、農村部で 13.2%であったのに対し、2014 年にはそれぞれ 7.6%、13.8%に増加した。これに対し高橋は「農村部では収穫労働や家畜の世話あるいは他家での家事手伝いといった児童労働が依然として多く、都市部では小規模な家内工業や飲食店での児童労働が増加していることを反映している<sup>9</sup>」と述べる。このような早期の就業は、教育問題にも関係してくる。25 歳以上の総人口のうち、教育を受けたことがないものの構成比は、都市部では 7%、農村部では 20%にのぼる。また、小学校以下の教育しか受けていない者は、都市部では 30%、農村部では 52%に及ぶ。このような低い教育レベルに対し、僧院教育の恩恵もあり、識字率は比較的高い水準にある。しかし、都市部では 95.2%、農村部では 87.0%というように差が見られる。このように、都市と農村の間には教育格差が存在し、児童労働の問題がその一因となっていることが確認できる。

## 2-2. 仮説 1：民族間格差と都市-農村間格差の関係の検証

---

<sup>8</sup> 水谷俊博・堀間洋平『ミャンマー経済の基礎知識』日本貿易振興機構、2017 年、166 頁。

<sup>9</sup> 高橋昭雄『蒼生のミャンマー 農村の暮らしからみた、変貌する国』明石書店、2018 年、29 頁。

この小節では、本論文における1つ目の「ミャンマーの都市と農村の格差に民族問題が関係している」という仮説について考える。このように考えたのは、研修で様々な地域を回っていた際、ヤンゴンやマンダレーといったビルマ族が多い地域は都市化されており、シャン族やインダー族の暮らしはそれが進んでいない印象を受けたからである。

まず、ミャンマーの民族構成について説明する。ミャンマーは135の民族が存在する多民族国家であり、ビルマ族が多数派を占める7つの管区と、少数民族が多数派を占める7つの州に分かれている。州と民族の分布がほとんど一致するという考え方は、UNDPの報告書にも用いられており<sup>10</sup>、本論文でも、7管区と7州の間の格差がそのまま民族間の格差を表していると考えられる。

次に、ミャンマーの農村がどの地域を指すかについて考えることで、都市と農村の格差に民族問題が関係しているかどうかを検証する。以下にミャンマー政府による2014年のセンサスから引用した、性別と州/管区による都市と農村における人口割合に関する表(表1)を添付する。

State/Region	Total Population	Urban Population			% Urban	Rural Population			% Rural
		Both sexes	Male	Female		Both sexes	Male	Female	
UNION	50,279,900	14,877,943	7,114,224	7,763,719	30	35,401,957	17,114,490	18,287,467	70
Kachin	1,642,841	592,368	297,643	294,725	36	1,050,473	557,710	492,763	64
Kayah	286,627	72,418	35,679	36,739	25	214,209	107,534	106,675	75
Kayin	1,504,326	329,166	163,280	165,886	22	1,175,160	575,847	599,313	78
Chin	478,801	99,809	47,198	52,611	21	378,992	182,406	196,586	79
Sagaing	5,325,347	911,335	430,408	480,927	17	4,414,012	2,086,541	2,327,471	83
Tanintharyi	1,408,401	338,419	164,982	173,437	24	1,069,982	535,637	534,345	76
Bago	4,867,373	1,072,336	501,157	571,179	22	3,795,037	1,821,181	1,973,856	78
Magway	3,917,055	588,031	270,624	317,407	15	3,329,024	1,543,350	1,785,674	85
Mandalay	6,165,723	2,143,436	1,033,433	1,110,003	35	4,022,287	1,894,934	2,127,353	65
Mon	2,054,393	572,189	273,561	298,628	28	1,482,204	713,831	768,373	72
Rakhine	2,098,807	354,288	166,857	187,431	17	1,744,519	822,845	921,674	83
Yangon	7,360,703	5,160,512	2,441,229	2,719,283	70	2,200,191	1,075,174	1,125,017	30
Shan	5,824,432	1,395,847	692,453	703,394	24	4,428,585	2,218,257	2,210,328	76
Ayeyawady	6,184,829	872,600	412,693	459,907	14	5,312,229	2,597,115	2,715,114	86
Nay Pyi Taw	1,160,242	375,189	183,027	192,162	32	785,053	382,128	402,925	68

表1：性別と州/管区による都市と農村における人口割合

(出典) *The 2014 Myanmar Population and Housing Census: Highlights of the Main Results: Census Report Volume 2-A*,

p.5, Table 2: Proportion of Enumerated Population in Urban and Rural Areas by Sex and State/Region

<sup>10</sup> UNDP (United Nations Development Programme), *A regional perspective on poverty in Myanmar*, 2013, p.10.

表1から、7管区全体の都市居住人口割合を算出する（7管区の都市人口の和÷7管区の人口の和×100）と、31.5%（小数第2位を四捨五入）となる。この結果とミャンマー全国の都市人口率の30%には大きな差は見られない。以上から、多数派民族であるビルマ族が都市に、その他少数派民族が農村に多く居住している、という事実は、この資料からは読み取れなかった。

他方、農村同士を比較させるとどうなるだろうか。以下に、同じく2014年のセンサスから得られた、州/管区による農業における伝統的な家族労働が総労働人口に占める割合に関する図（図1）を添付する。この割合が高ければ高いほど、農業の近代化が進んでいないということになる。

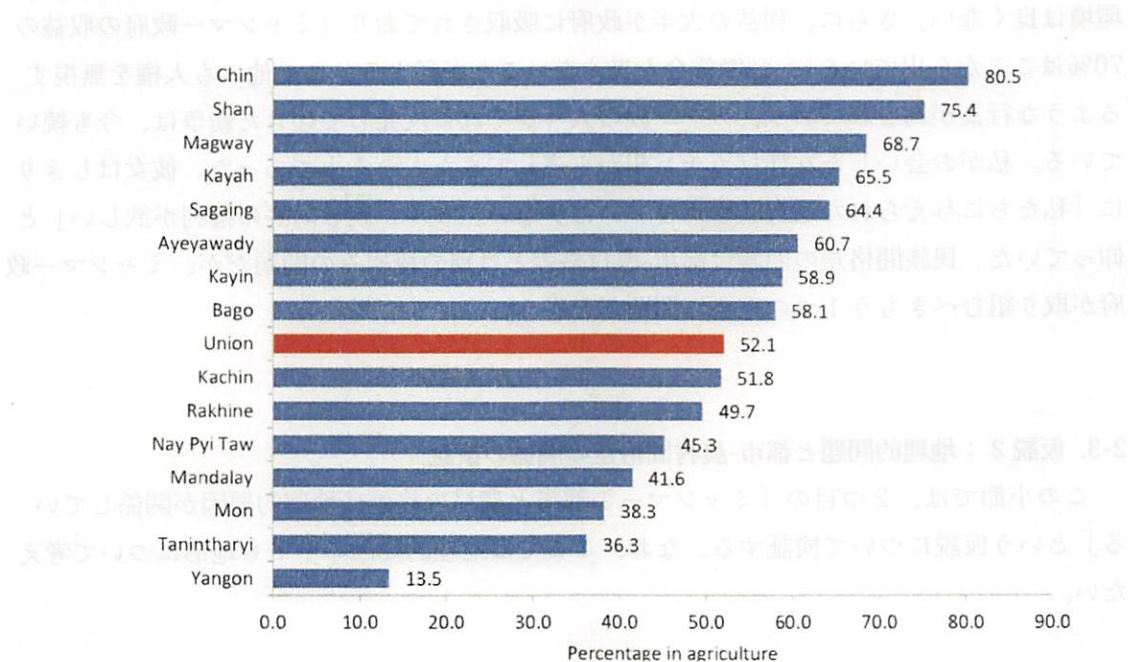


図1：州/管区による農業における伝統的な家族労働が総労働人口に占める割合  
 (出典) *Overview of the Results of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar*, p.47, Figure 5.4: Percentage of employed population in conventional households working in agriculture by State/Region

図1から、7管区で農業において伝統的な家族労働を行っている人口の割合を算出する（[各管区の農村人口<sup>11</sup>×図1に示された割合]の和÷7管区の人口の和×100）と、53.5%（小数第2位を四捨五入）となる。この結果も先ほどの都市人口と同様に、ミャンマー全国平均の52.1%という数字と大差は見られない。よって、農村間にも、ビルマ族とそれ以外の少数民族の間に差があるとは言えなかった。

<sup>11</sup> 農業はミャンマーの主要産業であり、農業が農村における労働の大半を占めることから、ここでは農村人口＝農業従事者人口と考えて計算する。

以上から、ビルマ人が多く居住する地域の工業化の状況は、経済都市のヤンゴンを除けば、少数民族が多く暮らす州と同様の発展状況だということがわかった。結論として、ミャンマーにおける民族間の格差と都市-農村間、もしくは農村同士の間格差に係性はなく、1つ目の仮説は成り立たないことが明らかになった。

蛇足だが、民族間格差があることは否めない。少数民族と多数派ビルマ族の間にある最大の格差は、「権利」に関するものである。具体的には、「ビルマの連邦大統領が各州・管区の統括大臣を選び、その統括大臣が州・管区政府の大臣を選出する」という制度を考えればわかるように、中央集権的な性格が強いのである。また、今回の研修でカチン族の女性に話を伺う機会があった。カチン州では翡翠や琥珀といった資源が採れるが、その労働環境は良くない。さらに、利益の大半が政府に吸収されており（ミャンマー政府の収益の70%はここから出ている）、労働賃金も良くないことが伺える。この他にも人権を無視するような行為が為されており、カチン族の人々がそれに反発して起きた紛争は、今も続いている。私がお会いした女性はカチン州から逃れてきた人の1人であった。彼女はしきりに「私たちに与えられた選択肢やチャンスは少ない。ビルマ族と同等の権利が欲しい」と仰っていた。民族間格差の問題は都市-農村格差とは別の枠組みの問題だが、ミャンマー政府が取り組むべきもう1つの重要な問題だと思う。

### 2-3. 仮説2：地理的問題と都市-農村間格差の関係の検証

この小節では、2つ目の「ミャンマーの都市と農村の格差に地理的要因が関係している」という仮説について検証する。なお、ここでは地理的要因の中でも地形について考えたい。

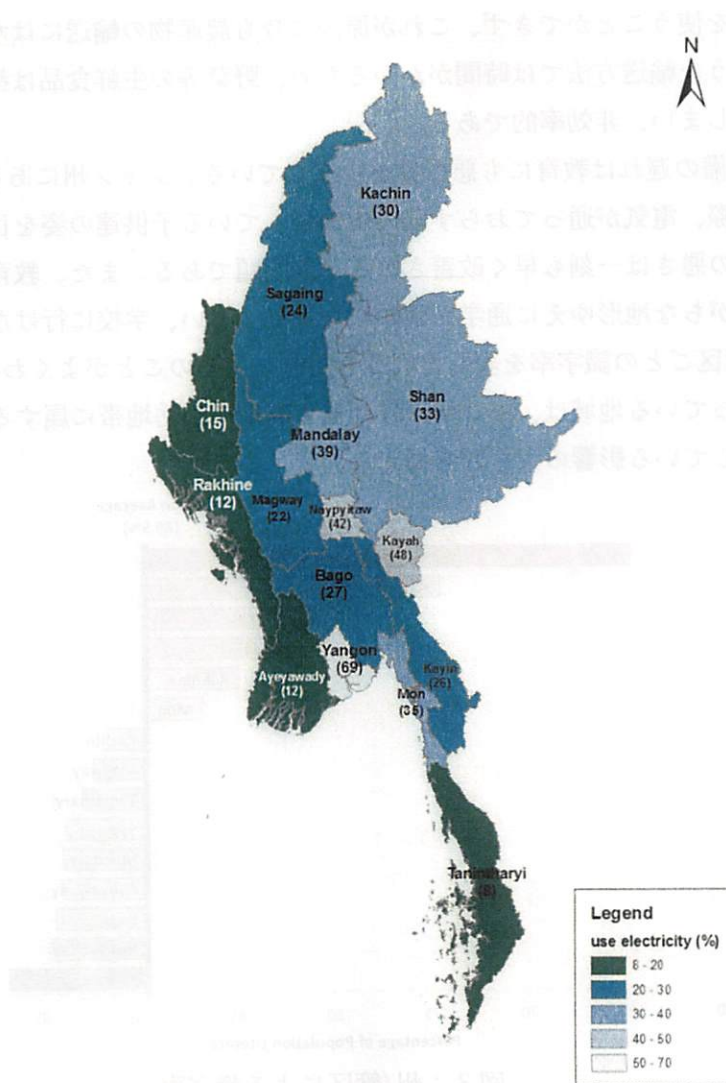


図2：州/管区による発光方法に占める電気を使う割合

(出典) *The 2014 Myanmar Population and Housing Census: Highlights of the Main Results: Census Report Volume 2-A*,

p.31, Figure 41: Percentage of households using electricity for lightning by State/Region

ミャンマーでは東部に高地、西部に山岳地域が分布している。私は今回の研修で東部のシャン州を訪れ、収穫物を水牛に乗せて運搬している人々や、立ち寄った畑で全く機械化されていない光景を目にした。その際に感じたことは「山がちで、伝統的な農業を営む農村が多い」ということである。ここでは、この2つのことを結びつけ、「山がちであるためにインフラ整備が進まず、その結果、農業の近代化や都市化が進まない」と考える。

実際に、各州・管区における電気インフラの整備の進捗を表す下の図2をみると、東部高地、西部山岳地帯ではインフラ整備の遅れが目立っていることがわかる。このようなインフラの整備不足が様々な格差の要因となっている。例えば、道路が舗装されていない

めにトラックを使うことができず、これが原因で今も農産物の輸送には水牛が用いられている。このような輸送方法では時間がかかるため、野菜等の生鮮食品は都市に運ぶまでに鮮度が落ちてしまい、非効率的である。

インフラ整備の遅れは教育にも悪影響を及ぼしている。シャン州にある学校を見学させていただいた際、電気が通っておらず暗い中勉強している子供達の姿を目にした。子供達の学びの環境の悪さは一刻も早く改善されるべき問題である。また、教育へのアクセスも良くない。山がちな地形ゆえに通学が困難になってしまい、学校に行けなくなる子供が多いのだ。州/管区ごとの識字率を表した図3を見ると、そのことがよくわかる。国の平均識字率を下回っている地域は、モン州以外は全て高地や山岳地帯に属するのである。地形が教育に及ぼしている影響の大きさを伺える。

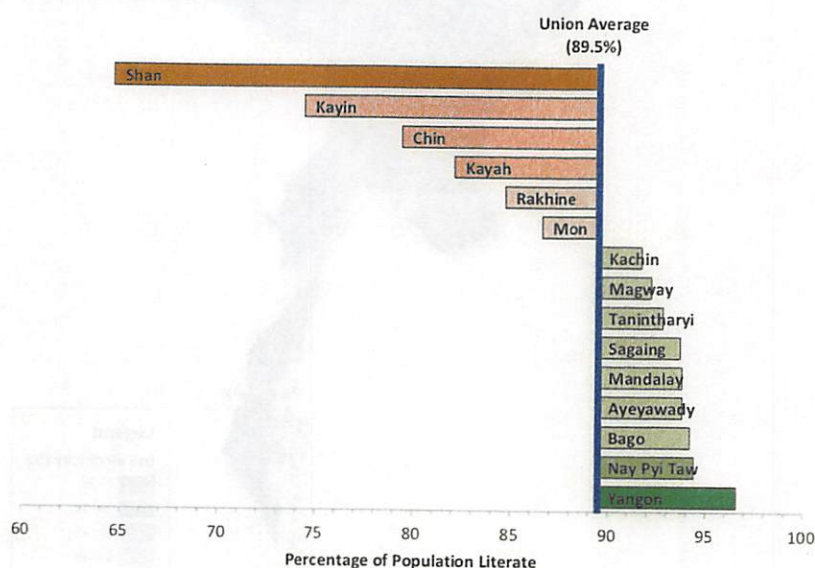


図3：州/管区による識字率

(出典) *The 2014 Myanmar Population and Housing Census: Highlights of the Main Results: Census Report Volume 2-A*, p.18, Figure 22: Literacy rates by State/Region

さらに、医療についても教育と同様のことが言える。すなわち、医療環境とアクセスの悪さである。これは山がちな場所に限らず、ミャンマー全体の農村における病院の話になるが、その衛生状況は良いとは言えない。この研修で何軒か病院を訪問し、違和感を感じたのは、病院内外の遮断性の低さである。電気インフラが整っていない上、良い機械がなく自家発電をすることもできないため、冷房をかけることができず、訪ねた全ての病院において窓を開けて暑さを和らげようとしていた。このような遮断性の低さが一因となり、蠅が病院を飛び回り、患者にたかっている光景には大きな衝撃を受けた。また、医療へのアクセスについては、遠方からやってくる患者の方は滞在費や食費を確保することができないため、術後すぐに帰宅しなければならず、医療者による適切な術後管理がなされないといった問題点もあるという話を伺った。

このように、インフラ整備の進度の違いが都市と農村の間の格差の根底にある。しかし、都市でもインフラ整備の遅れが見られる地域・側面も存在した。「都市と農村のバランスのとれた開発」は、そのまま「都市と農村のバランスのとれたインフラ整備」と置き換えることが可能なのではないか。そのくらい、インフラ整備は開発を考える上で重要な要素なのだ実感した。

## 2-4. インフラ整備と各地の貧困

2-2 でインフラ整備の重要性について論じた。この小節では、特に貧しい地域とインフラ整備の関係性について論じたい。

州・地域名	世帯月収 (kyats)	対全国平均月収比率	失業率 (%)			就業率 (%)			地域・州別貧困率 (%) (2010年)	全国貧困人口占有率 (%) (2010年)
				男	女		男	女		
カチン州	453,875	1.29	3.7	3.5	4.3	64.6	82.6	44.0	28.6 (6)	2.9 (10)
カヤ州	294,398	0.84	2.7	2.7	2.6	72.3	85.7	58.9	11.4 (14)	0.1 (14)
カイン州	346,965	0.99	7.5	7.8	7.1	56.2	75.1	38.3	17.4 (10)	1.9 (13)
チン州	264,188	0.70	5.4	5.9	4.7	61.4	73.0	51.3	73.8 (1)	2.1 (12)
サガイン地域	257,167	0.73	3.6	3.4	3.9	69.7	84.5	56.8	15.1 (13)	6.1 (8)
タニンタリ地域	388,314	1.10	4.6	4.3	5.2	61.3	82.7	40.1	32.6 (4)	3.5 (9)
バゴー地域	288,998	0.82	5.1	4.7	5.8	59.2	81.4	39.5	18.3 (9)	7.2 (7)
マグウェ地域	314,071	0.89	3.3	3.1	3.6	69.0	84.1	56.4	27.0 (7)	8.9 (5)
マンダレー地域	536,081	1.52	3.1	3.1	3.2	65.7	82.8	50.7	26.6 (8)	15.0 (2)
モン州	277,352	0.79	6.2	6.1	6.4	57.2	76.2	40.3	16.3 (11)	2.7 (11)
ラカイン州	262,695	0.75	10.4	9.1	12.8	52.6	75.6	33.2	43.5 (2)	12.2 (3)
ヤンゴン地域	356,281	1.01	4.1	4.3	3.9	60.5	78.3	44.6	16.1 (12)	8.1 (6)
シャン州	408,177	1.16	2.0	2.1	1.9	75.9	86.8	65.1	33.1 (3)	10.6 (4)
エヤワディ地域	204,905	0.58	3.4	3.2	3.8	61.6	82.9	41.8	32.2 (5)	18.6 (1)
ネヒドー特別区	241,825	0.69	2.9	2.9	2.9	67.8	84.5	52.1		
全国	351,688	1.00	4.0	3.9	4.1	64.4	81.9	48.4	25.6	100.0

(注) 地域・州別貧困率及び全国貧困人口占有率の ( ) 内は順位

(出所) 「2014年人口・住宅センサス」及びIHLCA(2011)に基づき筆者作成

表2：州・地域別所得及び雇用水準と貧困状況

(出典) 内田勝己「ミャンマーの地域特性と格差」71頁、

表4-1：州・地域別所得及び雇用水準と貧困状況

表2によると、ミャンマーで最も貧困率の高い3地域はチン州、ラカイン州、シャン州といった高地・山岳地帯であり、それに続くのがタニンタリー管区、エヤワディ管区といった沿岸部である。高地や山岳部における農村の貧困とインフラ整備の関係性についてはすでに2-3で論じたため、ここでは後者に着目したい(また、ラカイン州の貧困率の高さは長年続いている紛争もその一因だと考えられる)。

なぜ沿岸部で貧困率が高いのか。タニンタリー・エヤワディ両管区にはデルタが広がっており、熱帯性の気候区に属することから、稲作を営む農村が多い。しかしながら、灌漑設備や圃場、農業用機械といった農業インフラの整備や導入が進んでいないことや、近代

的な農業に関する知識が不足していることなどが原因で、その生産性は高くない<sup>12</sup>。インフラ整備が進んでいないことは、図2を見れば明らかである。また、米は自給的作物であるため価格操作が難しく、商品作物のように高額での取引に持ち込むことが難しい。これらが原因となって、タニンタリー・エヤワディ両管区では貧困率が高いと考える。

## 2-5. 農業の課題<sup>13</sup>

前述のように、産業別 GDP に対し農業が占める割合は減少しているが、それでもミャンマーにおいて農業は重要産業である。しかし、この論文のテーマでもあるミャンマーの都市と農村の格差は存在し、そればかりか拡大傾向にある。この小節では、その一因として考えられる農業の課題について言及する。

水谷らによると、ミャンマーの農村の課題は主に3つある。

1つ目が、生産性の低さである。ミャンマーの農業の生産性を日本と比較すると、コメは日本の6割、豆類（ドライ）は7割である。この生産性の低さには主に3点の理由がある。1点目は、十分な肥料を購入できないことである。これは、ミャンマーの農民の所得の低さに起因している。2点目は、農民の農業に関する知識不足である。肥料を購入する余裕があったとしても、知識不足が原因で適切な肥料を選べなかったり、肥料を投入し過ぎてしまったりするといった問題がある。3点目は、農業の近代化の遅れである。この研修で訪れたシャン州の農村では、人々が大勢で種まきをしたり、水牛により農作物を運搬したりしている光景を目にした。ミャンマー政府はこのような近代化の遅れに対し、農民の農業に関する知識の向上、資金調達・ローンの提供、生産者の国際市場へのアクセスを目指し、農業開発戦略の策定を進めている。さらに、地方の管区や州が独自に農業を支援する動きもある。例えば、2017年1月、ヤンゴン管区は農相の近代化に向けて管区内の農業案件に80億チャットの投資をすると発表した。

2つ目が、2-2、2-3でも言及したように、道路や電力などのハードインフラの未整備である。道路が整備されていないために、トラック等による農産物の運搬が難しく、水牛を用いる。しかし、水牛による運搬は当然トラックよりも時間がかかるため、鮮度を保ったまま

---

<sup>12</sup> 経済産業省「ミャンマー産業発展ビジョン～Next Frontier in Asia: Factory, Farm, and Fashion～」2015年、32-33頁。

<sup>13</sup> この小節は

-水谷俊博・堀間洋平『ミャンマー経済の基礎知識』日本貿易振興機構、2017年、166-171頁

-経済産業省「ミャンマー産業発展ビジョン～Next Frontier in Asia: Factory, Farm, and Fashion～」2015年、30-37頁

を参考にしている。



消費地へ届けることができない。このことが、農業の売り上げが伸びない一因となっている。また、電気がなければ農業機械を使用することはできない。このように、ハードインフラを整備しないことには農業の生産性や農民の所得を向上させることは不可能である。

3つ目が、農作物の品質が低いことである。例えば南部のモン州やタニンタリー管区の天然ゴムは、低品質であるために国際競争力が低く、輸出が伸びていないのが現状である。これに対しては、複数の NGO や国際機関が技術支援を行っており、加えて、ゴム関連産業の振興も期待されている。

## 2-5. 各国政府や国際機関の取り組み

ここでは、ミャンマー政府や他国政府、国際機関による、ミャンマーにおける都市と農村の格差是正に向けた取り組みを紹介する。

まず、ミャンマー政府の取り組みについて述べる。ミャンマー政府は今年（2018年）8月に、‘Myanmar Sustainable Development Plan’（「ミャンマー持続可能な開発計画」、以下 MSDP）を発表した<sup>14</sup>。その中で、都市と農村の経済格差の是正に向けた取り組みとして、12の経済政策を発表した。そのうちの1つに「農業と工業のバランスのとれた発展」についての項目があり、この内容は後述する日本政府が提案した政策内容と軌を一にしている。

教育格差是正に向けた取り組みを紹介する。今回の研修で国会を訪問させていただいた際、ミャンマー政府が以下のような対策を講じていることを知った。設備面では、平地ではおよそ3マイルおきに、山岳地帯では1マイルおきに学校を設立する許可を与える法律の作成、資金面では、学校から離れた場所に暮らす子供達に毎月3000チャットの支援金を出すという補助の付与などである。加えて、教員数を増やすために、山岳地帯に居住する人々を平地の都市の民族学校で教員として育成し、再び山岳地帯へ送り返し教員として働いてもらう（その際の給料は通常時の2倍）、といった教員育成プログラムも考えられている。この制度は山がちで不便な地域に進んで勤務する教員が少ない状況を打開する手だてとなりうる。さらに、ミャンマーには公立学校を補う僧院学校という場が存在する。僧院学校は王朝期から教育を担ってきた。植民地時代を経て一時その地位は低下したが、都市の貧しい子供達や近くに学校がなくて通えない農村の子供達の教育の場として再び注目を集め、1992年以降は政府が僧院教育を正式な学歴として認めるようになった。このような僧院学校は全国に約4000存在する。現在、僧院学校に公立学校と同じカリキュラム

---

<sup>14</sup> 以下、The Government of the Republic of the Union of Myanmar Ministry of Planning and Finance, *Myanmar Sustainable Development Plan (2018–2030)*, 2018, pp.6, を参考にしている。

を適用することで、僧院学校以降の進学を円滑化するとともに、補助金を提供するといった、僧院教育を積極的に支援・促進するための計画が進行中である。ミャンマーでは、様々な改革がなされている最中である。

医療格差に向けても、MSDP の 4.2 の中で方針が言及された。ミャンマーの医療制度は整備途上である。たとえば、国内にある 4 つの医大を毎年およそ 1600 人が卒業し医師免許を取得するが、病院施設の不足等が原因で全員雇用が実現せず、国外に医療人材が流出することもしばしばである。このような無駄や効率の悪さを減らすような医療制度の確立が急務であり、MSDP の中でもこのことが真っ先に言及されている。

次に、他国政府の取り組みの例として、日本の ODA の取り組み内容について述べる。本研修で日本大使館を訪問し、丸山大使にお話を伺う貴重な機会をいただいた。その際に「農村と都市に対する支援のバランス」について質問をさせていただいたところ、「サプライチェーン」に支援の重点を置いている、というご回答をいただいた。以下、丸山大使のお話と日本の経済産業省の論文<sup>15</sup>をもとに、都市と農村の格差是正に向けた日本政府の提案と支援内容を述べる。

日本の経済産業省は 2015 年に「ミャンマー産業発展ビジョン」という、ミャンマーが経済発展を達成する上で浮き彫りになってきた課題とその対策の提案を記したものを発表した。その中で提示された課題は主に「国内産業の育成」と「都市と地方の均衡ある発展」である。そして、それらの課題に対する対策として重視された 5 つの観点のうちの 1 点が「インフラと連結性の向上をテコにした産業振興」である。ここでのインフラは、電気をはじめとしたエネルギーや物流インフラを含む。そして、都市と農村のバランスのとれた発展を考える上で最も大切なのが、物流インフラすなわちサプライチェーンの整備である、と丸山大使はおっしゃっていた。農村で生産した農産物を、より効率のかつ低コストで運送できれば、無駄な支出が減り農村の収入が増える。これが都市と農村の格差の削減につながるからだ。なお、このような日本政府による取り組みは、1-2 で述べた 2 つ目の方法である物的資本へのアクセスの円滑化を図ったものである。

農業に関係する物流インフラは、大きく、道路、鉄道、水運の 3 つに分けられる。各分野における日本の経済産業省の提言と支援内容を以下に紹介する。

まず道路についてである。まず、2-1 で述べたように、道路の整備不足が原因で、農産物の輸送は水牛によるところが大きい。農村と都市を結ぶ道路の整備が必要である。加えて、現在道路による運輸（トラック輸送）で生じている問題点は主に 2 点ある。1 点目が、ヤンゴン・マンダレー間の高速道路におけるトラック通行の禁止である。高速道路の代わりに国道 1 号線を利用することで、所要時間の長さ、低い整備水準を伴う積載荷物へ

---

<sup>15</sup> 経済産業省「ミャンマー産業発展ビジョン～Next Frontier in Asia: Factory, Farm, and Fashion～」2015 年。

の痛み、生活道路への悪影響等の弊害が生じている。この禁止を解くことが提言されている。2点目は、帰り荷が確保できないために輸送単価が高くなってしまふことである。この対策として、混載物流促進のための混載便の普及や求荷求車情報の共有化等を業界内で進展させていくことが提言されている。ちなみに、日本では全日本トラック協会が独自のネットワークを構築し、求荷求車情報に関わる情報を共有することで無駄を減らしている。このような情報共有システムの構築が無駄の削減につながるだろう。

次に鉄道についてである。丸山大使館によれば、ミャンマーの鉄道は15~20km/時の速さであり、鮮度を保ったまま農村から都市へ野菜を輸送するのは不可能である。また、マンドレーといった内陸の都市（＝消費地）には港が存在せず、水運による輸送も不可能である。以上から、現在野菜の輸送はトラックが主だが、トラック輸送の物流代は、前述の帰り荷の不確保等の問題もあって、船による輸送の倍かかる。このような状況を考え、日本政府は鉄道整備に力を入れることにした。日本のODAは物流の円滑化を図るために総距離700kmの鉄道の修理を行っている。これにより、輸送にかかる時間、コスト、人手を削減することができるのだ。

最後は水運についてである。これについては、エヤワディ川等を利用した内陸水運やその拠点となる内水港の施設、コールドチェーン網、内陸物流基地等の物流関連施設の整備が必要だとされている。船による輸送は、前述のようにトラック輸送よりもはるかに安価である。これを考えれば、鉄道の整備と同時進行で内水運の整備を進めていく必要があると思う。

最後に、国際機関による支援について述べる<sup>16</sup>。UNDPやUNFPAといった国連機関が、ミャンマーにおける開発と貧困層支援に携わっている。その中でも、UNDPミャンマーによるマイクロファイナンスについて紹介したい。マイクロファイナンスとは、貧困層や低所得者を対象に行われる小規模金融のことであり、1-2で述べた1つ目の相対価格の調整と3つ目のお金の管理のサポートの両方を含む支援だと言える。貧困削減を目的とするため、貧しい人々を対象に農業だけでなく非農業にも必要なお金を貸し出す点が、一般的な農業金融との相違点である。ミャンマーにおけるマイクロファイナンスは、UNDPミャンマーがPactミャンマーという国際NGOに委託して実施されている。対象地域は内陸部のドライゾーン（マンドレー管区、マグウェー管区、ザガイン管区）、山岳部（シャン州）、沿岸部のデルタゾーン（ヤンゴン管区、エヤワディ管区）の3地域である。また、融資対象者は富裕層以外の世帯の18歳以上の成人女性のうちの、希望者の一部である。返済不能を防ぐために、定期的に分割返済をすること、5人1組を作りそのグループ内で連帯責任を負う、借り入れ限度額は逐次的に増加するといった仕組みをつくったり、

---

<sup>16</sup> 以下、布田朝子『ミャンマー農村とマイクロファイナンス 貧困層によりそう金融プロジェクト』風響社、2010年 を参考にしている。

Pact ミャンマー独自のルールとして事前講習会への参加が義務付けられたりもしている。マイクロファイナンスで借り入れたお金は、肥料の購入から家畜の購入まで様々な用途に使われる。

しかし、マイクロファイナンスを実施できない地域もある。貧しすぎて返済の目処が立たず、マイクロファイナンスすらできないことや、村の外で働く人々が多いために定期的な集会在が難しいことなどが理由として挙げられる。そういった人々への支援として、UNDP ミャンマーはSRG（自助組織）活動という支援を行なっている。具体的には、貧しい村において貧困世帯の成人女性15人程度から成る組織を作り、メンバーの共同の貸出・預金活動をサポートするという支援内容である。マイクロファイナンスとの違いは、より柔軟性が高いという点である。貸出側は管理が大変だが、借入側にとっては便利な制度である。例えば、定期的な分割返済が負担になり、マイクロファイナンスを続けられなかった人々がいるが、SRG活動においては、グループ内で話し合い、返済の延長を決め、収穫後に一括して返済することを決めることができるという柔軟な対応がなされている。そのため、グループによってルールや返済できなかった場合の罰則が異なる。

さらに、SRGにすら参加できない最貧困層に対するPoPという支援も行われている。

このように、UNDP ミャンマーはマイクロファイナンス、SRG活動、PoPの3層構造の支援を行い、下層の支援を受ける人々を上層へと引上げ、貧困を削減する活動を行なっている。これらの活動は一定の成果をあげてきた。布田がミンミエイ村でSRGメンバー36世帯を対象にアンケートを行なった結果、3人に1人が「世帯の所得が増加した」と回答したという。マイクロファイナンスの融資総額や件数は増え続けている。

しかし、このような活動にも限界がある。それは、医療費等の高額のお金の借り入れが厳しい点である。借入金が高額であればあるほどグループが返済不能に陥るリスクは高まる。現地で伺った話によると、ミャンマーの農村においては、家族の1人が病気にかかる、医療費がかかるだけでなく労働力が減るといった問題も同時に起こる。病院では、医療者の人数が不足しており、ナースコールもないため、家族の1人が入院した場合、他の家族が交代で付き添っていなければならない。さらに、食事も支給されないためお弁当を届ける必要も出てくる。このように、複数の問題が同時に起き、最も困窮した状況においてマイクロファイナンスの制度が機能しないのは大きな問題であり、現地の人々の暮らしの改善のためにさらに柔軟性を高めて行くことが必要とされている。

## むすび

本研修で最も私に強烈な印象を与えたのは、都市と農村のギャップであった。日本でも地方と都市の格差はしばしば叫ばれ、問題視される。しかし、ミャンマーで目にするそれは日本以上のものであり、その根底にあるものが何なのかという疑問について本論文で考

察してきた。その結果、1つ目の「民族間格差＝都市-農村間格差」という仮説は成立しなかったが、2つ目の「地理的要因が都市-農村間格差に関係する」という仮説は正しいと言えそうである。

今回検証した地理的要因は「地形」であるが、「気候」という面でも、南部の熱帯地域や中部の乾燥地域というように、ミャンマーは非常に多様な性質を持っている。このような多様性を有することは、弱点にも利点にもなりうる。地形の問題がインフラ整備に及ぼす影響は大きい。その一方で、気候の多様性は様々な農産物を生産することを可能にしている。ミャンマーを特殊にしている上記の要素の弱点は克服し、利点を活かすことが今後のさらなる発展につながるだろう。

このような弱点を克服するためには、2-3、2-4で強調したようにインフラ整備に力を入れる必要がある。本論文では、これに対する日本のODAの支援を紹介した。しかし、日本が行うマクロな支援と並行して、逼迫した人々の生活へのミクロな支援も必要である。この観点で、UNDP ミャンマーによるマイクロファイナンスが有効なのだ。このような支援を受けつつ、ミャンマー政府は教育等の分野での格差是正への取り組みにも乗り出している。

本論文で見てきたように、ミャンマーでは都市化はまだ十分には進んでおらず、様々な整備が途上である。研修中には、ミャンマーが抱える問題の大きさを目の当たりにして混乱してしまう時もあった。しかし、山積した問題の解決に取り組む活動がミャンマー中で展開されている。研修中にお伺いした各機関の方々の熱心なお話や、研修終了後の調査を通して知ったその他の取り組みを考えれば、楽観的観測かもしれないが、ミャンマーの将来は明るいのではないだろうか。

## 参考文献

内田勝己「ミャンマーの地域特性と格差」摂南大学経済学部、『摂南経済研究』第6巻  
第1・2号別冊、2016年

経済産業省「ミャンマー産業発展ビジョン～Next Frontier in Asia: Factory, Farm, and  
Fashion～」2015年、  
<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150703007/20150703007-1.pdf> 2018  
年9月1日閲覧。

ジェームス・K・ガルブレイス『格差と不安定のグローバル経済学 ガルブレイスの現代  
資本主義論』明石書店、2014年

セイジ・F・ナヤ『アジア開発経済論 持続的成長、貧困削減、危機克服の経験』吉川直  
人・鈴木隆裕・林光洋[訳]、文真堂、2013年

高橋昭雄『蒼生のミャンマー 農村の暮らしからみた、変貌する国』明石書店、2018年  
布田朝子『ミャンマー農村とマイクロファイナンス 貧困層によりそう金融プロジェクト』風響社、2010年

マーティン・スミス『ビルマの少数民族 開発、民主主義、そして人権』高橋雄一郎  
[訳]、明石書店、1997年

水谷俊博・堀間洋平『ミャンマー経済の基礎知識』日本貿易振興機構、2017年  
みずほ総合研究所『全解説ミャンマー経済』日本経済新聞出版社、2013年

Department of Population: Ministry of Labour, Immigration and Population: Nay Pyi Taw,  
*Overview of the Results of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar,*  
2017,  
[https://themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/Report\\_Overview\\_Results\\_of\\_the\\_2014\\_Census\\_DOP\\_Dec2017.pdf](https://themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/Report_Overview_Results_of_the_2014_Census_DOP_Dec2017.pdf) 2018年8月30日閲覧.

The Government of the Republic of the Union of Myanmar Ministry of Planning and  
Finance, *Myanmar Sustainable Development Plan (2018 – 2030)*, 2018,  
[http://themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/Core\\_Doc\\_Myanmar\\_Sustainable\\_Development\\_Plan\\_2018\\_-\\_2030\\_Aug2018.pdf](http://themimu.info/sites/themimu.info/files/documents/Core_Doc_Myanmar_Sustainable_Development_Plan_2018_-_2030_Aug2018.pdf) 2018年9月13日閲覧.

THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR, *The 2014 Myanmar Population and Housing Census: Highlights of the Main Results: Census Report Volume 2-A*, 2015, <https://myanmar.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/Census%20Highlights%20Report%20-%20ENGLISH%20%281%29.pdf>  
2018年8月25日閲覧.

UNDP (United Nations Development Programme), *A regional perspective on poverty in Myanmar*, 2013,  
<http://www.se.undp.org/content/dam/sweden/Rapporter/A%20regional%20perspective%20on%20poverty%20in%20Myanmar.pdf> 2018年8月30日閲覧.

## 難民と教育問題

### —ミャンマーにおける教育の現状と改善点について—

東京大学前期教養学部文科2類1年

池江 麗央

#### 1 はじめに

2018年8月7日(火)から8月15日(水)までのおよそ1週間、私はミャンマー研修旅行に参加した。この研修旅行は元 UNHCR Japan 国連難民高等弁務官駐日事務所駐日代表の滝澤三郎さんが毎年主催しているプログラムである。この頃、巷を騒がせているミャンマーのロヒンギャ難民問題をニュースなどで度々目にしていた私は、何が原因で何が問題なのか、そしてどうすれば解決できるのかについて考える機会が多く、また、もともと世界の貧困問題や教育問題、難民問題に興味があったことも相まって、この研修への参加を強く決意した。

ここでは、実際にインレー湖周辺の市場を視察し現地の方々とコミュニケーションをとったり、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)、社会福祉庁、国家計画・経済開発庁、国会議事堂、在ミャンマー日本大使館、ミャンマーの少数民族の一つカチン族の村などを訪れ、そこで実際に勤務されている方、実際に生活をされている方から直接対話をし、我々がよく知らなかった現状に関する話や行っている取り組みについてなどを聞いたりするという大変貴重な経験をした。そこで本研究では、この研修旅行で得られた知見を生かし、ミャンマーにおける難民と教育問題を中心に考察していく。

#### 2、難民問題の経緯

先ほど例にも挙げたが、まずはロヒンギャ難民問題から考察していこう。

ロヒンギャ族はインドのベンガル地方に起源を有し、ロヒンギャ語を母語とし、イスラーム教徒が大多数を占める。ミャンマーのラカイン州に居住しており、人口は100万人ほどである。世界各地に移住したのもいるので正確な数字はわからない。BBCのインタビューによると、彼らは8世紀からラカインの地に定住し続けているという。

ロヒンギャを名乗るようになった集団そのものは15世紀まで遡ることができる。当時のラカイン地方に存在したアラカン王国(1430-1784)の中に、ベンガル出身のムスリムが居住し、王宮内で役職に就いた者もいた。その後、19世紀に入ってラカイン地方がイギリスの植民地となると、ベンガル地方から連続して移民が流入し、数世代にわたってラカイン西北部に住み着き土着化する。このときから多数派のラカイン人仏教徒とのあいだで対立が本格化し始める。

20世紀になると、第二次世界大戦中の日本軍のビルマ占領期に、日本側が武装化した仏教徒ラカイン人と、英側が武装化したムスリムとのあいだで戦闘が生じ、日本とイギリスの

代理戦争、宗教戦争とでもいうべき戦争と化し、両者の対立は頂点に達する。戦後も東パキスタン（現在のバングラデシュ）からの移民が食料を求めてラカイン西北部に流入し、独立して間もないビルマ政府の統治が及ばないなか、その一部はムジャヒディンを名乗って武装闘争を展開した。その後も1971年のインドーパキスタン戦争（バングラデシュ独立戦争）の混乱期にラカインへ移民として流入して言った。

つまり、以上をまとめると、ロヒンギャを名乗る民族集団は、15世紀からのアラカン王国時代のムスリムを起源に、19世紀以降の英領期の移民、第二次世界大戦直後の混乱期の移民、そして1971年のインドーパキスタン戦争期の移民の四重の層から構成されるのだ。

1948年に独立したビルマは、しばらくの間、ロヒンギャを差別的には扱わなかった。1950年代後半から60年代初頭までロヒンギャ語によるラジオ放送を公認していたほどである。ラジオ放送が公認されていたのは今ではいうまでもなく考えられない。

しかし、1962年に軍事クーデターが起き、政府軍（国軍）が主導するビルマ民族中心主義に基づく中央集権的な社会主義体制（ビルマ式社会主義）が成立すると、扱いが急速に差別的となり、1978年と1991-92年の計2回にわたり、20万人から25万人規模の難民流出をひきおこしている。ここが、ロヒンギャ難民問題の始まりである。この間、1982年に改正国籍法（現行国籍法）が施行されると、それに基づき、ロヒンギャはミャンマー土着の民族ではないことが「合法化」され、ロヒンギャを主張する限り、外国人とみなされるようになった。状況によっては臨時の国籍証明書が与えられ、自ら「ベンガル系」であることを認めた者には正規の国籍が与えられることもあった。これは、国籍法が形だけのもの（言葉だけのもの）になっていて、形骸化してしまっていることを示している。カギカッコをつけて表記しているのもそのためである。

さて、先ほどロヒンギャ族に対して差別的な扱いが始まったと述べたが、具体的に見ていこう。彼らに対する差別は、おもに1960年代後半からの不法移民調査を理由にした政府軍や警察による執拗な嫌がらせに始まる。ロヒンギャという名乗り自体を政府によって公式に否定され、地元のラカイン州では多数派の仏教徒ラカイン人による中傷や人的攻撃にさらされ、両者の間で大小の民族暴動が何度か発生した。

ロヒンギャが多数派を構成するラカイン州西北部のマウンドーとブーディータウン両郡では、1990年代以降、その地域から外への移動が許可制となり、多数派ラカイン人と少数派のロヒンギャが共存する州都のシットウェーでは、2012年に発生した両者間の民族暴動を機に、中央政府がロヒンギャ住民を収容所のような一区画に押し込め、そこから出られなくした。これは、ポーランドでのアウシュヴィッツ収容所を想起させる。

また、2014年に31年ぶりに実施された人口調査では、ロヒンギャはベンガル人だと認めない限りカウント対象からはずされ、さらに臨時国籍証をはく奪して「審査対象中」というカードをかわりに与え、事実上の無国籍者とした。これが先ほど述べた国籍法の形骸化である。翌2015年には総選挙を前に、それまで認めていた選挙権と被選挙権もとりにあげた。



同年 5 月には人身売買業者が仲介したロヒンギャ難民のボート・ピープル事件も発生し、南タイ沖で木造船に乗ったロヒンギャ集団が漂流したり、陸上で人身売買業者によるロヒンギャの集団殺害が発覚したりして、国際社会を騒がせている。

では、なぜこのような差別が始まったのだろうか。理由は 3 つあるようだ。

一つ目は、ロヒンギャに対する人種差別意識の存在である。多くの人種差別の原因がそうであるように、やはりロヒンギャ族に対する人種差別の原因もルックスや言語、宗教にあるようだ。顔の彫りが深く肌の色が一般的なミャンマー土着民族より黒く、ミャンマーの国家語であるビルマ語を上手く話せない（ロヒンギャ語を母語にしている）ことへの嫌悪感が、彼らに対する差別を促進させている。

もうひとつは彼らが保守的なイスラームを信仰する集団だからである。国民の 9 割近くを占める上座部仏教徒は、少数派のヒンドゥー教徒やキリスト教徒に対してはそれほどの差別意識を持たないが、ムスリムに対しては強い嫌悪感を有している。ムスリムが仏教徒女性を騙して結婚し、イスラームに改宗させ、子供をたくさん産ませているという誤った理解、もつという偏見も広くいきわたっている。また人口統計による証明はできないのにもかかわらず、彼らはムスリムが高い出生率を維持して人口を増やし、仏教徒の聖地であるミャンマーを乗っ取るのではないかという漠然とした恐怖心を抱いている。過去、世界史のなかでも十字軍遠征などを見てもわかるように、頻繁に宗教を中心とした侵略が行われている。

そして最後、3 つ目は、これが最大の理由であるのだが、ミャンマー人にとって、ロヒンギャがベンガル地方（バングラデシュ）から入ってきた不法移民であり、勝手にロヒンギャなる民族名称をでっちあげ、ミャンマー連邦の土着民族を騙っていると強い反発を持っているからである。そして、彼らにとって、ロヒンギャは民族ではなく、ベンガルからの（不法）移民集団でしかないと考えてしまっている。リベラル派（民主化支援派、人権派）のミャンマー人であっても、そうした理解に大きな違いはない。

こうした現状を鑑み、若者に対する教育の改善が大きな課題になっている。なぜなら、差別に対するこれら 3 つの原因は歴史教育の欠如にあるからだ。ミャンマー人がロヒンギャ民族に対する悪いイメージを取り除く必要がある。しかし、そのためには国家自体に差別意識を自覚しなくてはならない。

また、仮に国民に関してはロヒンギャ民族を異国民とみなすことは、宗教、外見等仕方のないことなのかもしれない。言語もミャンマーで暮らしていくならば習得すべきことだったのであろう。現に日本でも朝鮮人や穢多非人、蝦夷琉球など様々に人種間での対立を起こしてきた。

しかし、教育の普及と社会的な寛容、国家政策によって共存を図り、今では異民族として扱う風潮は、残念ながら少なからずあるものの、迫害や暴力的手段はない。ましてや、後の

文章で一考するが、著しい人権侵害であるこの民族迫害を法制上認めることはあってはならない。

民族だから外見が違うから差別、迫害するといった行為、社会的不寛容は人としてしては行けない行動だということは幼少期からの教育で倫理的に備えることができるものであるのに、教育制度の脆弱性が今回の惨禍を生んだと考える。

よって私はミャンマーの教育システムについて一考したい。

### 3 ミャンマーの教育制度に関して

私が問題だとしている点は3つある。

最初は、希望した大学に行くことが出来ないことだ。高校2年のうちの成績で専攻や学科が決められるため、自分の望む学問を学ぶことが出来ず、若者にとって将来の展望に期待を持ちにくい現状がある。外資系企業を多く呼び込んで経済が発展しつつあるミャンマーでは多くの人材育成のため一人ひとりが自己実現可能な社会を築くため、進学先を選択できるように教育改革を行うことが必要だ。

次に、教育格差が挙げられる。これは経済格差が基盤となっているが、それ以上に問題として取り上げたいのは、富裕なものも貧困に陥っているもの、社会的弱者も平等な教育を受ける機会を与えることと、大学のような高等教育における教育方法を見直す必要があることだ。

前者は、農村部において教育設備が乏しい、また家計を助けるため若年から働かなければ行けないという理由で十分な教育を受けられない。この問題への対処は、教育の義務化を徹底すべきだ。この話は地主層の解体から貧困民の義務教育の徹底を行った戦後日本と多少類似している。働き手が奪われるため初めは非難が殺到したものの、就学率を伸ばし第一次二次産業を基本として国力を伸ばした。下層民の義務教育を徹底しなければますますこの格差は拡大し、改善しないだろう。

後者においては、国立大学は暗記教育に偏っており、私立大学は *critical thinking* を基本とした教育を行っていることだ。高次の職業に就くためには後者の教育システムが有用であることは明示であろう、そして富裕層は私立に行く。

国立大学、つまりミャンマー政府の教育に対する意識が低い、また国自体が実施できる状況に無いということになる。

確かに、ミャンマー政府は法律でモバイルエデュケーションサービスという、教育設備を臨時で設立することを定めている。具体的には、学生に対して、ある程度治安の安定した土地に対してはモバイルスクールとして設備を与えている。対して、紛争などで安定しない土地に対してはスペシャルエデュケーションサービスを、また NGO によって教育が行われている。

しかし、このシステムは欠陥が大きい。安定した土地と不安定な土地では生活状況が違うのにも関わらず、形態が同じであることだ。つまり、安定した所の住人には長期的な教育が

見込めるが、不安定なところの住人は明日の生活がかかっている、また非常に困窮、緊迫した場面にもかかわらず教育施設に通わなくてはならない。それに、臨時であり教育機関としては不十分であり、そもそもこの制度を実施出来ているとは言えないので評価はできない。

3つ目は、先生の人数と交通の問題である。

農村部と都市部を比べると、農村部には教育施設が少なく、また交通の便も悪い。

しかし、この問題に関しては努力がなされている。山間部のビルマ人や民族を都市部に呼び、専門学校等に行かせ、先生として再び山間部に戻す取り組みを行っている。また、学校と家が遠い者には毎月3万チャットの支援金が与えられている。僧院学校を普通の学校として活用するなどして施設を増やしており、とても評価できる取り組みだ。

追加情報として、教科書は一律ミャンマー語であり、一部言語が異なる民族に対しては翻訳版も出版されているが、限定的なためより多くの民族に対して翻訳された教科書を出版することが求められる。以上ミャンマーの教育制度について見てきたが、次に難民問題とも絡めて問題点を考察する。

#### 4 難民キャンプでの教育

難民キャンプ内で教育は基本的な権利である。しかし、校舎や教科書、良質な書籍、教材の不足で十分に行うことができない。また、難民キャンプ内で受けられる教育は基礎的なものなので卒業したとしても難民キャンプの外で高等教育を受けることはできない。

1949年よりミャンマー（ビルマ）国内の少数民族の反政府勢力とミャンマー（ビルマ）軍事政権とによる対立が始まり、1975年以降、戦闘や人権侵害を逃れて人々がタイ側へ流出しました。1984年に正式に難民キャンプが設立されてから30年以上経った今も、難民キャンプで暮らす難民は約10万人にも上る。

受入国であるタイ政府は、難民たちの自国社会への統合政策には消極的である。近年進んでいるミャンマー（ビルマ）政府の急速な民主化政策は、タイ国境にある難民キャンプの人びとにも大きな影響を与えている。唯一の解決法であった第三国定住政策は、日本政府が2015年度以降も本格事業として継続している一方で、大量受入国だった米国は2013年から受け入れを収束させた。

2012年、ミャンマー（ビルマ）政府は60年以上に渡って反政府武装闘争を続けてきたカレン民族同盟（KNU）と停戦合意した。その後の和平交渉の中で、国内避難民や難民の自主的本国帰還について議論され、2016年10月に両政府の合意の下で71人が帰還した。しかし、未だ10万人以上がキャンプで暮らしている。近年、食料支援を行ってきたNGOの撤退が相次ぎ、難民の暮らしはますます厳しくなっている。

こうした状況で生活も苦しくなり、難民の教育事情は厳しくなるばかりだ。子どもの数の増加に伴い校舎、教科書、良質の書籍、教材の不足に苦しむ、第三国定住政策で教員や指導者層の海外への流出が相次ぎ、教育関係のNGOも新たな教員や職員の雇用や研修をする時間や経費などの問題を抱えている。また、教育の質の低下から、こうした

状況によって将来に希望を持たない子どもたちの不登校や中退の誘因となることも懸念されている。

また民主化に伴い、将来の自主的本国帰還に対する準備も始める動きも出ている中、教育分野において以下の戦略が定められた。

1. 将来の帰還の計画によって影響を受ける青年、子どもの学習ニーズに関する協議を実施する

2. 帰還における教訓やよい実践例を中心にした国際 NGO 間で調整業務を促進する  
依然として難民キャンプにおける教育ニーズは存在しており、自主的本国帰還と帰還後の生活に焦点化しながら進める必要がある。

## 5 人権に関する意識教育

人権が、人であれば、どこにいても、だれにでも、いつでも、尊ばれ、まもられるとされたのは、第二次世界大戦が終わり、国際連合ができてからである。1948年に国際連合で当時の加盟国が賛成してつくられた世界人権宣言は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」の人権とは何かを示している。

世界人権宣言の前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」という。そして「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約した」のだ。それぞれの国や地域の事情で異なる人権があるのではない。世界の「共通の基準として」の人権がある。

人権とは何かを知るためには、今でもこの世界人権宣言が大切な手引きだ。世界人権宣言のあと国際人権規約をはじめとする人権条約がつくられてきた。女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、子どもの権利条約などもその中に含まれる。これらが全体として人権の国際基準といわれるもので「国際人権」ともいう。

世界人権宣言は、第1条で、人権がどのようなものを簡潔に述べている。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」。

まず、前提として、すべての人は一人ひとりが、人であるということだけで「かけがえない」、「尊い」、「大切な」なものである（人の尊厳）ということを受け入れなくてはなりません。そこから人権は、普遍性、平等性、不可侵性、優劣を付けたり、取捨選択をすることは出来ない特徴を有する。ミャンマー国内には、こういった意識が欠如しているのではないか。それを教育すべきシステムの不十分性が露見している。差別を解決するには、治安の改善、社会保障、社会不満の改善などが必要とされるが、その考えを想起するのは人権意識から始まる。

前章で述べたような問題点の抜本的な解決が求められる。

人権は、人が社会で人の尊厳にふさわしい生きかたを可能にする。人の尊厳がまもられて

はじめて、人は社会の一員としての役割をはたすことができる。

社会的な不寛容は争いを生む、これはミャンマーの安全保障にも関係する。不寛容に対する非合理性、非人道性を国民が気付くべきである。そして、伝達する媒体は自民族の優性でなく、正しい歴史観念と人権を伝える道徳を明示した教育である。

## 6 ミャンマーの現状に対して

ミャンマーは、長期間におよぶ国際社会からの経済制裁によってODA支援を受けられなかったため、タイなど近隣国に比べて道路・電力といったインフラの整備が著しく遅れている。老朽化しキャパシティーの低いインフラが、外国企業の対ミャンマー投資を拡大する上での大きなネックとなっている。劣悪なインフラを改善することは、ミャンマーにとって喫緊の課題であるが、円借款による道路、電力、鉄道などの基幹インフラ整備事業が既に始動しており、また、円借款による周辺インフラ整備支援を受けた日系工業団地も本格稼働する。ミャンマーの経済はこれからも、スピードの差はあれど、発展し続けるだろう。

しかし、富裕層がホワイトカラー、下層民がブルーカラーという格差を生む社会体制でいいのだろうか。中国系企業、その他外資の参入ばかりで低賃金で雇われるだけでよいのだろうか。政府はこれからの展望を考えねばならない。

海外企業の参入である程度の経済的余裕が生まれた後、教育を十分に受けられない状態なのであれば、その後もより給料の良い職業に就くことは難しいだろう。また、少数民族への迫害、人権観念の薄さは国際社会から批判を受けている。早急に対応することが必要だ。

世論が民族浄化の動きに賛同している現状を打破するためには良識者がトップダウン式に迫害しないよう対処するのが良い。その動きに伴って若年層への教育を徹底して行い、時間をかけて国の内部から改善することが望ましい。

## 7 まとめ

これまで教育に関する政策を疎かにしてきたがために、国民の範囲を見誤り紛争が起こってしまったのであろう。教育を受けることができる環境はすぐには国全土に広めることは難しい。しかし、現状を私は今回の研修で見てミャンマーの現状を打破することは可能であると考える。若い世代の人間は勉強に対する意欲があり、生活を楽にするための手段としての大切さも理解している。

だからこそ、NGOや各国の非営利機関などの手を借りるだけでなく、政府自体が主導して根本的な環境の改善を図らなければならない。経済政策に力を入れることも大事であるが、それでは長期的な発展は見込めないだろう。インフラ設備には時間と財力が必要だろうが、翻訳された教科書、紙やペンなど学習に必要な道具の支給は難しくはないはずだ。教育を受ける機会を作り出す努力をよりなすべきだ。

ロヒンギャをまず自国民と認め、現状の悲惨さを知り、教育において何が必要なのか調査するべきだ。どの民族をも含むミャンマー国民が民主化された政治制度内でまともな教育

を受けていない現状は、扇動やプロパガンダに左右されやすい、大変不安定な状態であり、衆愚政治に陥る危険性もある。また、民族や宗教といった感情的、非理性的な考えで行動する国家はミャンマーと諸外国の安全保障上危険因子となりうる。国際平和のため、ミャンマー国民のためしっかりとした、生活を楽にするための勉強だけでなく、人権や歴史についての教育を受けさせるように、非営利団体以上にミャンマー政府自体がより尽力しなければならない。

## ミャンマーの民主化と司法 —ミャンマーにおける民主化は司法化により醸成されるか—

東京大学教養学部 2 年

花畑 三華

### 1. はじめに

2018 年 8 月 8 日早朝。予定の定刻通りにヤンゴン国際空港に降り立った。明るく清潔な空港内部は日本と遜色を感じない。荷物を取り外に出ると、そこに広がる空は同じでいて、空気は異なっていた。国が変われば匂いは変わる、そうしたことの経験は海外に行ったことのある者なら誰しもが共感することであろう。一方で、見える街の景色は想像とはかなり異なるものだった。「発展途上国」という一つのフレームで捉えられた景色は、あつという間に自分の中で抽象化され、私は自分の見ている国を、場所を、そのあるがままに「見る」ことができているのか懐疑的に思わざるを得なかった。その乾いた感傷を胸に抱きつつ、それが様々に変化しながら一週間を過ごした。途上国としての景色、そこにおける「発展」とは何か、何が問題で何が原因なのか、思考することと、実際にもものを見聞きすること。そこで得た疑問は、人々の社会と政府との関係に収束していった。

東南アジア、インドシナ半島の大きな一角を占める国、ミャンマー。五つの国に国境を囲まれ、二つの海に面しているこの国は、古代から現代まで極めて複雑な歴史を歩んできた。ピューやモンといった先住民族の定住から始まり、ビルマ民族の王朝時代が興る。19 世紀には英国による植民地支配を受け、20 世紀半ば、1948 年にビルマ連邦(Union of Burma)として独立を果たした。そこから現在に至る歩みは多分に困難の連続であり、そして今なおこの国は様々な困難を抱えている。発展途上国としての問題もさながら、それら諸問題の解決には国としての自律的な動きが重要となるだろう。自律的な動きとは、国民や政府がそれぞれにおいて問題を認識し、国民がそのことに対する批判や意見をあげることができ、それを解決する手段を政府が主体となって実施できる、ということだ。国家と国民がそれぞれ自律的であることが民主主義国家では求められる。(J., 1926, Stepan, A. C. [2005]) すなわち、民主主義的な国家の構造が重要となるのである。

ミャンマーは近年に入り大きく変化を遂げてきた。2008 年憲法では最高裁判所による令状発行権限の復活など、司法府が整備され、政治は軍政から民政に移管し、権力分立や法の支配を進める制度作りが進められた。(山田. [2014]) そのように形式的に「民主化」が進められる一方で、この国では少数民族問題をはじめとする諸問題が解決を見ていない。自治権の獲得を求める少数民族と、治安の観点からそれを抑圧する国軍との対立は根深く、また国軍が議会の議席の 1/4 を占めるというように、国軍の権力は未だ根強く残っている。この

ような現状において、ミャンマーにおける民主化はどのように評価され、どのような変化が求められるのだろうか。本論文では、現在進められているミャンマーの民主化における課題を明らかにし、民主化を支える基盤のひとつである司法についてその役割・あり方を議論していきたい。

まず第一に、ミャンマーにおける民主化の過程について概要を確認した後、それに対する評価をフリーダム・ハウスによる調査結果を参照しつつ行う。第二に、民主制と司法の関係を確認し、司法化が民主化に及ぼす影響について議論する。第三に、これまでのミャンマーの司法化について確認した後、今後の具体的な司法化の展望を描く。最後に、結論を述べ議論のまとめとする。

## 2. ミャンマー民主化の概要と背景

ミャンマーの民主化を論じるにあたって、前提としてこれまでの政治の歩みを確認する。ミャンマーの現行の政治制度の仕組みは、2008年に制定された通称2008年憲法に基づいており、この憲法に従って、2011年に軍政から民政へと移管された。一方で、2011年に行われた民政移管は軍事政権による「上から」のものであり、必ずしも市民社会へと浸透してきたものだとは言い難い。以下では、独立以降の政治制度の変遷の過程がどのように現在の状況に繋がっているのかを、下記の表よりいくつかの軸に従ってみていく。



【図表 1】 ミャンマーにおける政治の変遷

(出典：松尾, [2016] より大幅に改訂)

西暦	政治体制	法制度・憲法	出来事	その他
1885	英植民地統治	植民地法	第三次英緬戦争、コンバウン朝崩壊、英領インドに併合	
1897	(英領インドの1州)		自治州としてインド副総督が統治、立法府設置	
1909			インド参事会法、インド統治法	
1935	(英総督支配下)		ビルマ統治法、インドから分離	
1942	日本占領統治		日本軍による占領統治	
1945	英植民地統治		英による統治再開	
1947	共和制、 漸進的社会主義	ビルマ連邦憲法	アウン・サン・アトリー協定、バンロン会議、 制憲議会選挙、ビルマ連邦憲法制定	
1948			ビルマ連邦として独立	
1962	一党独裁、 ビルマ式社会主義		ネ・ウインによる軍事クーデタ、ビルマ社会主義計画党 少数民族の自治権剥奪(中央集権化)	
1974		ビルマ連邦社会主義共和国憲法 「司法の政治化」	ビルマ社会主義連邦憲法制定、民政移管	
1988	軍事独裁	憲法停止(体制維持)	大規模民主化運動、国家法秩序回復評議会(SLORC)設立 1974年憲法停止	
1989			「ミャンマー連邦」へ国名英語表記変更	
1990			人民議会選挙(NLD圧勝)、市場経済導入?	
1993			国民会議開催(NLDボイコット)	
1997			ASEAN加盟、SLORC解散、SPDC設置	
2003			国民会議再開、Burma's Roadmap to democracy発表	
2007			僧侶等によるデモ	
2008		2008年憲法	憲法草案国民投票	
2010			USDP結成、総選挙実施、NLDボイコット	
2011	民政移管、連邦議会	政治犯の釈放、報道の自由化、 民主化、経済改革	国会召集、大統領選出、SPDC解散「民政移管」、 武装組織との停戦交渉	国軍とカチン独立軍の衝突
2012			議会補欠選挙、NLD圧勝	ラカイン州でコミュニティ間衝突
2015			総選挙実施、NLD圧勝	
2016			新政権発足、アウンサンスーチーが国家最高顧問	イスラム教徒に対する民族浄化
2017				ロヒンギャ難民の大量発生

上記の表において、軸を①政治制度、②司法・憲法 の2つに分けて分析していきたい。

### ① 政治制度

イギリスとの英緬戦争敗北後、ミャンマーは英領インドに併合される形で植民地支配下に入った。そこでは副総督、総督による植民地統治がなされ、1935年にインドから分離するなど、少しずつ地位の向上は見られたが、独立を果たすのは第二次世界大戦後であった。この際、現ミャンマーは「ビルマ連邦」として独立し、上院・下院からなる議会制の共和制国家を樹立、ウ・ヌー首相のもとに漸進的社會主義を進めた。一方で、独立直後からカチン族などの少数民族との衝突が起り、その鎮圧のため政治においては国軍の影響力が大きくなるものとなった。

ここで、1962年に国軍がクーデタを起こし政権を握ると、ネウイン中心のビルマ社会主義計画党がビルマ式社会主義を謳い徹底した社会主義・中央集権政策を実施した。このとき、ミャンマーの未来は一変することとなる。政府は1974年に憲法を制定し、名目上の「民政移管」を行ったが、司法制度が議会に從属する人民司法評議会と人民檢察評議会に委ねられ、かつ判事が専門的教育を受けていない党員から任命されるなど、司法は議会による政治に從属する仕組みとなっていた。これを「司法の政治化」と言えるだろう。(松尾, [2016]) そ

の後政府は 1988 年に行われた史上最大の民主化運動を鎮圧すると、SLORC が結成され実質の政府機関となりつつ、憲法の運用が停止された。このとき、SLORC は立法・行政・司法権を一手に掌握し、選挙においても政権移譲を拒みつつ統治を継続した。一方で、経済開発の推進に後押しされ、SLORC は SPDC に改組されると 2003 年に Burma's Roadmap of democracy を発表し、「上からの民主化」の路線が出現した。

民政移管は 2011 年による。国軍が中心の USDP が政権を獲得し、議会が招集され 2008 年憲法に基づく新政権が始まった。2011 年にテインセインが大統領に就任すると、大きな民主化改革の波が訪れた。しかしながら、これはこれまで軍政による諸外国からのイメージダウンや経済的不調といった「副作用」への解消という態度で行われたものと捉えられ、真の意味での民主化を目指したものとは言えない。(工藤.[2012]) 外交・経済の課題に後押しされた「民主化」に繋がる諸改革は、次第に減速していったとされる。(永井. 田中. 根本.[2016])以後、2015 年の総選挙を経て 2016 年に NLD による新政権が発足した。

## ② 司法・憲法

上記の政治制度の変遷に伴い、法制度や憲法も変化してきた。1948 年の独立前年に制定されたビルマ連邦憲法は、権力の分立と漸進的な社会主義を基礎としたものであった。その一方で、①で確認した通り内紛によって国軍の影響力が大きくなるなど、司法は政治権力のその運用面では課題を抱えていたことが想定できる。結局、1962 年における軍事クーデタにより一党独裁政治となり、1974 年に新憲法が制定されることで 1947 年憲法はその道を閉ざされた。新憲法であるビルマ社会主義連邦憲法は実質的な社会主義を基盤とし、ミャンマーは社会主義の道を進んでいくこととなった。「司法の政治化」が起き、憲法・司法は実質的には独裁政権の用いる「道具」という位置になった。事実上では「憲法」や「司法」が存在しても、それが機能不全に陥れば権力分立構造は成立しない、ということであった。

この 1974 年憲法も 1988 年における軍事政権への移転に伴って、運用が停止される。軍事政権は新憲法の制定を目指す、紆余曲折を経て、制定が実現したのは 2008 年のことであった。独立後のミャンマーの歴史の多くの部分が司法が機能不全である、とも言えるような状況であったことは重要な点であるだろう。さらに、現行の 2008 年憲法についても、その改正が大きな課題となっている。①で挙げられた USDP による民主化の失速の主要因と考えられるが、実情として改憲は困難な状況にある。

## 3. ミャンマーの民主化に対する評価と課題

2 章では民主化に繋がるこれまでのミャンマーの道のりを確認してきた。本章では その民主主義の達成度を、特にフリーダム・ハウス[Freedom House]の調査を参照して評価し現在のミャンマーの民主化・民主主義の持つ課題を考察していく。

### 3-1. 民主主義についての評価

ミャンマーの民主主義を評価するにあたり、その評価を国際 NGO 組織フリーダム・ハウス[Freedom House]の調査から借りて論じる。それに加え、民主化・民主主義の課題を政治と現在ミャンマーで起きている社会問題の観点から論じていく。

フリーダム・ハウスは 1972 年以降世界各国の民主主義の度合いを継続的に考察してきた非営利団体であり、民主化研究において頻繁に引用される。(五十嵐, [2011]) 指標では、政治的権利[Political Rights]と市民的自由[Civil Liberties]にそれぞれ 1~7 ポイントを与え、両者の平均について、1~2.5 : Free, 3~5.5 : Partly Free, 5.5~7 : Not Free に分類し、数字が小さいほど民主主義が熟成していることとしている。(さらに、両者のポイントを平均した値をとって自由度[Freedom Rating]としている。) このポイントは政治的権利、市民的自由に振り分けられたそれぞれ 0-4 点の質問への得点で決まり、前者では 40 点満点、後者では 60 点満点のうち、得点の高いほうに低い (つまりより Free に近い) ポイントが割り当てられる。それぞれの質問の大まかな項目は以下の通りだ。

#### Political rights (0-40points)

- A. Electoral process (0-12 points)
- B. Political pluralism and participation (0-16 points)
- C. Functioning of government (0-12 points)

Additional Discretionary Political Rights Question:

ADD Q. Is the government or occupying power deliberately changing the ethnic composition of a country or territory so as to destroy a culture or tip the political balance in favor of another group? (-4 to 0 points)

#### Civil Liberties (0-60 points)

- D. Freedom of Expression and Belief (0-16 points)
  - E. Associational and Organizational Rights (0-12 points)
  - F. Rule of Law (0-16 points)
  - G. Personal Autonomy and Individual Rights (0-16 points)
- (Freedom House. 2018)

ミャンマーがこれらの項目でこれまでどのように得点してきたのか、下記の表を参照されたい。

【図表 2】 ミャンマーの過去 10 年間における民主主義の達成度指標

(出典：Freedom House. [2018] より作成)

	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008
Freedom Rating (1-7 points)	5	5	5.5	6	5.5	5.5	6.5	7	7	7	7
Political Rights (1-7 points)	5	5	6	6	6	6	7	7	7	7	7
Civil Liberties (1-7 points)	5	5	5	6	5	5	6	7	7	7	7
Aggregate Score (0-100 points)	33	32	28								

2011 年以前は「すべて 7 (つまり Not Free)」という状況であった。上記の表から、ミャンマーの民主主義の成熟度は未だ低い位置にある (Partly Free) であるということ、さらに、2011-2012 年、2016-2017 年でポイントが変化したことが読み取れる。この変化は、2011 年における民主化移行と 2016 年の NLD 政権発足に当てはめることができる。

さらに、2018 年の評価に焦点をあてて分析していく。詳細な得点は下記の表を参照されたい。

【図表 3】 ミャンマーの 2018 年における民主主義の達成度指標の詳細

(出典：Freedom House. [2018] より作成)

<b>POLITICAL RIGHTS</b>	: 13 / 40 (-1)
A. ELECTORAL PROCESS	: 5 / 12
B. POLITICAL PLURALISM AND PARTICIPATION	: 8 / 16
C. FUNCTIONING OF GOVERNMENT	: 4 / 12
ADDITIONAL DISCRETIONARY POLITICAL RIGHTS QUESTION	: -4/0
<b>CIVIL LIBERTIES</b>	: 18 / 60
D. FREEDOM OF EXPRESSION AND BELIEF	: 6 / 16 (-1)
E. ASSOCIATIONAL AND ORGANIZATIONAL RIGHTS	: 6 / 12 (+1)
F. RULE OF LAW	: 1 / 16
G. PERSONAL AUTONOMY AND INDIVIDUAL RIGHTS	: 5 / 16

上記の表で特徴付けられることは、F. Rule of Law の項目の得点の低さである。この法の支配の項目のうち、「独立した司法が存在するか」、「違法な暴力や戦争から自由であるか」、「すべての人に対し法・政治的な平等が保証されているか」の 3 項目で 0 ポイントという状態は特筆すべきことであるだろう。

以上のフリーダム・ハウスによる調査から、ミャンマーの民主主義の達成度は改善されつつある一方で、依然として低い度合いにあり、さらに市民的自由、特に法の支配の観点において課題が大きいということが明らかとなった。

### 3-2. 民主化の課題

ミャンマーの民主化は3-1で確認したように、2011年の民政移管以降、その数値は改善の傾向にある。しかしながら、ミャンマーの民主主義の評価は依然として低い状況にある。さらにこの調査において、2017年の数値は前年度を下回っており、その要因として地方部での紛争や、ロヒンギャの問題が挙げられると考えられる。国軍と少数民族武装組織が衝突するなかで、政府やミャンマー市民社会が解決を果たせていないとされる現状が批判されているようだ。さらに、法の支配の達成度が低いことも特筆すべきだろう。

ここで、ミャンマーの民主化の課題を、①政治制度、②社会問題 の2つに分けて検討する。

#### ① 政治制度

現行の政治制度における課題は、2008年憲法の課題と直結する。その憲法を中心にその抱える課題を確認していく。

2008年憲法は軍事政権時代に採択された憲法であり、民主化勢力が政権を樹立したとしても国軍が政治の実権を握り続けられる仕組みが組み込まれている。その具体例として、地方議会の1/4が国軍最高司令官が選任する軍人議員で占められること、一部の閣僚の指名権限が最高司令官にあること、国家国防治安評議会のメンバーの過半数を国軍系の人物が占めていることなどが挙げられる。この憲法下では、軍事クーデタさえ合法的に可能となる可能性がある。(西口.[2012]) そもそも、国軍のトップが最高司令官ということが、シビリアンコントロールの欠如を物語っていると言えるだろう。さらに、「配偶者や実子が外国籍の人物は正副大統領の資格がない」とする条項もアウンサンスーチーのNLD政権にとって課題となる。また、改憲には国会に3/4を超える賛成が必要とされるが、国会は1/4が軍人議員であるため、事実上軍に拒否権が与えられていることとなる。(永井. 田中. 根本.[2016]) 一方で、2016年に政権を発足したNLDは憲法改正を国内平和と結びつけて考え、マニフェストの一部として掲げている。政治課題としての憲法改正は、民主主義に司法が具体的に影響するものであって、非常に重要な点である。

#### ② 社会問題

社会問題は多岐にわたるが、ここでは少数民族と経済の問題に焦点を当てたい。民主化以前と民主化後で変化があったのか、あるいは無かったのか、確認していく。

これまであまり触れてこなかったものの、少数民族の問題はミャンマーにおいて非常に根深い。独立後から断続的に続く内紛は、ミャンマーの中央集権化の壁となり、ここ数年ではさらに紛争の被害が拡大している。ロヒンギャ難民やタイへの難民などは、誰しも耳にしたことのある事件であろう。少数民族の問題は連邦制における自治と統合の問題やナショナリズムの問題でもあり、ミャンマーにおける民主主義の達成の困難をさらに複雑化させ

ている。民主化により改善すると考えられていたこれらの諸問題は、難民問題の深刻化など依然として解決を見せていない。

経済状況については、2003年の民主化路線以降、経済制裁の解除もあり外資の参入も増えており、日本企業の進出も大きい。ティラワ経済特区への円借款も行われた。(岡部、[2012]) 一方で、地理的・構造的な慢性的貧困により、国家全体が依然として貧しいことはその風景から見て取ることができる。さらに、2017年の衝突以降、観光客が減少したように思われる街並みは、民族問題と経済問題がリンクする様子を明らかにするようであった。

以上、政治問題と社会問題に分けてミャンマーの民主化における課題を提示した。成熟した民主主義を取り入れることが民主化を進めることだと考えることができるが、フリーダム・ハウスの評価ではその民主主義は「まだまだ」のようだ。また、社会問題に関しては、「民主化すれば解決するだろう」と思われていただけに、その「解決しなさ」こそが民主化の不達成を物語っているように見える。

3-1から示された「法の支配」における課題と、3-2で示された政治制度における課題は関連するものと考えられる。民主化・民主主義の成熟の課題として、「司法」がひとつ大きな存在となるのではないだろうか。以下の章では、この司法に焦点を当てていく。

#### 4. 民主化と司法の関係

3章におけるミャンマーの民主化・民主主義の評価は依然として課題が残るものであった。この民主主義をより成熟させる手段として、本章では「司法化」、すなわち、国家の仕組みの中で司法の力を強めることを取り上げ、民主化と司法化の関係について確認する。

##### 4-1. 未達成点を克服するための手段-司法化

3章ではミャンマーの民主主義の未成熟を明らかにし、特に政治制度における憲法とそれによる民主化の困難、法の支配における課題を示した。ミャンマー民主主義の持つこれら課題を克服するための手段の一つとして、「司法の機能を改善する」ということを考えたい。これは、2章で確認した「司法が機能不全であった」というミャンマーの歴史（この点に関しては5章で分析する。）や3章で挙げられた「司法に関する課題」を踏まえたものである。政府が法の支配下に置かれることが、法が市民を守る民主主義にとって必須なことであり、(米国大使館、[2018]) ミャンマーの民主化において、司法について考えることは重要と考えられる。

また、司法を検討するにあたって、その要因となったのはミャンマー実地で見聞きしたことが大きい。「日本人は法律は『守るべき』」と思っているが、実際にはそうとは限らない。

国によっては『悪い法律』がある場合がある。ミャンマーもそうだ。」といったことは、真実であるかは不確かであったが、衝撃を受けることであった。「司法の機能不全」という言葉で抽象化するものの、根本の問題意識はそこにある。

政治において「司法の機能を強化する」ということを、本論文では「司法化」という言葉で言い換え、論じていく。すなわち、これまで述べられてきた「司法の政治化」から「政治の司法化」を考えるということだ。

#### 4-2. 民主化と司法化の関係

ミャンマーにおける司法化を考えるにあたり、一般的に司法化が民主化に与える影響はどのようなものであるか、ミャンマーの立ち位置を踏まえながら概観していく。

【図表 4】 司法政治の類型（出典：玉田 [2017] 図 1 より改訂）

大 司 法 の 独 立  小	司法の自制 (日本)	司法の積極主義 (韓国、インドネシア、 フィリピン)
	司法の沈黙 (カンボジア)	司法の政治化 (タイ)
	小	大

上記の表は司法と政治の関係について4つの類型を表している。司法が政治に積極的に関与する国は、それが民主化に寄与している韓国などと、民主化を阻害しているタイに二分される。すなわち、司法が政治に対する関与が大きい場合において、それが民主化に寄与する場合とそうでない場合があるということだ。(玉田. [2017])

政治の司法化においてそれが懐疑の目にさらされるのは「政治・民主主義の範囲が司法的権限に取り囲まれ、その有利になるようにされる」という面をもつという、立憲主義と民主主義の交差する位置に存在する。さらに、「法の支配」についても、それは無謬性を持つと理解されるが、実際にはそうではないという可能性を考えることが重要である。正しい法の制定とその方の忠実な執行から成る法の支配において、これらの立法と行政の合法性について考えることが必要とされる。この場合、法の支配を行使する司法府が過剰に権力を行使するならば、国民代表による立法府や執政府は権力を制限されかねず、さらに権威主義体制が法の支配をふりかざせば、国民の権利や自由が阻害されることとなるだろう。

司法化と民主化は密な関係にあるが、必ずしも司法化すれば民主化する、民主化すれば司法化する、といった単純な構図ではないようだ。司法化は権威主義体制にも進行し、そこで

は司法化は支配者の支配温存のために行われる。(玉田. [2017])

また、司法化の民主化に対する影響の仕方は、その国家の民主化の達成度によって異なる  
とされ、先進民主主義国においては「多数派の暴政」を防ぎ、新興民主主義国では選挙で勝  
利した勢力の権力温存を図り民主主義の崩壊を防ぐことが期待される。しかしながら、現状  
はそうとは言い難く、後者においては立憲主義で保護される対象は弱者ではなく旧体制で  
特権を享受した者であることが多いようだ。このとき、司法化は少数派の圧政を助け民主化  
を阻害しうり、政治的価値観・心情が司法判断の拠り所となれば「司法の政治化」になる。  
(玉田. [2017])

以上の政治と司法化に関する議論の中で、ミャンマーの立ち位置は、図表4で右下の象限、  
あるいは左下の象限にあると言える。以下の章からこのようなミャンマーの状態について  
分析していく。

## 5. ミャンマーにおける司法化

4章では司法化を取り上げ、その理論と民主化との関連を確認した。本章では、実際のミ  
ャンマーにおける司法化を議論する前に、これまでの司法化、ここでは法とその運用の概要  
について確認し、さらなる司法化がミャンマーの民主制を醸成させ得るのか、検討していく。

### 5-1. これまでの司法化の政治への影響

これまで司法化がミャンマーの政治制度に与えてきた影響は、2章、3章における議論か  
ら確認されるように、あるときは民主化を支え、ある時は軍政を支えるものであった。1974  
年の民政移管に伴う「司法の政治化」や1988年の民主化運動制圧後におけるSLORCによ  
る憲法の事実上の廃止は、軍事独裁において憲法といった「司法の抑止力」が効力をなさず、  
司法が統治をコントロールしえない状況であった。

ミャンマーにおけるこれまでの司法化は、独立以降、国内の紛争と政治の不調和により  
「司法の政治化」に陥るなど、「民主化に寄与せず、少数の受益者の権力保持に用いられた」  
と表現できる。このとき、受益者は主に国軍系の者たちであるだろう。

一方、USDP 以後の民主化移行後はどうであろうか。ここでは経済活動における法整備  
などを通してある程度、外資導入に向けた経済の改善はなされているようだ。その一方で政  
治制度に関しては、3章で確認したように「軍人議席が1/4を占める」、そのことによって  
または2008年憲法の改憲に関する条項によって「国軍の益に反するような改憲が困難であ  
る」といった課題を抱える。シビリアンコントロールや政治と軍事力の分離が「自由な」民  
主主義には求められるが、その基本が困難となっている。すなわち、「司法の無謬性」が否  
定され、憲法そのものに課題のあるものとなっている。またこのとき、逆説的であるが、憲



法そのものに問題がある一方で、それを担保する違憲審査権の不行使が USDP、NLD 政権下では起きている。(山口.[2014]) このことは 2008 年憲法に抵触すると考えられる国家顧問法の成立などから見て取れる。(玉田.2017) したがって、ミャンマーにおける司法は「司法の政治化」から「司法の沈黙」に移っていると考えられる。

以上から、ミャンマーにおいては司法が政治に利用されてきた側面が依然として強く、これまでの司法化は経済に対する法整備としては前向きな効果を表すことがあったが、政治に対しては国民ではなく国軍に益し、さらに司法の無謬性が担保されないなど、むしろマイナスに作用することが多かったものと言える。

## 5-2. さらに司法化が民主制を醸成させるか

これまでの司法化が持った影響を踏まえ、今後のさらに司法化はミャンマーの民主制を醸成させることができるのであろうか。ここでは、このことについていくつかの論点に整理して議論していく。

### 論点① さらに司法化はなされるべきか

さらに司法化、すなわち、司法の機能強化はなされるべき、と考えられる。これは現在のミャンマーの司法が「司法の沈黙」に陥っていることが論拠となる。司法化すれば民主化するわけではないということは前述したが、司法化・法治なしに民主化はありえない。(玉田.2017) 司法化をするということは前提となるだろう。

### 論点② 司法化の方向性はどのようなか

司法化の方向性は、いくつかの段階を踏むと考えられる。まず必要であることは 2008 年憲法の改憲だ。ミャンマーの民主化における改憲の必要性に関しては NLD だけでなく国際社会の共通認識であるだろう。(永井. 田中. 根本.2016) その後に違憲審査権など、司法府の機能を強めていくことが重要になる。このことから、大きな方向性としては「改憲(司法制度そのものの健全化)→司法機能の強化」という流れを取ることになる。

したがって、より具体的な司法化の方向性は「改憲の方向性」と「それがどのようにミャンマーの民主化に影響するか」ということから描く必要がある。これを次の論点で提示する。

### 論点③ 具体的な司法化がどのように民主化に影響するか

民主化に寄与する司法化の形として、ここでは松尾の議論を参照する。比較的順調に発展しているアジア諸国では、政治・経済・法の間次のような好循環を形成しているとされる。①伝統的に比較的安定した政府が徐々に権限の中央集権化を進め、②それを法的に根拠づけるために立憲的秩序を構築し、③そのもとで発展の基盤となる産業経済政策を立案して立法化し、かつそれを実施して、④内外の投資を促進して一定の経済成長を達成し、かつそ

れと同時にその成果の衡平な分配に慎重に配慮し、そのための労働・福祉・税制などの政策を立法化し、実施しながら、⑤より多くの一般市民のための権利保護と法教育の機会を提供し、⑥民主化が徐々にすすんだ結果、それが再び④より衡平を伴った経済成長に結びつき、⑤' さらに包括的な一般市民の権利保護・法教育の進展による正義アクセスの強化へ、そして⑥一層の民主化の充実へ、という形での循環だ。(松尾, 2016)

司法化による効力は②～④で重要な役割を果たし、さらには⑤⑥に結び付くと考えられる。一方で、ミャンマーにおいては①が困難であることが、大きな弊害となっているのだろう。この課題は3-2でも提示されたが多民族国家であることと中央集権化のジレンマはやはり大きい。(眞鍋, 2018) 論点②と合わせて、ミャンマーの民主化を実現するには、改憲から始まる②～④の実践と、それを効力づける中央集権化、ということになるのではないだろうか。

## 6. 結論 - ミャンマー民主化のための司法化

ここまで、ミャンマーがさらなる民主化を果たしていくために、司法化はどのようなことができるのか議論してきた。本章では、これまでの議論を総括し、ミャンマーの民主制について今後の展望をまとめる。

### 6-1. 結論

これまでの議論から、結論として、「ミャンマーの民主主義は未成熟であり、政治的・社会的要請から民主化が必要であり」、「民主化への手段としての司法化は必要である」ものの、「中央集権化などの諸問題と同時に取り組む必要がある」、そこから「改憲を含めた健全で安定した立法を行い」、「司法機能を強化し安定した民主主義を実現する」ことがミャンマーのこれからの民主化に必要であると言える。司法を一つの大きな指標として取り入れたことが意味を成したように思われる。

ミャンマーの民主化について、具体的な改憲などを含めたさらなる司法化を進めるほかに、国家として根本的に抱える課題にアプローチすることも非常に重要になるであろうことは、幾度も確認された通りである。国家統合と自治の問題、構造的な紛争の問題は、司法化の努力と共に、政治・市民社会全体で解決を進めていく必要があると考えられる。国家の歩んできた歴史の複雑さと、うちに抱える複雑さで雁字搦めになったようなこの国が、これからどのように民主化を進め、新たな形を呈していくのか。ただただ興味深く、一方で張り詰めたような緊張感のある世界を見ていくことは、私たちのような別の国の人間にとっても確かに有用なことであるのではないだろうか。

## 6-2. 今後の展望と本論文の課題

ミャンマーは、2011年の民政移管により「民主化に成功した国」として一時は評価されてきた。しかしながら、その後の道のは厳しく、特にこの数年はロヒンギャ難民の発生など、問題が表面化し国際的な評価も低下傾向にある。こうした国において、ラディカルといえる解決を図るには、その国家の基盤にまで目を向ける必要があると思われた。その一つが司法である。一方で、国家の基盤は繊細であり、簡単に手を付けることのできるものではなく、多くの議論、精査、努力が必要となるだろう。展望の明暗は今この現実における取り組みが重要になるのではないだろうか。

また、本論文における課題として、まず第一に主要な議論における曖昧さが挙げられる。議論をより堅実なものにするために、さらなる調査や分析が不可欠である。また、司法化に関する主張の段階で、具体性に欠けるということも挙げられ、机上の抽象論に終始しないような努力がさらに必要であろう。第二に、実地研修旅行による「生の」情報を完全には有効に用いることができていないことが挙げられる。特に以上二つの課題を考慮しつつ、本論文の議論を終えたい。

## 7. おわりに

以上、現在まで繋がるミャンマーの民主化について、その民主主義の評価・課題と、それに影響しうる司法化について議論してきた。一つのキーワードから、司法と政治の間にまたがる関係の困難性や、統治と中央集権化のジレンマなど、国家に関する様々な問題に焦点を当てることができた。そしてそのことがミャンマーという「国家」の複雑さ、興味深さを表していると言える。

国家は一つのまとまりでありながら、「想像の共同体」と称されるように、目には見えない社会と、人々の合意によって存在しているものでもある。そのような国家をいわば「上から運営する」政府は、民主主義であれば国民の総意たるものであるはずであった。ミャンマーでその「国民の総意」が達成されるのは、単に政府の方針に収まる困難さがあるだろう。多民族多文化の社会で、民主化とナショナリズムが混在する中を進んでいくには、一つの「民意」であってはあまりにも脆弱すぎる。政府と市民の関係は1章で触れたが、市民間の関係まで覆うことのできるような、地に足を着けた民主化が必要と言える。司法化がそれに寄与することができるかどうか、今後のミャンマーの展望を見るにあたって、一つの視点として考えていくのもよいだろう。

(追記)

そこで出会った景色、人々、文化、すべてのものが、抽象化された分節を超えて自分のなかに入ってきた。はじめはあった透明な壁も、次第に自分との区別がつかないようになっていった。世界を知るということは、その構成要素のミクロを知ることである。遠くから眺めていると、何となく抽象化された何かを分かったようになってしまうが、「実はもっと違う形をしているのだ」と肌で感じるということ。そのようなことを実感する経験であった。そこから、また一つ抽象化を行って議論した後に見える景色はどのようなものであるのか。確かめに再び彼の地に降り立つのも一興であろう。そこでする匂いは、また違ったものであるかもしれない。

## 8. 参考文献

Freedom House. (2018). Freedom in the World 2018 Myanmar Retrieved from <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2018/myanmar>

Freedom House. (2018). Freedom in the World 2018 Methodology Retrieved from <https://freedomhouse.org/report/methodology-freedom-world-2018>

米国大使館. (2018). 民主主義の原則 - 概要：民主主義とは何か. Retrieved from <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3077/>

Linz, J. J. (. J., 1926, Stepan, A. C., 荒井, 祐, 五十嵐, 誠, & 上田, 太. (2005). 民主化の理論: 民主主義への移行と定着の課題. 東京: 一藝社.

アジア経済研究所, & 工藤, 年. (2012). ミャンマー政治の実像: 軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ. 千葉: 日本貿易振興機構アジア経済研究所.

五十嵐, 誠一. (2011). 民主化と市民社会の新地平: フィリピン政治のダイナミズム. 東京: 早稲田大学出版部.

山田, 美和. (2014). ミャンマーにおける「法の支配」: 司法はいかなる役割をはたすのか (特集 ミャンマー改革の 3 年: ティンセイン政権の中間評価(2)). アジ研ワールド・トレンド, 20(2), 10-13. Retrieved from <https://ci.nii.ac.jp/naid/40019985216/>

岡部, 一明, Kazuaki, O., 愛知東邦大学経営学部, & AICHI, T. U. (2012). ミャンマー民主化の課題と展望

-少数民族問題、経済開発. 東邦学誌 = Journal of Aichi Toho University, 41(2), 13-46. Retrieved from <https://ci.nii.ac.jp/naid/110009495091/>

松尾, 弘. (2016). 発展するアジアの政治・経済・法 : 法は政治・経済のために何ができるか / 松尾弘著. 東京: 日本評論社.

永井, 浩, 田辺, 寿夫, & 根本, 敬. (2016). 「アウンサンスーチー政権」のミャンマー : 民主化の行方と新たな発展モデル / 永井浩, 田辺寿夫, 根本敬編著. 東京: 明石書店.

玉田, 芳史. (2017). 政治の司法化と民主化 / 玉田芳史編著. 京都: 晃洋書房.

眞鍋, 貞樹. (2018). ミャンマーの民主化と連邦制一統合と自治のディレンマ. 拓殖大学政治行政研究 = the Journal of Politics and Administration, 9, 1-34.

西口, 清勝. (2012). 民政移管後のミャンマー : 「民主化」と国際関係の検討を中心にして. 立命館経済学, 60(6), 829-846. Retrieved from <https://ci.nii.ac.jp/naid/110009040355/>

## ミャンマーに潜む教育問題

東京女子大学現代教養学部1年

橋本 美代子

私はこの旅で、宗教や国境などの垣根を越えて現地の人々と交流する中で、ミャンマーという国について多角的に見て考えることができた。それと同時に、発展途上国として成長し続けている中、ミャンマーは複雑な問題を多々抱えていることに気づかされた。私が一番興味深いと思った問題は、教育格差についてである。

出発前私は「教育」というテーマを軸に、このミャンマーでの学びを深めようと考えていた。それは、自分が取っている教職課程の授業の中で教育の奥深さを知ったからだ。高校生の頃は、自分が教育されている側であることをあまり意識しなかったし、教育学なんて教師を目指す人だけが学ばないと考えていた。つまり言いたいことは、「教育」について重要だと考えたことはなかったのだ。しかし、大学の学びの中で私は、教育問題と社会で起きている問題がつながりを持っていることを知り、社会を見つめるうえで欠かせない分野であることに気づいた。さらに、日本では憲法26条で教育を受ける権利が認められていることから、教育が人間の生活の中で大きな役割を果たしていることがわかった。このことから、教育は未来を担う子供たちにとってかなり重要であり、大局的視野から見ると社会にとっても無視できない分野となっているのである。

教育がどう社会に影響を与えるか具体的に述べるとすれば、ミャンマーの大学入試制度を例に挙げよう。ミャンマーではいくら行きたい学部があっても、高校2年生の時に行われる全国統一試験でとった得点がそれぞれの学部の定める得点と合わなければ入ることができない。更に、日本ではチャンスの幅を広げるために容認されている浪人は許されないのだ。そのため、医者になりたいと志している人がいたとしても、高校2年生の時点で学部の中で一番難関といわれている医学部の定める得点に合格していないと入ることができないのだ。他にも要因が多々あるが、こうした大学入試事情もあり、ミャンマーの地方では医者や看護師の数が足りていない。教育の問題が、医療の分野にまで影響を与えていることが分かるだろう。

このように教育は密接に社会と影響しあっていることが分かるが、ミャンマーにおいて最も改善すべき教育問題は「教育格差」であると考えた。ミャンマーは伝統的な寺子屋式の僧院学校が設けられているため、他の開発途上国に比べてみると識字率は悪くないように思える。しかし、国内の細部をみみると教育には格差があることが分かる。国際連合人口基金(UNFPA)によると、2014年の時点で農村部の識字率は都市部に比べて低く、ミャンマー東部に位置するシャン州では読み書きができる人がたったの64.6%で、44.9%の大人が全く学校に通ったことがないというデータがあるそうだ。こうした状況が生まれてしまった原因というのもまた、ミャンマー社会の中に隠されている。

まず一つ目に挙げられるのは、多民族国家ゆえの教育の質の違いである。ミャンマーには135族に及ぶ民族が存在していて、それぞれ特有の文化を持っている。それゆえ、ミャンマー人として教育するか、それぞれの民族を尊重した教育をするかで差ができてしまう。さらに、言語もそれぞれ異なる。ヤンゴンなどの都市部では、ミャンマー語を使用した教育を提供できるが、地方に行くとその土地特有の言語が存在するため都市部と同じ教科書を使用することができない。また、教師もその土地の言葉を喋ることが可能な人を必要とするため、なかなか集めることは難しいのである。

難民の子供たちへ教育が行き届いていないことも、教育格差に関する問題と言えよう。ミャンマーでは多民族国家ゆえの民族紛争が独立以来繰り返されている。ビルマ族仏教徒、ビルマ語、ビルマ文化の存在感の強さにより、非ビルマ民族や非仏教徒、非ビルマ語を母語とするマイノリティは差別されるリスクにさらされているため、一部が武装化して民族紛争が起きるのだ。当然争いの場となった土地に住む住民たちは避難せざるを得なくなり、難民キャンプでの生活を余儀なくされる。UNHCRの調べによる、2017年末の時点で難民の約50%が子供とされている。難民キャンプでの暮らしは食糧不足や衛生面での問題など制限があるものの、教育を受けることは基本的な権利だ。しかし、良質な教科書・教材は勿論のこと、勉強の場である校舎すらない。さらに、第三国定住といわれる制度によって避難先を離れ、別の国へ逃れていく人も少なくない。そのため、教師の確保も難しくなっている。

こうした状況の中、根本的解決を図っていくためにはどうすればよいのか考えた。一つ目の多民族国家ゆえの教育の質の違いについてだ。7日目に伺わせていただいた国会議事堂での質疑応答の際聞いた話では、現在カチン州ではミャンマー語の教科書をカチンの言葉で翻訳された教科書を制作しているそうだ。ただすべての民族に対応しているわけではないので、今後このような取り組みを可能な限り早く進めるべきだろう。同様に政府が取り組んでいる政策として、山脈地域つまり農村部で働く教師には、都市部に比べて高めの給料を設定しているそうだ。生徒と教師お互いが違う民族となると負担が大きくなるが、こうした措置をとることで農村部における教師不足が防ぎ、より都市部との格差がなくなるのではないだろうか。インフラ整備がまだまだ進んでいないことも、地域格差を生む原因である。ミャンマーの電力は主にダムを利用した水力発電によって供給されているが、乾季になるとうまく稼働せず停電が起きることもしばしばあるそうだ。そうした生活の基盤を安定させることで、人々の中にゆとりができ教育問題にも取り組めるのではないだろうか。

難民キャンプでの教育水準の低下については、国会議事堂での質疑応答の中で対策をしていると述べていた。例えば、教師がいなくても勉強できるようなモバイルスクールや、臨時的な仮設校舎を建てて難民の子供たちに学びの場を提供している。しかし、まだまだ不十分である。元々教育にあまり関心のないミャンマー政府だけでなく、NGO団体の支援が行われている。NGOばかりに頼ってはいは、根本的解決にはならない。ミャンマー政府には教育の重要性を見直すべきだと考えた。

以上が教育格差についての私の考察である。旅の最中にはまとまらなかった考えも整理

することができて、さらに学びが深まったと感じている。ミャンマーは問題ばかりのように思えるかもしれないが、この旅の中では現地の人々の温かさにたくさん触れる機会があった。その中で「幸せとは何なのか？」について考えることも多々あった。まだその問いに対しての答えは分からないが、この旅で生まれたどんな問いも最高のお土産だと思っている。ゆっくりと時間をかけて考えていきたい。



## 無知である日本人は何をすべきか

東洋英和女学院大学国際社会学部 1年

村木 菜生

はじめに

2018年平成最後の夏は、全国各地30度越えするという猛暑の日々が続いた。日本だけでなく海外でも50度と記録が出たところもあり、今年の夏の暑さは災害レベルだと言われるほど異常気象だった。そんな猛暑日が続くなか、8月7日～15日にかけて発展途上国の1つであるミャンマーに行った。そこではミャンマーの政治や経済、文化や教育、歴史、そして難民など幅広い分野を通して多くのことを学んだ。特に印象に残ったのは、難民問題だ。昔からミャンマーでは多くの難民が発生している。国連などの多数の団体が長く支援しているにも関わらず、難民の数は一向に減らない。ミャンマーから世界へ目を向けてみると、難民は減るどころか増えている一方だ。そこで、ミャンマーの難民事情について現地で学んだこと・知ったことを交えながら、難民問題の現状や原因を多角的に捉え分析し、そして解決策を自分なりに考え追究していく。

### 第一章

世界の難民の数は上昇傾向にあると言われている。実際に難民の数は昨年よりも30万人増加し、6560万人になった。ミャンマーにいる難民と言えば、ロヒンギャ難民が有名だ。新聞などのメディアを通して、ロヒンギャ難民は広く世界に知られている。しかし、ミャンマーにはロヒンギャ難民に加えて、ラカイン州などでおきる民族紛争によりたくさんの避難民が発生している。

研修2日目に視察したUNHCRでは、南東部だけでも避難民が12万6000人もおり、避難民の大多数を無国籍者が占めていると伺った。UNHCRの活動で難民支援を必要としている他国とミャンマーの違いとして、「無国籍者に対するプログラム」があり、ミャンマーのオペレーションはユニークと言われるほどいちばん認知度が高いのだ。「無国籍者に対する支援プログラム」とはその名の通り、一人でも多く無国籍者を見つけ解決することだ。主な活動は「保護すること」であり、3つのポイントがある。1つ目は、海に逃げた難民がいないかモニタリングするなど緊急援助の実施。2つ目は中期と長期に分けて行う基本的人権の保障と3つ目は将来的な問題解決（恒久的な解決）のための活動+法的な支援で取り組んでいる。

また、UNHCRの職員は常に時間との戦いで協力し合うことが不可欠であり、寝る間を惜しんで活動している。しかし、そんなUNHCRなどの人道支援の最前線に立つ人たちの

願いは届かず、難民の数は年々増加傾向にある。無国籍が人に与える影響は、例えば子どもに教育を受けさせたいが、IDカードが必要でありそれを所持していないため受けられない。

また、ラカイン州には教育機関があるが、難民キャンプに規制がかかり自由に出られないため場所が限られている。小学校までは教育を受けられたとしても、教育に対するアクセスが少ないことが現状である。最近では、ロヒンギャ問題が世界中に広く知られており、ミャンマーの軍事政府による民族浄化が深刻化してきている。以前、私の友人が「解決策が分かっているようで、実は分かっている」と言っていたが、この研修を通して分かった気がした。

## 第二章

直接の原因は紛争や病気、自然災害や人権被害などから命を守るために母国から逃げざるを得なくなり、難民が生まれると言われている。しかし、本当にそれだけなのだろうか。

研修 6 日目に元難民のティン・ウィンさんにお会いすることができた。ティンさんから難民だったときの経験や日本での難民申請までの道のりなどのお話を聞き、難民問題の深刻さを改めて知った。そのお話の中でティンさんは「日本人は無知である。日本人は難民に対して知らなさすぎる」とおっしゃっていた。私はこの言葉に衝撃を受けた。今まで私は難民に関する知識はある程度知っている方だと思っていたからだ。しかし、改めて考えてみようという自問自答してみたが、そうではないことに改めて気づかされた。難民という言葉や意味をしても、現状や日本の難民認定の厳しさなどしっかり把握していなかった。私のような人は多くいるだろう。

また、難民がどうして発生するのか仕組みを理解していない人も多い。事実、平成 17 年に外務省が 20 歳以上の男女を対象に行った「地球規模問題に対する意識調査」では、「次にあげる地球規模問題のうち、日常生活の中であなたが深刻に感じている問題は何ですか。この中からいくつでも選んでください」(図 1) という問いに対し、難民問題は具体的になっている問題の中で一番低く 18.3% だった。それに加えて、「地球規模問題のうち、国際社会の中で、日本が率先して取り組むべき課題は何だと考えますか。この中から 2 つまで選んでください。」(図 2) では、わずか 7.9% という低い数値だった。このことから、難民問題に対する国民の関心度が低いということが言える。この結果に対し、この意識調査は平成 17 年のものであるため最近のデータではないから参考にならないと考える人もいると思うが、それから新しく調査されたものが更新されていないため調査をしていないのか、それとも目立つような変化が見られないため掲載されていないのかと推察する。

また、日本は難民申請を行っているが認定される基準が厳しい。法務省の入国管理局によると、2017 年は 19,623 人が申請を行ったところわずか 20 人しか認定されなかった (3)。日本に難民申請する人は年々増加しているが、認定される人は年々減少している。この背景には、今の日本は難民を受け入れる体制が整っていない点と治安が悪化するのではないか

と懸念している日本人が多くいるという点があると考えられる。一見、難民の発生する原因につながっていないように見えるが、実はそうではない。知らない、興味・関心がないということは彼らの存在を否定するものであり、難民問題をますます加速化させる影響力を持っている。だから、無知である私たち日本人にも原因があるのだ。

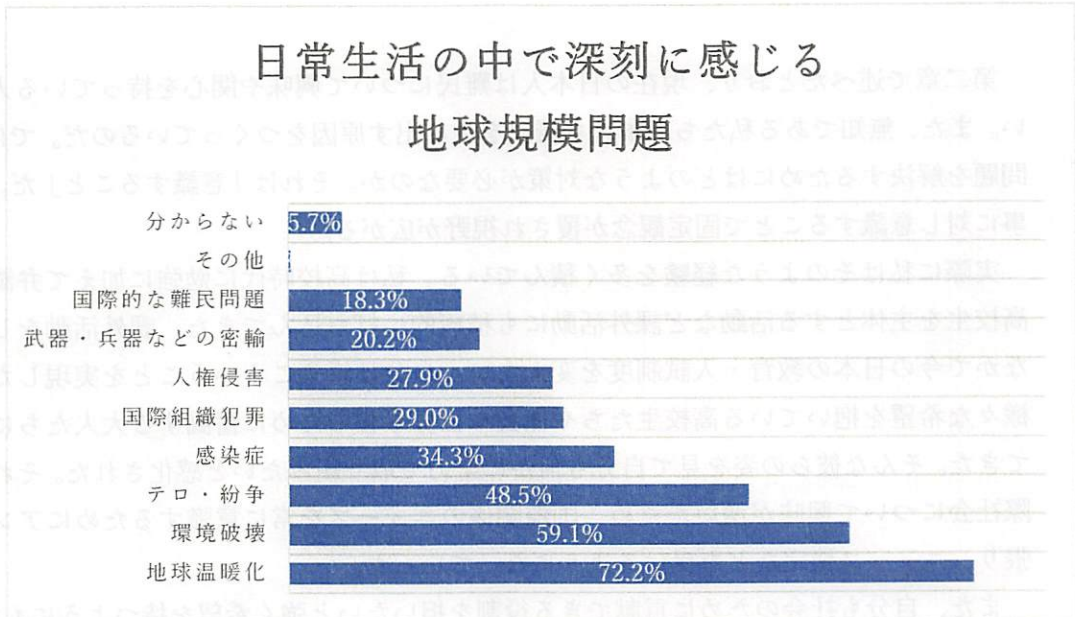


図1 日常生活の中で深刻に感じる地球規模問題

※その他…0.3%

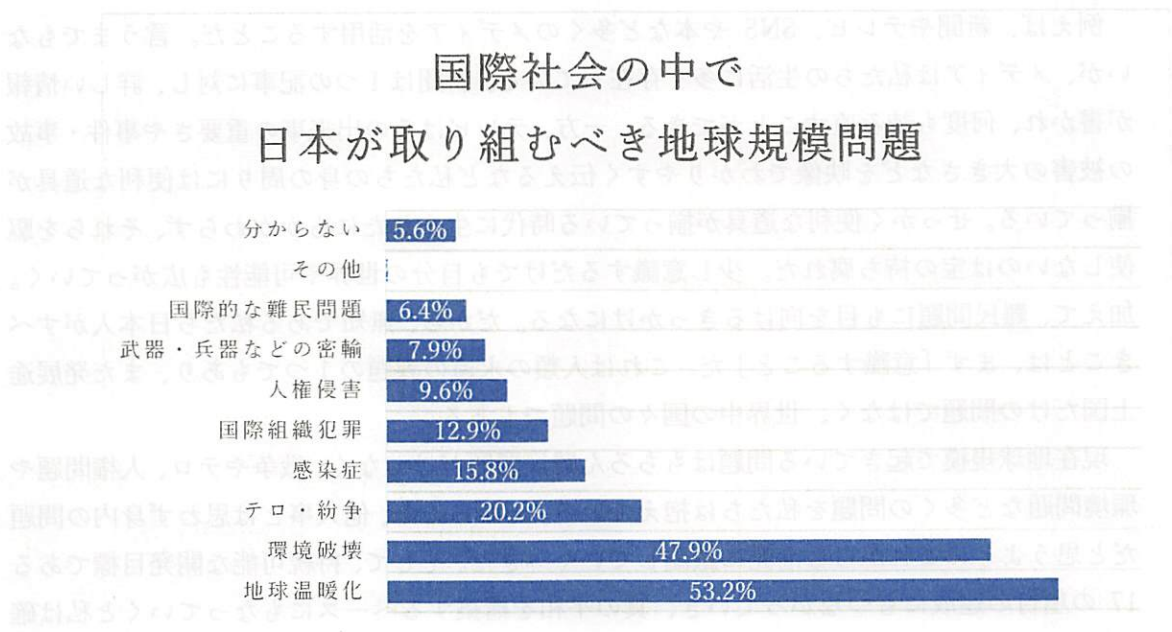


図2 国際社会の中で日本が取り組むべき地球規模問題  
※その他…0.2%

### 第三章

第二章で述べたとおり、現在の日本人は難民について興味や関心を持っている人が少ない。また、無知である私たち日本人も難民を生み出す原因をつくっているのだ。では、この問題を解決するためにはどのような対策が必要なのか。それは「意識すること」だ。ある物事に対し意識することで固定観念が覆され視野が広がる。

実際に私はそのような経験を多く積んでいる。私は高校時代に勉強に加えて弁論活動や高校生を主体とする活動など課外活動にも積極的に打ち込んできた。課外活動をしていくなかで今の日本の教育・入試制度を変えたい、自分は将来こういうことを実現したいなど様々な希望を抱いている高校生たちや社会や世界平和のために奮闘する大人たちに出会ってきた。そんな彼らの姿を見て自分も何かに全力で取り組みたいと感化された。それから国際社会について興味が湧いたため、国際関係のニュースを常に意識するためにアンテナを張り、ニュース検定などを受けるようになっていった。

また、自分も社会のために貢献できる役割を担いたいと強く希望を持つようにもなった。そして今年の夏、発展途上国の現状を実際にこの目で見るためミャンマーへ足を運んだ。このように1つの分野だけでも意識することで興味が湧き、自分の世界が広がる。大学生になっても今まで人生のなかで積んできた経験を活かすことができている。しかし、どのようにしたら様々な物事に対し意識することができるようになるのか。それは、今身近にあるものを利用することだ。

例えば、新聞やテレビ、SNS や本など多くのメディアを活用することだ。言うまでもないが、メディアは私たちの生活に多く存在している。新聞は1つの記事に対し、詳しい情報が書かれ、何度も読み直すことができる。一方、テレビはその出来事の重要さや事件・事故の被害の大きさなどを映像でわかりやすく伝えるなど私たちの身の周りには便利な道具が揃っている。せっかく便利な道具が揃っている時代に生まれたにもかかわらず、それらを駆使しないのは宝の持ち腐れだ。少し意識するだけでも自分の世界や可能性も広がっていく。加えて、難民問題にも目を向けるきっかけになる。だから、無知である私たち日本人がすべきことは、まず「意識すること」だ。これは人類の永遠の課題の1つでもあり、また発展途上国だけの問題ではなく、世界中の国々の問題でもある。

現在地球規模で起きている問題はもちろん難民問題だけでなく、戦争やテロ、人権問題や環境問題など多くの問題を私たちは抱えている。だからこそ、他人事とは思わず身内の問題だと思うようにこれからも活発に議論していくべきだ。そして、持続可能な開発目標である17の項目の達成にもつながっていき、真の平和を構築するベースにもなっていくと私は確

信している。

## まとめ

今回ミャンマー研修に参加し、意識することはもちろん、フィールドワークの重要性を改めて感じた。机に向かって教科書や資料などを読むのも良いが、やはり実際に現地へ足を運び自分の目で見て耳で聞いて肌で感じることで教科書からは見えなかった世界が見えてくるのが改めて分かった。UNHCR の職員や国際医療協力・海外医療ボランティアのジャパンハートの方々、在ミャンマー大使館の職員の方々など人道支援の最前線に立つ方たちとミャンマーで出会い、たくさん考えさせられた。特にジャパンハートの看護師の方々は、無償で活動していることに驚かされた。また、病院はあるが医療現場としてはまだまだ道具など設備が整っておらず、彼らは給料を医療器具などに費やすため日本からミャンマーまでの渡航費や居住費など何から何まで自費なのだ。このように、ミャンマーでの一週間は驚きの連続ではあったが、そのたびに私の知的好奇心を満たしてくれた。これからも難民問題について自分なりに追及していきたい。この経験が今後の私の力となることを確信している。

最後にこの研修を企画し、見守って下さった滝澤三郎先生をはじめ、研修に関わった全ての皆様に心から感謝を申し上げたい。そして、このミャンマー研修で学んだこと・吸収したことを活かし、将来社会に貢献することのできる役割を担えるようこれからも努めていきたい。

## 引用・参考文献

(1) (2)

外務省、2005、「地球規模問題に関する意識調査」、

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/i\\_chosa.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/i_chosa.html)

(2018.9.1)

(3)

法務省入国管理局、2018、「平成 28 年における難民認定者数等について（速報値）」

[www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03\\_00700.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00700.html)

(2018.9.1)

## 教育に関する問題を考える

東洋英和女学院大学国際社会学部 3年

磯崎 ももね

ミャンマーにおける問題として、都市と地方で教育格差が生じていることが挙げられる。貧困により教育の機会を逃したり、都市に比べ地方地域では学校数がそもそも少なかったり教育機器が不十分であったりするからである。基礎教育を十分に受けないと読み書きや算数の能力を十分に習得することができないため、衛生や保険、自分の保護のための知識を得ることができない。そのため就職の機会を受けることができずに社会的に不利な立場に置かれてしまうのである。また多民族国家であるミャンマーにおいて、共通語としてビルマ語が話されているが、少数民族の言語で書かれた本を読む機会があまりないことも問題として挙げられる。

これらの原因として地方地域での小学校から中学校、高等教育までの進学率が低いことが考えられる。これらには貧困や交通インフラの不足、厳しい進級試験による落第などが関係しており、あらゆる事情により教育を受ける機会をあきらめてしまうことがあるためだ。ミャンマーでは僧院学校などによる寺子屋教育が盛んで、全体的な識字率は約80%と開発途上国の中では比較的高い。しかし都市部と地方地域で比較すると、農村居住者の識字率は都市部に比べて低くなる傾向がある。学校に行くことができて、小学校から行われる進級試験により落第を繰り返すことで留年や退学により小学校6年間(KG+5年間)を経てから中学校までの進学率が伸び悩む。その結果、高等教育を受ける割合が低くなってしまっているのである。さらにミャンマーにおける基礎教育制度が抱える問題として低所得層に属する親の経済状態が良好とはいえないという現状がある。ミャンマーでは基礎教育は国内全土において無償であるが、多くの貧困家庭にとっては授業を受けることにより発生する諸費用が経済的負担になっているという。制服や文具などの費用に加え、ほかの必需品の購入費用として学校側から費用負担の追加を迫られる。さらに貧困家庭の多くは子供に家の雑用を行わせるために学習させることを断念することもある。こうしたことから貧困家庭の子供に対する教育機会は、親の所得水準に大きく左右される状況であるといえる。

進学率が低いことの背景には、進級試験による落第や中退問題も挙げられる。特に農村部の子供たちは家の雑用を行うために学校を休んでしまい、休んだ分の授業についていけず、落第を繰り返してしまう。さらに進学率が伸び悩む要因として、交通インフラが不十分であるために学校に通うことが困難であるということが挙げられる。特に地方地域の場合、学校数が少ないうえに交通手段が制限されることで学校に通うことが難しくなるのである。ミャンマーでは幹線道路や鉄道などの整備が遅れており、移動が容易ではないといえる。交通インフラが十分整うことで、保険や教育などの基本的なサービスを充実させる

ことができると考えられるため、これらを整えることはとても重要である。

ミャンマーの教育格差の問題に対する解決策として、教員の育成、図書館や ICT 機器の充足を推進させるための政府や NGO/NPO によるサポートが重要であると考えられる。学校に通うにあたり、自宅から通える距離に学校をつくることと、学校に勤務する教員を増やすことが重要だ。これは経済的な事情で進学をあきらめてしまうことや、学校までのアクセスが容易ではないために家の雑用との両立ができなくなることを防ぐためである。しかし学校数を増やすとその分の教員数も増やす必要が出てくる。そのため教員の育成にもより力を入れる必要がある。多民族国家であるミャンマーでは、ミャンマー語以外の言語を話す地域が多く存在する。そのためそれらの地域の子供たちにはミャンマー語以外の言語（その民族の母語）で教える必要があることから、その地域出身の教師を育成することが重要である。これには政府からその土地出身の教員志望の若者に奨学金を出し大学に進学させ、卒業後は地元に戻り教師としてその地域に根付いた活動をしてもらうということが求められる。

研修中にマンダレーで訪問した幼稚園から高等学校までおよそ 8000 人が在籍している僧院学校では図書館やノートパソコン、プロジェクターが完備され、調べ学習やプレゼンテーションを行うことが可能な環境が整備されていた。この僧院学校の設備の充足度をモデルケースとした場合、都市と地方地域での教育機器の格差が大きく開いていることがわかる。研修中に訪問したシャン州の小さな小学校では学校まで徒歩で片道 2 時間かかるため特別にその地域に建設された小学校であり、日本でいう分校のような扱いの学校であった。そこでは KG と小学生に分かれた 2 つの教室が設けられていた。壁にはホワイトボードが設置されており子供たちが机に向かって一生懸命に勉強をしている様子を見ることができたが、電気はなく教室内は薄暗い印象を受けた。さらに校庭にいくつか遊具は見られたが図書館は見られなかった。

ヤンゴンの私立の僧院学校と地方の国立小学校の設備の違いを目の当たりにし、私は図書館や ICT 機器などの教育機器を充足させ、子供たちの学びをより充実させることが重要であると考えた。それは、本を読むことによりそれぞれの民族の持つ母語を正しく習得し、さらにはミャンマー語や英語などの言語も習得することのできる環境を整えることになるからである。母語を理解することがそれぞれの人格形成につながり、そのうえであらゆるものを学んでいくことができれば、物事の判断能力や可能性が広がるからである。実際、ミャンマーでは全国のほとんどの学校に図書館がなく、子供が本を読む機会が少ない。高等学校や一部の私立学校には図書館が整備されているが、農村部などの小学校や中学校、高等学校には図書館がないのである。最近では日本の NGO である公益社団法人シャンティ国際ボランティア会が地方の学校などに図書館をつくる事業を行い、本を読む機会を提供しているという。本を読むことで言葉を知り様々な国や地域の文化を知ることができるため、本を読むことはとても大切であるといえる。そのため、今後のミャンマーでの新カリキュラムに基づいた教育を受けるにあたり、子供たちは本を読むことでより柔軟

な考察をしていくことが求められる。そうした際に本を読み自ら知識を培っていくことがとても重要になるため、より多くの本に触れ合う機会を設けるためにも図書館が必要であると考えられる。ミャンマーでは民政化する前には中央政権の権限が強かったことから一方的講義が中心で、暗記・試験重視の成績評価を行っていた。社会主義時代の教員は子供たちに図書館の有用性について特に教えることをしなかったため、当時は図書館を利用する学生はとても少なく、一生懸命本を読まなくても特に問題はなかった。しかし今後は本を読むことの有用性を伝えていかななくてはならない。それは、訪問した僧院学校の校長が話していたように現在ミャンマーでは **Critical thinking** が注目されている。これは暗記・詰め込み教育ではなく、授業内で生徒自身がテーマを定め、インターネットや本を用いて調べ学習をし、プレゼンテーションを行うというものである。これは日本も現在目指しているような先端授業であるといえ、今後主流になると考えられる。こうした学習において ICT 機器の需要がより高まっていくと考えられる。特に高等教育まで進む多くの学生は学習する上で利用する可能性が高くなると考えられるため、ICT 機器を使いこなせる教員の育成も必要である。

ミャンマーでの研修を通して、興味深いテーマを多く見つけることができた。そのうちの一つである教育の分野について扱ったが、インフラや経済、政治など異なる問題にもあらゆる場面で密につながっているということに気が付いた。この研修報告書ではあまり多くの詳細には触れていないが、今回の研修で見聞きしたあらゆる情報を踏まえ、問いを立て、より良い考えを見出していきたい。

#### 〈参考〉

- ・田中義隆（2017）『ミャンマーの歴史—学校制度と教育課程の現在・過去・未来』明石書店
- ・公益社団法人シャンティ国際ボランティア会「国の歴史と教育問題」  
<http://sva.or.jp/activity/oversea/myanmar/background.html> (参照 2018-10-4)
- ・外務省「諸外国・地域の学校情報」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC11800.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC11800.html)(2018-10-4)



## ミャンマーで生きる犬と人々

東洋英和女学院大学国際社会学部 4年

寺嶋 さと

「犬」ミャンマーを訪れてみて最も印象深いことの一つだ。今回のスタディーツアー  
中、私は毎日野良犬に怯えていた。それは犬が苦手というような個人的理由ではなく、噛  
まれたら狂犬病になるリスクが高く、発症したら致命的だと耳にしたからである。都市部  
のヤンゴンでも、そこから北東に進んだシャン州でも、ミャンマーの至るところにいつも  
野良犬が寝そべっていた。殆どの犬は穏やかだったが、夜中に遠吠えが聞こえたり、マン  
ダレーでは犬同士が噛み合っている姿を間近にし、背中を噛まれて皮膚がめくれている犬  
も見かけた。通りすがりの小学校では子どもたちが犬に追われ、木に登り難を逃れている  
光景を目にした。2018年9月3日のMYANMAR TIMES (※1)によると、昨年度犬に噛まれヤ  
ンゴン総合病院で緊急治療を受けた患者は16,274名、内32名は死亡した。これは同病院  
で治療された患者のみの数値であり、全国の病院を合計するとその数はさらに増えるとも  
られる。狂犬病にかかる人は減少傾向にあると言うものの、未だ大きな問題である。

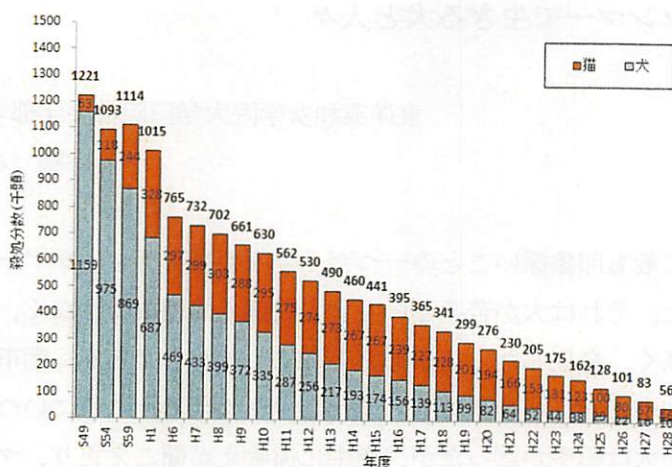
### 狂犬病の基礎知識

潜伏期間は一般的には1か月から3か月。初発症状は発熱、食欲不振、咬傷部位の痛み  
や搔痒感。症状が進行すると狂躁型・麻痺型2つの病型があり、狂躁型の狂犬病では、活  
動性の亢進、易興奮性、恐水症状、恐風症状。2日から3日後に、心肺停止によって死亡  
する。麻痺型は狂躁型よりも劇症ではなく、通常、長い経過をたどる。筋肉は咬傷または  
擦過傷の部位から徐々に麻痺。昏睡は徐々に進行し結果的に死亡。(麻痺型の狂犬病はし  
ばしば誤診されることから疾患の過少報告につながっている。) 狂犬病が疑われる動物に  
咬まれた人の約40%は15歳未満の小児である。(※2・3)

### 日本における狂犬病

「狂犬病予防法が制定される1950年以前、日本国内では多くの犬が狂犬病と診断さ  
れ、ヒトも狂犬病に感染し死亡していました。このような状況のなか狂犬病予防法が施行  
され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が徹底されるようになり、わずか7年という短  
期間のうちに狂犬病を撲滅するに至りました。」(厚生労働省ホームページ※3から抜粋)

現在の日本では、狂犬病患者も野良犬も殆ど見かけない。それは保健所が野良犬を積極  
的に保護し、安楽死という名の殺処分を行っているからだ。しかしリスクがあるからと言  
って、保護犬の命を奪うことは、人道的観点からも出来るだけ避けたいというのが大半の  
意見ではないだろうか。以下のデータからそれが見てとれる。



『全国の犬・猫の殺処分数の推移』環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室 ※4

平成 16 年度、殺処分された犬猫の数が 394,799 であり、平成 28 年には 55,998 に減少している。それと比例して「譲渡」（保健所から里親に引き渡すこと）の数は増加傾向にある。

厚生労働省によると、狂犬病はワクチンで予防可能な疾患であり、人の狂犬病を予防するために最も費用対効果の高い戦略は、犬に予防接種をすることで、狂犬病を排除することだ。

### ミャンマーの狂犬病

7 日目のネピドーに行った際に通訳をして下さったテツヤさんは元小児科医だったが、実際に犬に噛まれて命を落とす子どもたちを見てきたそうだ。またツアー中、毎日お世話になっていたガイドのヤンさんはヤンゴン在住だが、帰宅が夜になると、家へと続く路地に野良犬の群れがいて、傘で足元を守らなければ通れないと言っていた。

このように、ミャンマーの人々は野良犬に対して困っていないわけではないが、しょうがないと諦めてしまっているのかもしれない。問題や課題が山積みで、野良犬に関する問題は優先順位が低くなってしまっているのだろう。ミャンマーの一般家庭では千円の人へのワクチンを打つことが出来ず、治療を諦めてしまう人も多いとジャパンハートで聞いた。人間へのワクチンを打てないのに、犬へのワクチンにまで資金を回せないというのが実情だ。やはり狂犬病を減らす為にも、ミャンマーの経済力をあげる必要があると思う。

ネピドーにある国家計画・経済開発省の職員の方から「道端の犬を愛する会」の存在を教えてください。今年 1 月から 7 月の 7 ヶ月間、ヤンゴン総合病院で犬に噛まれ緊急治療を受けた患者は 5328 名、狂犬病による死亡者は 18 名だった。(MYANMAR TIMES 03 Sep 2018 ※1 より) (先述の通り、これは同病院で治療された患者のみの数値であり、全国の病院を合計するとその数はさらに増えるとみられる。)

このような被害が実際に存在するにも関わらず、原因である野良犬たちを殺処分することで解決しようという流れには至っていない。その背景には人間に害を与える野良犬にさえも慈悲の心を忘れないミャンマー人の国民性と、犬はもちろんのこと、人間に対するワク

チンを打つことすら難しいミャンマーの貧しい経済の状況が存在している。

### ミャンマーの狂犬病問題解決に向けて

狂犬病はウイルスによって起こる動物由来感染症であるので、狂犬病を無くすためには、先述したように犬に予防接種をすることで、狂犬病を排除することが一番の近道である。また、信頼のおける団体や機関等のデータを見つけることが出来なかったが、ミャンマーの野良犬の数は以前と比べて増加傾向にあるという情報も存在する。野良犬が増えると狂犬病にかかる犬が増加し、人が噛まれるリスクも高まってしまう。「殺処分はしたくない」というのがミャンマーの人々の大多数の意見だとしたら、犬の数を減らすには去勢手術を受けさせるのが理想的である。しかしミャンマーの経済状況では犬の手術へ資金を回すことが出来ないのが現状である。日本では犬に狂犬病のワクチンを投与する場合、2000円～3500円ほどかかる。ここで日本とミャンマーの物価を考えると、日本ではビールジョッキ1杯約500円だが、ミャンマーでは約60円なので、約1/8である。日本の狂犬病ワクチンを約3000円とすると、ミャンマーの狂犬病ワクチンは約400円程度だと推測できないだろうか。仮にそうだとすれば毎年400万円あれば、毎年1万頭の犬にワクチンを投与することができる。

私は今回の旅でイタリア人やスペイン人など沢山の観光客と触れ合った。皆手足にはパラキート（蚊よけ）をつけており、マラリアや狂犬病を恐れていた。そして私たちがそうであったように、ロンジー（ミャンマーの伝統衣装）や翡翠など、ミャンマーならではのお洒落を楽しんでいる方も多かった。そこで思いついたのだが、「ロンジーの売上げの1割を狂犬病のワクチンに当てます」というのはどうだろうか。ロンジー1枚1000円で売るとするならば、4万枚売れば良いことになる。観光客1人につき1枚ロンジーを購入するとし、4万人の観光客が必要だが、2015年の段階で400万人(※5)の観光客がミャンマーを訪れているので、実行可能ではないだろうか。

### おわりに

私がこの8日間のスタディーツアーを通して日々感じていたことは「幸せとは何だろう」という問いだ。「途上国」のミャンマーに対して、初めの数日間は日本との比較をし、「ここが遅れている」「あそこが問題だ」という見方をしていた。しかし、穏やかに暮らしているミャンマーの人々を見ているうちに果たして金銭的に、物質的に今よりも豊かになることが幸せだと言えるのか分からなくなってしまった。

私自身は、1950年以降日本が野良犬の留置所を設けたおかげで、狂犬病の危険に脅かされたことはないが、犬の立場に立てば、人間の都合で命を奪われる不条理な状況である。

私が暮らしている日本の日常では当たり前のこととして無意識下にあったことを、意識し、考えるチャンスに恵まれたことに感謝したい。

## おまけ

“ミャンマー 狂犬病” で検索をかけるとミャンマーで野良犬に噛まれた日本人のブログが何件かヒットする。中でもとても興味深いものがあったので、以下に紹介する。

「この出来事（犬がいきなり筆者めがけて突進してきて、そのまま太ももの裏にがぶりと噛みついたこと）をミャンマー人の僧侶に話すと、彼は真面目な顔をしてこう言った。

『あなた、犬の肉を食べたことがあるでしょう？』

『ええ、確かにベトナムやラオスで食べたことがあります』

『きっとそのせいですよ。犬の肉を食べた人は、犬に憎まれるようになるんです。我々僧侶が守るべき戒律の中にも、[十種類の動物の肉は食べてはいけない]というのがあるんです。鶏や豚や牛はかまわない。けれど、人間の肉、犬の肉、蛇、ライオン、虎、象、レオパード（など）は食べてはいけないのです』※6

大学のゼミで、主に日本の神話や妖怪などについて研究をしている私は、これを読んでなるほどと思った。犬というのは昔から人間と最も近い動物である。古墳などから人間の遺骨と共に飼い犬らしき骨が出てくることもある。また、犬はこの世とあの世を結ぶことができる動物とも言われている。その例としては『日本書紀』で日本武尊が道に迷った（あの世の世界）際、再び美濃の国（この世）へ帰れるよう現れた白い犬や、鬼が島という異世界に『桃太郎』を案内する犬、また異次元の宝の在処を「ここ掘れワンワン」と『花咲爺さん』に教える犬などが挙げられると思う。

共に墓に入るほど大切な存在であり、この世とあの世の橋渡しをしてくれる犬を食べるということは、ある種人間の肉を食べるのと同じくらい罪が深いというのも頷けるような気がする。しかし「犬の肉を食する文化を持つ人々はどうなるのか」といった疑問や、「狂犬病にかかった全ての人が犬の肉を食べたのか」と言えばそうとは言えないので科学的根拠はないのだが、神や妖怪など目には見えない世界に興味があり、それを研究している私としてはミャンマーの僧侶の言葉は非常に面白く感じられた。

## 参考文献

※1・MYANMAR TIMES 03 Sep 2018

“Yangon hospital records 18 rabies deaths in eight months” by Aung Phay Kyi Soe

<https://www.mmtimes.com/news/yangon-hospital-records-18-rabies-deaths-eight-months.html>

※2・厚生労働省検疫所 FORTH 「狂犬病について（ファクトシート）」

<https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2012/09251340.html>

- ※ 3 ・厚生労働省ホームページ 「狂犬病」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>
  
- ※ 4 ・環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室  
統計資料 「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/dog-cat.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html)
  
- ※ 5 ・Myanmar News 「ミャンマーの外国人観光客数 2020 年に 750 万人へ」  
[https://www.myanmar-news.asia/news\\_aRaPSxlgzm.html](https://www.myanmar-news.asia/news_aRaPSxlgzm.html)
  
- ※ 6 ・ミャンマー旅行記 2 0 1 3 「犬に噛まれる」  
<http://www.tabisora.com/travel/report2013/16.html>
  
- ・勝田吉彰 「ミャンマー在留邦人を取り巻くメンタルヘルス状況～2015 年の現状～」

## 仏教を通して考えたロヒンギャ問題

東洋英和女学院高等部 1年

太田 舞

ミャンマー研修に行く前に滝澤先生がおっしゃったように、訪問する場所での質問を日程表を見ながら考えた。質問を考えている時に、訪問する場所への質問だけでなく、ミャンマーの現地の方々に聞きたい質問も考えた。又、ミャンマーの多数派である仏教についても調べ、ミャンマーの問題と関連のある質問を考えた。

私の祖母の実家は川崎大師の明長寺（みょうちょうじ）という天台宗のお寺で幼い頃からよく本堂で遊んだり、お墓にお参りをしていたので、私はキリスト教の学校に通っていますが、仏教にも親しみがあるのでミャンマーの仏教にも興味を持っていた。調べていくうちに一つの疑問が浮かんだ。それは、仏教は不殺生の教えがあるが、ロヒンギャの人々を殺害することに対してはどう思っているのかということである。これはミャンマーの方々には難しい質問だと思う。私が質問したヤンゴン大学の女子学生は一生懸命考え、真摯に答えてくれた。その19歳で仏教徒である女子学生の答えはこのようなものだった。

「ロヒンギャ殺害に関しては、私達は何も言えない。しかし、ミャンマー政府は無実の人は殺害しないということだけは言える」。私はこの答えを聞いて、彼女が答えにくい質問だったにもかかわらず自分の意見をしっかりと述べてくれたことに感謝し、この質問のことは日本へ帰ってもミャンマーで学んだことを踏まえて改めて考えなければならないと思い、この報告書で問題として提起した。

まず初めにミャンマーの仏教について調べた。ミャンマーでは仏教の中でも上座部仏教が広く信仰されている。上座部仏教とは仏教の分類の一つで、上座部仏教、テーラワーダ仏教、テーラヴァダ仏教とも呼ばれている。「上座」(thera)とは、サンガと呼ばれる仏教の出家修行者により形成されている組織内で尊敬される僧のことである。ミャンマー、スリランカ、タイ、カンボジア、ラオスに広まり、古代中西部インドにおけるアーリヤ系言語を代表するパーリ語で書かれたパーリ語仏典を受持することから、南伝仏教とも呼ばれる。また、パーリ語の律蔵、経蔵、論蔵の3つからなる三蔵を伝えていることからパーリ仏教とも呼ばれる。東アジア、チベット、ベトナムへ伝わった大乘仏教（北伝仏教）とは異なる道順をたどって伝播した。

仏教は釈迦の没後、約五百年を経て2つの上座部仏教と大乘仏教に分かれた。この2つに共通する仏教の教えで五戒というものがある。五戒とは仏教において男性、女性を問わず在家の信者が守るべきとされる基本的な五つの戒のことである。五戒の内容は、不殺生戒、不偷盗戒、不邪淫戒、不妄語戒、不飲酒戒の5つである。この5つのうち一つでも破ると死後は地獄に堕ちるとお釈迦様は説かれている。先ほど提起した問題に出てきた不殺

生とは生き物を殺さないことで、仏教では大変恐ろしい罪で地獄行きの種まきとなり寿命も縮まる。

さらに仏教では悟りの智慧によって全ての生命は生前の行為によって死後、別の生を受ける輪廻転生を繰り返していて、全ての生命は同根で平等だと信じられているので、どんな生物を殺しても殺生罪となる。自ら生き物を殺す自殺、自分は直接殺さなくても他人に命じて殺させる他殺、さらに、他人が殺生しているのを見て楽しむ心があれば随喜同業という殺生罪に当たる。

このように、殺生は仏教の中で重い罪とされているが、ロヒンギャ問題の背景を見るとロヒンギャの人々と同じラカイン州に住み、度々衝突を起こしてきたアラカン人の民族政党で上座部仏教政党であるアラカン国民党は「ベンガル人」の追放を公約している。ベンガル人とはロヒンギャの人々のことで、ミャンマーではロヒンギャの存在そのものを否定し、バングラデシュの不法移民であるという主張からベンガル人と意図的に呼ばれている。アラカン国民党がロヒンギャの追放を公約した背景には、ラカイン州内でイスラム教を信仰するロヒンギャのみが不当に国際社会から優遇されていることに対する不満などがある。上座部仏教徒住民によるロヒンギャ支援の妨害や支援車両への攻撃も起きている。

このようにイスラム教徒であるロヒンギャは政府からの弾圧だけでなく、ミャンマーの多数派である仏教徒からも攻撃を受けていて、仏教徒ではイスラム主義の九六九運動という仏教過激派がロヒンギャ排斥を行っている。しかし、九六九運動発生の背景を見ると、ムスリム過激派が2012年6月に起こした仏教徒女性への集団強姦殺人事件などの蛮行が原因である。集団強姦殺人事件後もその報復として、6月3日に仏教徒がバスを襲撃し、ロヒンギャ10人が殺害され、6月8日にはロヒンギャ数千人が暴動を起こし仏教徒が殺害された。6月8日の事件は大規模な暴動へと発展し、約2000人の人々が虐殺され、その大半がロヒンギャであった。さらに、25万人以上のムスリムが住居を失い難民となった。このように、宗教間の争いから始まった報復の連鎖が、政府も関わり軍隊を出動された国際問題へと発展させたのではないかと考えた。

ミャンマーは2011年にアウン・サン・スーチー氏が率いる国民民主党（NLD）が国民の支持を受け大勝し、閉鎖的な経済政策を行っていた社会主義から脱却し、民主化を果たした。ミャンマー現地ではこれをサフラン革命と呼んでいて、讃えられている。しかし、民主化したにもかかわらず、ミャンマー国民の生活はあまり向上せず、スーチー氏への批判の声も高まってきている。スーチー氏がロヒンギャ問題や少数民族問題などのミャンマー国内の問題に対処しきれていないと主張する国民もいる。このことから、長期にわたった社会主義時代であったため未だ大きな力をもつ軍隊がロヒンギャ難民に対する国際社会からの優遇を好ましく思っていない仏教徒と共に、ロヒンギャを迫害した。

スーチー氏はこれに対して、国軍を制止し、ロヒンギャを救う政策を出している。国軍側は、スーチー氏がロヒンギャ問題を解決できていないことにつけ込み、スーチー氏を失

脚させ、再び社会主義国家にしようとしているのではないかと考えた。さらにロヒンギャ問題により、国際社会からのスーチー氏への批判が殺到し、ミャンマーへの経済制裁も検討されている。国際社会からのこれ以上の孤立を防ぐためにも、国軍と仏教徒過激派のロヒンギャへの攻撃を中止し、イスラム教徒やロヒンギャなどの少数民族とビルマ族との共存をはかるべきだと思う。スーチー氏への国民からの信頼が回復せず、ロヒンギャ問題や少数民族問題に進展がなければ、再び軍に政権を奪われる可能性があると考えたからである。

今回のミャンマー研修を通して「難民」への私の印象を大きく変わった。恥ずかしいのだが、以前は難民と聞くとあまりよいイメージが無かった。これは私がその難民の方々の国の政治状況や文化、今まで辿ってきた道を知らないが故に持ってしまったイメージであったと思う。これはイスラム教徒とロヒンギャの問題に関しても同じことが言えるが、お互いの国の歴史や文化を理解し、ありのままの状態を受け入れることが大切だと思う。

ロヒンギャ問題はただの民族間の争いだけでなく、宗教が大きく絡んでいることから、複雑で多岐にわたっている問題だが、230人以上のロヒンギャ難民が日本で生活しているなど日本にも関わりがある問題である。ロヒンギャ難民は群馬県館林市に多く、9割が定住しているが、研修中にお会いしたティンウィンさんもおっしゃっていたように、文化の違いなどから日本での生活には苦勞が多いそうだ。

私が考えた日本に住むロヒンギャ難民の方々への対策は、区や市のセンターなどで大人や子供にかかわらず無料で日本語を教える、行政サービスや福祉について相談を行い、まずは生活を安定させることが必要不可欠だと思う。生活が安定すると心に落ち着きが出て、日本の文化を受け入れる心の余裕が生まれると思うからである。これからのミャンマーの動向とそれに対する国際社会の反応に注目しつつ、自分なりに考えた日本に住むロヒンギャ難民に対する対策を活動に繋げることを目標として、研修で得た考えや視点を使いながら様々な方法でロヒンギャ問題を考えて生きたいと思う。

TEAMに入り、ミャンマーのつらく悲しい現状を知り、研修に行くと問題は一つではなく複雑であり、解決が困難であるという事実を突きつけられた。しかし、状況に悲観するだけでなく、前を向いて足掻き、問題が少しでも良くなるようにこれからもミャンマーの問題に関わっていこうと思う。そして、周りの人々にミャンマーの現状を伝え、活動の輪を広げたい。この小さな活動が大きな問題を動かす原動力となることと、私が大切にしている滝澤先生のお言葉である「全ての人には全ては出来ないが、誰かのために何かは出来る」を信じて、これからも活動していきたい。



## ミャンマーの経済発展について

東洋英和女学院高等部 1年

谷島 未紗子

私がこの夏にミャンマーに行き、一番感じられたのは「人間の生きる喜び」です。畑仕事やインレー湖での水上生活を視察した際に、人間本来の姿を見たように思います。わたしと同じくらいの年齢の人と高齢の人が一緒になって地域全体で協力しあって農作業している姿や、日本では有り得ない、舟での日常生活のような、その土地特有の生活を営んでいる姿を見て、本当に感動しました。まだまだ発展途上なミャンマーを実際に見て、これからこの国がどの様に発展していくのか興味を持ち、特に経済と産業の関わりについて考えました。

最初に、日本とミャンマーの関係から、先進国と開発途上国の違いについて調べました。開発途上国は経済発展や開発の水準が先進国に比べて低く、経済成長の途上にある国を指します。私が初めて知ったのは、開発途上国が新興国と後開発途上国（貧困国）に分けられる事です。

ミャンマーはこの後開発途上国（貧困国）にあたります。新興国は中国の様に、先進国の製造業が安価な労働力を求めて進出してきた事により、国民所得の向上、教育水準の向上が進み、国力を増大させていることが多いこと。それに対して後開発途上国は、一次産業に強く依存した経済や、戦乱や災害に伴う労働人口の減少の影響が深刻で、その中でも才能のある人材が他国へ流出していることなど、将来の展望に不安が多いそうです。開発途上国の中には人口の急増により、労働人口に対して十分な雇用を創出できず、失業者や不完全就労者の増加に苦しむ国々も多く、ミャンマーでは実際、10歳以上の人口、およそ4,100万人についての労働参加率は57.7%です。ただし、最低の年齢が10歳から15歳に引き上げられた場合は63.4%になり、生産年齢人口（15-64歳）についての労働参加率は67.0%になるそうです。この事を知り、これからミャンマーが発展していくために今後問題になっていくのは、海外の政府、企業との関わり方だと考えました。

最近のミャンマーの発展には中国が深く関係していて、インド洋沿岸に位置する、チャオピューという港町は、中国内陸の雲南省につながる原油・天然ガスパイプラインの起点に位置し、015年、中国国有大手の中国中信集団（CITIC）を中心とする企業連合が経済特区の開発権を獲得しました。大型貨物船が入れるミャンマー最大規模の港湾施設を建設し、周辺に1000ヘクタールの工業団地や住宅地を設ける構想。2018年7月4日の日本経済新聞によると、ソー・ウィン計画・財務相は、中国がミャンマーのチャオピュー経済特区で進める港湾開発事業の規模縮小を求める考えを明らかにしています。

ミャンマーの日本大使館へ行った際、この様な経済特区開発計画についてお話を伺いました。2012年から開発を始めて、唯一成功した事業、と言われているティラワ経済特区のお話を伺いました。日本が49%、ミャンマーが51%の出資で始め、2400ヘクタールを3年で発展させる、というものでした。現在、600ヘクタールが完成し、一年で400ヘクタール完売したそうです。開発を進める上で大切な開発許可は今までネピドーで取らなくてはいけなかったという課題に対し、1ストップサービスという制度をつくり解消しました。タイにある日本の企業も発展させるため、ティラワ～ヤンゴン～マンダレー間の外環状道路建設も日本の団体によって進んでいます。この様に、中国と日本の開発の違いをミャンマー政府に見せつけて、これからもっと日本に開発を任せてもらえる様になっている、というお話を伺いました。

ミャンマーがこれから発展していく上で、昔から開発に協力してきた中国に留まらず、日本や欧米諸国ともっと連携して経済発展していければ良いのではないかと考えました。

研修から帰ってきた今、研修中、度々出ていた、日本人の幸せとミャンマー人の幸せは違う、という考えがとても心に残っていて、日本の様に発展しすぎて都心は緑が一切なくなるくらいになってしまうのはミャンマー人はあまり望んでいないのではないのではないか、というのはこれから発展していく上でとても大事な問題であると思います。実際、森林伐採が近年の問題となっていて、ミャンマーの国土の47%が森林とされており、主に国境地帯での違法伐採が横行しており、2010年から2015年までの森林減少率はブラジル、インドネシアに次いで世界ワースト3位となっているそうです。この様な急激な発展と同時に起こってきてしまっている問題にもしっかりと目を逸らさず向き合っていくことが大事だと思いました。そのためには海外の取り組みなどを取り入れていくのが重要なのではないかと考えました。

研修前に行なった、モチベーションアップ講座で、ミャンマーの10年前と今、について伺った際、ミャンマーのインフラ整備の発展についてとても感心しました。日本の中古のバスが街中で走っていたりなど、日本がミャンマーの発展に協力していることも知り、嬉しくなりました。これからのミャンマーの発展に日本だけでなくたくさんの国がもっと関わって、美しい国が出来上がっていくといいと思いました。

## ミャンマーの医療及び教育制度についての考察

東洋英和女学院高等部 1年

渡辺 愛音

2018年度ミャンマー研修旅行に参加させて頂けたことは、世界の貧困問題や経済事情に興味を持っている私にとって、大変貴重な機会だった。貧困に苦しむ人々の暮らしの様子の写真を見るだけでは計り知ることができないこと、自分自身が現地に足を運ぶことで気づく発見を発信していける立場に立つことができ、有意義に感じた。

ミャンマーは約半世紀ぶりに、アウン・サン・スーチー率いる民主政権が発足し、経済発展が続く国であるが、貧困や紛争などの課題は多くある。ミャンマー政府の方々、現地の学生、子供との対話及び交流から、ミャンマーの社会、経済、医療、教育に関する様々な問題や国際協力の在り方について深く考える機会を得ることができた。そこで、二つの事柄について述べようと思う。

### 第一に、ミャンマーの医療制度について

私は、ミャンマーの医療制度の最大の問題は、国家支出の医療費（社会保障関係費）の割合が非常に少ないことだと考える。その原因として、軍事費が最も多くの割合を占めているということが考えられるが、これに関しては、半世紀以上に渡り軍事政権、社会主義時代が続いていたことが背景にあると思われる。別の視点から見ると、現地の病院を訪問したことでミャンマーの医療問題の深刻な現状を目の当たりにすることとなった。例えば、医師一人当たりの患者は数千人という事実に対し、医師不足が原因だと考えるのが普通であろうが、実際は医療予算が少ないため、ミャンマーの医師達に給料を支払うことができないことが最も大きな要因であると考えられる。というのも、毎年医師になる人は数百人いるが、ミャンマー国内の病院不足、資金不足により、若くて優秀な人材が国外に出て行ってしまうのだ。これは経済的な面で、ミャンマーが抱える深刻な医療問題と言えるだろう。

さらに私達は、ジャパンハートという、18歳以下の子どもに対し、手術・薬・入院の費用、加えて交通費なども完全無料で治療を行っている病院に訪問した。最先端の医療器具が揃った日本から、医療保険制度があまり整っていないミャンマーに行き、働いていらっしゃる医師の方と直接お話をする機会を持った際、たとえ無給且つ多額の寄付金を払ってでも、医療費が高額で治療を受けられない人々のために医療を提供することは、自分自身にとって大きな価値のあるものだと感じたから、ミャンマーで医師として働いているというお話を伺い、今自分ができることは少ないかもしれないが、視野を広げて物事を考え、ジャパンハートの医師の方々のように、自分で「価値」を見出せるようになりたいと強く思った。

ミャンマーの医療制度の課題解決のためには、国家予算の医療の割合をあげ、ミャンマー国内の医療が充実したものにする必要があると思う。しかしながら、医療予算をあげるため

には、他の費用を減らさなくてはならない。例えば、軍事費を減らすことになるとすると、社会主義、軍事政権時代から民主政権に変わるとはいえ、国会議員の 25%が軍人議員であるという現状ではなかなか厳しいと思われる。日本は社会保障関係費が最も多くの割合を占めているが、医療や、保険制度を充実させることは、ミャンマーの国民にとって最も重要なことだと思った。

## 第二に、ミャンマーの教育制度について

ミャンマーの教育制度の最大の問題点は、政府側が、子どものことを第一に考え、将来を見据えた教育を行っているようには思われなところだ。その要因としては、社会主義時代の影響もあり、暗記教育を多くの学校で取り入れられているということが考えられる。また、子ども達が学校に通えない理由は、貧困だけでなく、家の近くに学校がなく、やむおえず家の仕事を手伝う子供たちもいるということ忘れてはならない。教育を受けたくても受けられない状況にあるのだ。様々な事情が重なり、小学校の就学率は 86.4%だったのが、高校になると 32.1%にまで減ってしまうのだ。

しかし、そんな状況にあるミャンマーの教育制度の伝統的な暗記教育を問題視し、「クリティカルシンキング」という、生徒の想像力を養うことを目的とした授業を行なっている学校もあるようだ。最近では、日本でもディスカッションの場を設け、自分の意思、主張を他人に伝えることに重点を置いた授業が多く取り入れられている。やはり、子ども達が将来社会で活躍し、彼らがミャンマーを支えるようになることを考えると、従来の暗記型教育より、想像力を養える「クリティカルシンキング」を推奨すべきだと考えた。また、国家予算の教育費の割合をあげることで、より良い教育を提供することができるのではないかと考えた。

ミャンマーの医療、教育の問題について述べてきたが、これらの問題は国の国家予算も関わってくるもので、解決するのは難しく、また今私達にできることは寄付や募金などしかないかもしれない。しかし、資料や本では知ることのできない、自分自身が実際に足を運ばなかったら気づくことのできないようなことを新たな知識として得ることができ、大変貴重な有意義な時を過ごすことができた。この研修旅行での学びは、将来の視野を広げるものとなり、そして現地で感じたこと、抱いた思いを周りに広め、寄付や募金活動を積極的に行うことが、ミャンマーを初めとするアジア諸国のさらなる経済発展に貢献できることなのではないかと考える。最後に、このような素晴らしい機会をくださった方々に心から感謝の思いを噛み締めている。

## 教育と子供の自由

東洋英和女学院高等部 1 年

笠原 紀香

私が興味を持ったのはミャンマーの教育問題である。ミャンマーの学校を訪ねた際、明かりのない暗い中、どの生徒も熱心に説明を聞き、読んだり書いたりして学んでいる様子を見て、彼らのために解決されなければならない問題は沢山あるのではないかと感じたからである。そのミャンマーの教育問題は大きく3つあると考えられる。

1つ目は進級、就学問題である。ミャンマーの小中高は6,4,2の12年制で、小学校から毎年進級試験がある。基準を超えられず留年してしまう生徒も多くおり、中学校から高校への進学率はわずか32%である。1番大きな就学問題の原因は、セーダンと呼ばれる卒業試験である。この試験のスコアで入れる大学の学部が決まってしまうのである。最難関学部は医者で、セーダンで上位数パーセントの成績を修めなければならない。しかし、ミャンマーの学生が1番就きたい職業は医者である。その理由は、1番お金を稼げる医者になって、家族を幸せにさせたいからである。ぎりぎりの生活で大変な中学費を払ってくれている親の姿、貧しさ故に子供の病気を治してあげることもできない生活。もし自分が医者になればその両方を解決することができる。日本の医者を志す生徒の「人を救いたい」という考えとは全く違い、彼らの医者という夢は大きく輝いたものではないだろう。貧困という環境に縛られて、本当の意味で夢を持つことができているというのとは大きな問題である。

2つ目の問題は暗記型教育である。ミャンマーではこの教育法が一般的である。その原因の1つは前に書いた毎年の進級試験である。落第すれば留年しなければならず、試験は教科書と同じものが出題されるため、生徒は教科書の内容を丸暗記するのだ。また、現地ガイドの方によると、ミャンマーの子供達はお経、説法、僧侶、親、先生の5つを大切にしておくといけないという。そのため、先生に対する尊敬の心が強く、質問する機会がなかなか無いのも原因の1つと考えられる。さらに、1970年代から始まった暗記型教育が深く根付いてしまっていることも大きな原因である。しかし現在、脱暗記型教育を目指し始め、今回訪れた僧院学校ではクリティカル・シンキングが取り入れられており、自らの発想力や想像力がつくような演習も行われていた。しかし実際にはこのような学校は少なく特に公立学校ではほとんど進んでおらず問題はまだ解決されていない。加えて深刻な教員不足もあり、教師が工夫して教えると言っても簡単にはいかない。

3つ目の問題は少数民族の生徒の問題である。ある小学校1年生のカリキュラムは、国語、算数、英語、宗教（仏教）その他だった。国語の授業では、ミャンマーの公用語であるビルマ語を勉強する。しかし、ミャンマー国内には135種類の民族があり、40種類の言語がある。ビルマ族以外の少数民族の生徒のことを考えると、英語とビルマ語を同時に一

から勉強しなくてはいけない。さらに、算数など他の教科もビルマ語で習う。さらに毎年ある進級試験はビルマ語で行われるため、少数民族出身の生徒の負担は大きい。また、小学生にとって、この負担は大きすぎるだろう。

これらの3つの問題を解決するには、教員の育成、進級制度の改正が必要なのではないかと考える。まず「教員の育成」については、ミャンマーには先輩が後輩に教える事が習慣としてあるため、僧院学校の一部に教員育成学校を共立させ、卒業生の数名がそこに戻って新たに教員を育成するというシステムをさらに増やすことで、教員を育成する人材も増やすことができる。さらに、学生たちに教員不足の現状をきちんと伝えることで教員を志す学生を増やし解決を図るべきだと考える。また、小学校は少数民族出身の教員を増やし、その地域の言語でも勉強できるようにするべきであると思う。「進級制度の改正」については、進級試験を日本と同じように小学校から中学校、中学校から高校に上がる時のみに回数を減らすべきだと考える。さらにセーダン（高校卒業試験）のスコアで進学先が決められてしまうのは、その1回のテストで将来が制限されてしまい、スコアが良くても医者になりたくない生徒のことをかんがえると良い制度ではないだろう。そのため、日本のセンター試験などのようにもう少し自由な環境を作るべきだと考える。それに加え、テストの内容も教科書の問題をそのまま出題するのではなく、クリティカル・シンキングで培った個人の想像力や思考力を測る問題などを出題していくべきだろう。そうすることで、海外に進出する学生が出たり少しずつグローバル化も進んでいくのではないかと思う。

ミャンマーの教育問題はまだ多く存在しているが、去年から JICA の技術協力で開発された教科書が全国の小学校に一斉配布されるなど、改善の兆しが見られている。前に述べた教員不足や進級試験問題は国会議事堂や経済開発省を訪問した際既に問題として議論されていて、徐々に変わっていく予定だと話していた。今後それらが変わっていき、ミャンマーの学生たちがより自由な思考と選択のある生活を送れるようになるべきである。

## ミャンマーの教育制度について

東洋英和女学院高等部 2年

斎藤 夏希

今回のミャンマー学習旅行では、今この時にしか見ることのできない、国の変わりゆく姿というものを限定的な視点ではあるが目にし、年の離れた日ごろ接することのない方々と分かち合い、様々な考えを知ることができた。

この旅を通し、私が見聞きし考えたことをミャンマーにおける教育制度とその課題に焦点を当てここにレポートという形で書き著していきたい。

ミャンマーにおける学校は、大きく分けて三つある。一つは小学校5年・中学校4年・高校2年から構成される公立学校、二つ目は僧院が寄付により経営している僧院学校で、三つ目がインターナショナルスクールである。僧院学校とインターナショナルスクールはどちらも私立学校であり、設立には政府の許可が必要だが公式にその存在は認められていない。そして、一つ目の公立学校こそがミャンマーの教育制度の問題点の中心である。公立学校は小学校、中学校、高校で構成されていると述べた。このうち小学校は無償であり、残る二つも有償ではあるが私立学校に比べ授業料が安い。しかし、近年この公立学校の質の低下と、それによる生徒の減少が著しい。

理由のひとつとして挙げられるのが「暗記教育」である。日本での小学三年生をミャンマーではグレード3と呼んでいる。このグレード3から高校二年生、つまりグレード11までのカリキュラムはそのほぼすべてが暗記教育であり、この暗記教育とは軍事政権時代に作られた教育方法である。その内容は文字通り「暗記」そのもので、授業中生徒たちは教師の言う言葉を暗記のために暗唱し、これを何度も繰り返す。テストの内容もこれに応じたもので、教科書の問題をそのまま覚えていなければ解けない問題ばかりであり「どれだけの量を暗記したか」、それだけが問われる。ここには思考を挟む余地も、必要もない。

この教育法では勉強という行為はそのまま作業に成り下がり、生徒たちは勉強、そして学習することの楽しさや明確な意義を知ることができず、勉強への意欲や興味を持つこともできない。また、暗記では記憶力を養うことはできるが思考能力や、その記憶力と記憶した物事を応用させる力を養うことはできない。

結果として自分で考え、行動することのできない子供ばかりが増えていく。軍事政権の狙い通りではあるが、政権が変わった今その教育法は生徒たちへ悪影響でしかない。余裕のある家庭であれば、高い学費を払ってでも質の高い教育を受けさせようとするだろう。

二つ目の理由は「私立学校の増加」そのものである。

政権交代直後のミャンマーでは当然ながら私立学校は存在せず、あったとしても数はごく少ないものだった。結果、子供を公立学校に通わせている裕福な家庭の保護者は公立学校で足りない分の勉強をさせるべく授業の後に私塾へ通わせていた。しかし私立学校では公立学校と私塾での勉強時間よりも短い時間で、より効率がよく質の高い授業を受けることができる。子供の体力や家庭での勉強時間を鑑みても、私立学校の増加による需要の増加とそれに伴う公立学校の生徒の減少は避けられないことだと分かる。

暗記教育について述べた項で「グレード3から上の学年は暗記教育である」と書いたが、グレード2以下の二学年のカリキュラムは現ミャンマー政権が外部と協力して作った新カリキュラムを利用している。この「外部」の中には日本政府も含まれており、テキストの作成を依頼され、二学年分まで作り終えていることは現地でも聞くことができた。しかし当然のことながら、日本の教育制度にも問題は存在する。教科書の作成を日本に依頼するということはそのまま指導方法も輸入するということだ。私たちが訪れた、ミャンマーの僧院が無償で運営している学校ではクリティカル・シンキング、つまり批判的思考を教えている。これはあらゆる物事を適切に分析しより早く論理的な最適解にたどり着くための思考方法であり、その過程における内省的態度のことである。

しかし、私たちがミャンマーに来て初めてその言葉を耳にしたように、日本では批判的思考について教わる機会はない。結果として、自身で考えることこそできても、その先である「自身の考えを疑い、より良い答えを見つけ出す」ことを苦手とし一つの考えに固執しがちである。

また、日本の教育制度の問題点について話す場合必ず話題に上がることが日本の画一的教育である。画一的教育は日本の識字率を世界有数のものにしており、教育水準もまた高いものになっている。半面、生徒たちは過剰なまでに平均、平等であることを求められる。一時期話題になった「運動会の徒競走で順位をつける代わりに一斉にゴールする」事例がその極端な例といえるだろう。

また、この「平等志向」は個人の創造性や独自性、特異性を阻害するともいわれている。この平等志向はなにも教育に限った話ではなく、日本人社会そのものに根差したものであり、「出る杭は打たれる」ということわざがそれを端的に言い表している。

無論、この「平等志向」はテキストや指導法に拠るものではないが、相手に恥をかかせないために人を強く否定したり断りを入れられない、強い自己主張が難しい、など比較的日本人と似た国民性と、「恥を忍ぶ」文化を持つミャンマーで同様の事態が起こりえないと断言することはできないだろう。ミャンマーは日本のカリキュラムを取り入れたのち、それを自分たちの手で改善していく必要があるのだ。

大まかに二項目に分けてミャンマーの教育制度について書いたが、これからのミャンマ



一、そして日本の教育制度がどう変わっていくのかじっくりと見ていきたい思いが一層強くなった。そのためには学生である私自身もその本分を全うし、自分の頭で思考し、ここに書いた意見も内省し、吟味し、書き換えていく必要がある。声高に自国の教育制度を批判し、その実自分が全く進歩できていない、などということにならないよう批判的思考を実践できるようにしていきたい。

## ミャンマーの教育について考える

東洋英和女学院高等部 2年

鈴木 結夏

はじめに

今回、ミャンマースタディツアーに参加してたくさんのことを学ぶ良い機会となった。発展途上国に行くことはなかったので、自分の目で見て現地のことを吸収して思うことはたくさんあった。そこで、私は今回この論文でミャンマーの教育のことについて考えたいと思う。

### 教育面での問題

ミャンマーの中には民族がいくつも存在し、それぞれしゃべる言語が違う。だがミャンマーの共通語はビルマ語であるから、他の民族のビルマ語が喋れない人たちはとても苦労することを知った。そして教育面でもそのことが関係することが多くある。民族の子供たちが都市部で教育を受ける場合、まずビルマ語をマスターする必要がある。だが、ずっと地方にいたらビルマ語を使うこともないし、もしかすると聞いたことすらないかもしれない。そこで勉強以前の問題になるのだ。ミャンマーでは実際、進学するのは 54%、大学進学率はもっと低く、5%だと言う。その数字は日本の進学率 52.6%と比べるととても少ないことがわかる。進学できないと将来の職業を考えた際にも困ることが出てくることだろう。

そして、もう 1 つの問題はミャンマーでは暗記教育が主流だということだ。暗記科目はもちろん日本の教育の中でも大事なことであるし、欠かせない教育であるが、それだけでは何か足りない。それは思考力だ。思考力は人の想像力を高めるものでもあるし、考えがなかったらロボットのような単純なことしかできないと思う。考えること、1 から始めることは頭をすごく使う。だからこそ思考力を伸ばす教育はすごく大切だと考えている。が、ミャンマーは暗記教育が主流なのである。そこで原因を考えてみる。

### 教育問題の原因は？

まず 1 つ目の問題点である進学率について。先程問題点を上げた際にも少し書いたが、民族によって言語が違うことが 1 番大きいと思う。もちろんその民族の中で教師がいれば勉強を教わることができるが、高校卒業試験であるセーダン試験があるのできっとその際にはビルマ語も英語も必要なことがあるだろう。民族の人たちは英語なんて誰からも教わらないだろう。民族の中にいればその言語だけで周りとの会話が成立するから必要がないのだ。そして結果的に言語の違いという理由で進学できなかったりしてその繰り返しが起こるのだろう。

2 つ目の問題のミャンマーの教育制度について。最も根本的な原因は 40 年以上前の教育改革だと、調べてわかった。また、生徒は先生達を尊敬の念で見ているので、質問などもで

きないらしい。そして、小学生の頃から進級試験があるので教科書の丸暗記が重要だとされてきた。それが問題となった理由だろうと考える。

#### 解決策を考える

まずはじめの問題についての解決策を考えると、地方でも進学率を高めるために勉強以外のこともやらなければ行けないことはあると思う。例えば、もし教師が地方で勉強を教えてくれるにも地方の学校だと利便性が悪いことがある。実際に地方の学校にお邪魔した時、あぜ道みたいな所を歩いて周りには何も無いようなところに学校が建てられていた。なので、交通の便を良くすることも少しは進学率の向上になると考える。

2つ目の問題点の解決策であるが、クリティカルシンキングを取り入れている学校がある。たくさんのお坊さんが通う学校に訪問した際、その話を伺うことができた。想像力を高めてグループディスカッションなどをすることで、他の意見も自分の知識として持つことができるのでとても良い教育制度だと思う。クリティカルシンキングのことがミャンマーで主流になれば、今よりもっと明るい未来がある気が私はする。

また、他の国の教育制度を観察したりすることも国にとって良いことだと思う。自分の国に取り入れられるもので良いアイデアがあれば、教育制度に組み込むことでそれも将来のためになるだろうし、生徒達にもいい刺激になるだろう。

#### まとめ

スタディツアーでたくさんのことを見て、私なりに色々なことを考えた。まだまだ発展していないと思うことも多々あり、私ができることは少なからずあると思った。民族の子供たちは日本でもお馴染みのキャラクターや可愛い絵柄のノートを使って勉強していた。もちろん鉛筆なども。全て寄付で賄われているのである。そこで彼らのために寄付をしたりすることで喜んでもらえるし私も嬉しい気持ちになる。

国が違うといえども、ディズニーにある「イツアスモールワールド」のように世界は1つであるべきで、同じ地球上に生まれた人間同士、一人一人が生きがいを持って人生を歩めるように、お互いに協力し合えることを、もっともっと見いだせないだろうか。自らの考えだけが「正しい」とか「全てだ」と決めつけずに、1歩ずつでもいいから、お互いに歩み寄って助け合えないものだろうか。私はこれからも、色々な現場を自分の目で確認してみたいし、それらを自分の言葉で伝えることもしていきたいと、今回の研修に参加したおかげで思えるようになった。世界を客観的に見た時に皆が笑顔でいるようなことが大切だと思うのだ。ミャンマーに走る電車が日本から譲り受けたものがあるように、個人でも喜んでもらえるようなことを行動に起こしたいと思った。そうして、世界中が今よりもっと平和になることを祈る。

## ミャンマーの教育の現状

東洋英和女学院高等部 2年

千田 玲奈

私は今年8月7日から8月15日まで元国連難民高等弁務官事務所駐日代表である滝澤三郎先生が毎年主催して下さっているミャンマー・スタディーツアーに参加しました。高校2年生になって進路を考えるようになり、なんとなく国際関係を学ぶ学部に行きたいと思っていたのでこのツアーに参加してみようと決意しました。自分が今まで一度も訪れたことが無い発展途上国を訪ねてみて、その国がどのような現状にあるのかを自分の目で見て知りたいという思いもありました。

現地へ行ってみるとガイドのヤンさんにミャンマーの今まで知らなかった歴史や現状、文化などについて教えてもらいつつ様々なところを訪れました。パゴダと呼ばれるお寺やインレー湖にある水上マーケット、水上生活の様子を見ることでミャンマーの人々の日常生活が分かりましたし、国会議事堂などの政府機関を訪ねる貴重な機会も得る事ができ、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）で難民の現状について聞いたりすることで国内の複雑な民族構成の事を知り、政府が国民と近くない国なのではないかということも感じました。そしてそのどれもがとても興味深く忘れられない体験となりました。

この報告書のテーマを考えた時にミャンマーの医療の大変な現状についてにしようかと悩みましたが、自分にとっても一番身近な問題である教育について書くことにしました。現地では実際に何校か学校を訪問し、今のミャンマーの教育の現状について聞くことができたので、今回は現地で知ることができたミャンマーの教育の実態、その原因、そして自分なりに考えた解決策を述べていきたいと思います。

現地で教育現場の現状を視察して最も印象に残ったのは、政府がミャンマーの教育実態があまり良くない状況であることを知っているにも関わらず、見て見ぬ振りをして何も対策を考えず無視し続けている状態にあったということです。ただ政府関係者によるとあと数年で教育制度は改善されるとの話もありました。

ミャンマーでは軍事政権が誕生してから長い期間にわたり知識層がクーデターなどを起こすことを嫌がり、敢えて教育に力を入れてきませんでした。子供達は授業中に先生に質問するのも許されず、ただただ教科書を丸暗記する「暗記教育」が勧められています。そのことによって子供達はなぜ？どうして？と自分で考える力が育たず、本当の学力が身につかないという現状にあります。私達が当たり前と思っている日本での学習が丸暗記だけのものどこんなにも違うのかと初めて気づかされました。

そんな政府の方針に反対しているのがお寺によって運営されるお坊さんが通っている学校です。「暗記教育」に反対して、批判的に物事を考える「critical thinking」という教育法

で授業をしている為、政府からの援助は一切無く、学費も無料にして運営しています。そうなる収入はほとんどないので、先生たちであるお坊さんは副業を掛け持ちしています。しかしそんな学校に通えているのはほんの一部の子供達だけなのです。

一般の学校でも教える側の先生の給与は安い為、先生になりたいと思う人も少なく教師の数も全く足りていません。また毎学年行なわれる学年進級試験は教科書の丸暗記から出題されて正解はたった一つしかない問題だけです。例えば英語の問題で「日本で有名なものは（ ）である。」とあった時、もし教科書に富士山と書いてあれば正解は富士山だけであり、彼ら自身がマンガや自動車、バイクなどと思って書いたとしてもその答えは全て不正解になるということです。

このような状況では子供達が勉強を面白いと思う訳がなく知識も増えず、進学率はなかなか伸びません。また、大学まで進んだとしても学力順に学ぶことを決められてしまい自分が好きなことが学べるわけでないので意欲も湧かないのだと思います。

元々たくさんの民族が集まっているミャンマーでは共通の言語もなかった時代が長く、親世代は今の子供達のように学校へ通って共通の教科書で勉強する機会すらなかったのかもしれない。その為子供の学習に対して意識が高い家庭は少数なのではないかと思います。

このようなミャンマーの状況を変えるにはまず政府の方針が変わることが大切だろうと思います。現在政府の中心にはノーベル平和賞を受賞したアウン・サン・スーチーさんがいらっしゃいますし、彼女は教育の大切さを何度も語っていますので、今後は少しずつでも改善されていくのではないかと思います。

しかし今私達日本人ができる事としては、なるべく多くの学校を作る手助けをすることで子供達が学校に通いやすくすること。教える側の先生に教育の仕方を教え、意欲があるたくさんの教師を育てる手伝いをする。そして皆が使えるレベルの高い教科書を全員に行き渡らせることではないかと思います。それらの協力は政府からか NPO などからなのかはわかりませんが、私自身これからも TEAM の活動を続けていきたいと思いました。

実際に小学校低学年用の教科書は日本の援助により作られ配布されていると駐ミャンマー大使のお話にありました。現地で出会った子供達の目は皆キラキラしていて色々な事に興味があるのがわかります。日本から持参した文具やおもちゃなどにも強い興味を示してくれていました。そんな子供達の将来が教育によってもっと拓けていけたらミャンマーという国ももっともっと発展していけるのではないかと思います。

今回の旅を通じ自分の環境がどんなに恵まれているのかも実感しましたし、教育というものが自分自身にとってだけでなく国にとっても大切なものなのだということがわかりました。ミャンマーという国のことをこれからも心にとめできることを探していきたいと思っています。

## ミャンマーの教育制度について

東洋英和女学院高等部 2年

豊田 玲菜

### 1、問題点

私が2018年度ミャンマースタディーツアーに参加し、特に感じた問題点は、教育においての子供達の進学率の低さである。特に、大学まで行ける人はわずかだというお話を聞き、とても驚いた。今回は、なぜそのような現実が今もあるのか、そしてその状況が、どうすれば改善に繋がるのかについて考えてみたい。

### 2、原因

その原因を探るために、まず、現在のミャンマーの教育制度や大学入試制度について、詳しく調べてみた。

まず、大学入試制度は「スーダン試験」と呼ばれ、高校最後の学年度末に全国一斉に行われる。その得点により、進学希望分野を申請し、得点が高い順に大学、学部、専攻が振り分けられ、定員人数だけが入学できる。ただし、受験する6教科のうち1教科でも40点未満を取ると不合格になり、2回試験に落ちると高校退学になる。さらに、1度合格すると2度目の受験はできない。近年の合格率は3割ほどで、高校卒業試験を兼ねる為、不合格になると高校を卒業することさえできない。また、女子の方が合格基準点を低く設定している為、男子よりも合格率を上回っている。

次に、ミャンマーの教育制度について調べた。小学校、中学校、高校がそれぞれ、5年、4年、2年間の計11年間教育である。高校卒業時のスーダン試験だけでなく、小・中学校卒業時にも大きな進学試験がある。特に中学の最終学年は「シッタン試験」と呼ばれ、文・理が決まるため、大学受験にも大きく関係してくる。

小学校の就学率は、86.4% (2016)、中学校は63.5% (2016)、高校は32.1% (2016)であった。小学校のみ義務教育とされているものの、数字を見ると実現できていないわけではないことが分かる。また、高校まで公立の授業料は無償だが、教育の質が悪いため多くの学生が「チューシン」と呼ばれる、日本で言う「塾」に通う。そのため、私立でも公立でも時間とお金のことを考えると、大差ないと、スタディーツアーで現地の方からお話を伺った。

このような実態から私は、1で挙げた問題点は、現在の教育制度が、ミャンマーに合っていないことが原因であると考え。挙げられる大きな理由は4つあった。

一つ目は、多民族国家のミャンマーで公用語とされているミャンマー語が話せない子供たちも多い。だが、その子達にも学校に通いやすいように、という制度がないことだ。各民族がそれぞれの言語を話しているため、中には、ミャンマー語を学校に行って初めて聞くという幼稚園生もいる。しかし、学校では公用語であるミャンマー語を全員が知っている前提

で進められてしまう。まだミャンマー語で数も数えられない子供たちが、足し算や引き算を学ぶには、とても無理がある。

二つ目は、ミャンマー独特の大学受験制度での欠点が大いことだ。もちろん、頭が良い人が、難しいと言われる医学部に行くのが合理的な考えではある。しかし、自分は将来のために、これを学びたい、ということが明確になっているのに、その学部には行けない今の制度に疑問を感じた。自分が好きな教科は自然と得意な教科になっていき、他の教科よりも、より情報を吸収しようとし、さらに積極的に学びを深めていく。さらに、行きたくもない学部に行かされた人よりも、学びたいという意思がある人の方が、将来も大学での学びを生かした職に就く可能性は高い。それは、社会に出た時にミャンマー発展に貢献することの方が、結果をみると合理的な考えになるのではないか。

三つ目は、それぞれの家庭の経済的な問題が背景にあることだ。日本と違い、ミャンマーでは毎年、進級試験があるため、多くの生徒が合格するために、「チューシン」に通う。しかし、学年が上がるごとに金額も上がって行くため、金銭的に余裕がない家庭は通えず、結果的に学校の授業について行けずに、中退に追い込まれる。また、制服や文具代が別途で必要となったり、学校側から行事のための備品の購入費用の請求をされる場合もあり、このことも低所得者が通うことが難しくなる要因の一つになっている。

そして四つ目は、教育の質が悪くいことだが、そもそも、教員が不足している。質については三つ目にも関わってくるが、教員の給料が少ないため、副業として私的課外授業を行っていることが多い。それにより、参加している子への先生の依怙贖が見られることもある。また、学生の政治化の過去があるため、それを防ぐために、多くの大学は現在も郊外にあり、生徒だけでなく教員も長距離通勤を強いられることも、不足の原因である。

### 3、解決策

私はその原因をなくすために、まず、大学受験制度を変えるべきだと考える。しかしこれは、今回のスタディーツアーでミャンマー政府に訪問した際に、2・3年以内に変更予定だというお話を伺った。そこで私は別の二つの案を提案したい。

一つ目は、日本のように進級試験制度を無くすことだ。留年することで、例え、無償化されていても、学校で勉強するためにかかる費用は増えるだけで、経済的なことを考え、中退させようと決断する家庭が多いはずだ。経済的な理由での中退は、その後の就職ができないなどの問題の原因になる他に、就いても給料が低く、益々格差の拡大や、貧困の負の連鎖に繋がる。そこで、ミャンマーだからこそ、進級試験制度を無くし、より多くの子供たちが学校に行って教育を受け、勉強が受けられるようにするのが、今のミャンマーにおいて重要なことなのだ。スタディーツアーで現地の方が、「ミャンマーの子供達には夢がありません」という言葉が私の心に深く残った。それは、国から自分の大学を指定されることにより、職業まで決められてしまうことになるからだ。しかし、それは自分の力ではどうしようもならない。そのため、ミャンマー人もそれを、仕方がないこととして捉えている。だからこそ、

教育を受けることにより、自分の視野が広がり、自分の夢を見つけられ、将来、社会で活躍する人材を育成しやすくなる。

二つ目は、民族の言葉を話せる先生を、その言葉を使っている子供が多い地域で採用し、子供たちが無理なく、ミャンマー語を習得できるようになるようにすべきだと考える。多民族国家であるミャンマーでは、ミャンマーならではの文化として、公用語が話せない子供がいるという点が挙げられる。そういう子供でも教育を平等に受けられるようにするための準備として、ミャンマー語を教えるべきである。日本では、小学校1年生が英語を初めて習うように、また、入ってから海外で言う ESL の授業のように、ミャンマー語が分からないことが原因で勉強を諦める人がいないような対応をするのが良い。

#### 4、参考文献

上別府 隆男. 4-1 ミャンマーにおける大学進学、留学プロセス分析. 4章 各国・地域における大学進学・留学プロセス分析,

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1371462\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1371462_03.pdf), (参照 2018-09-23)

J-SAT General Services Co.,Ltd. J-SAT 通信 vol.17. 国立大学への登竜門、“セーダン試験”の実態1, [http://www.yangonow.com/info/file/jsat\\_17.pdf](http://www.yangonow.com/info/file/jsat_17.pdf), (参照 2018-09-23)

J-SAT General Services Co.,Ltd. J-SAT 通信 vol.17. 国立大学への登竜門、“セーダン試験”の実態2, [http://www.yangonow.com/info/file/jsat\\_18.pdf](http://www.yangonow.com/info/file/jsat_18.pdf), (参照 2018-09-23)

外務省. キッズ外務省. 世界の学校を見てみよう ミャンマー連邦,

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/myanmar\\_1.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/myanmar_1.html), (参照 2018-09-23)

外務省. 諸外国・地域の学校情報. 国・地域の詳細情報,

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC11800.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC11800.html), (参照 2018-09-23)

塩野愛実. インクルーシブ・ワールド. ミャンマーのスラブでも塾で勉強は当たり前?,

<http://inclusiveworld.net/tuition-myanmar-slam>, (参照 2018-09-23)

一般財団法人海外産業人材育成協会. HIDA JOURNAL. インタビュー ミャンマーの教育事情と今後の展望 牟田博光,

<https://www.aots.jp/jp/pr/magazine/books/journal009/pageindices/index10.html>, (参照 2018-09-23)

上別府 隆男 . ウェブマガジン『留学交流』2014年11月号 Vol.44. ミャンマーの高等教育 - 「民政」下の改革 - ,

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2014/\\_icsFiles/afieldfile/2015/11/18/201411kamibeputakao.pdf](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2014/_icsFiles/afieldfile/2015/11/18/201411kamibeputakao.pdf), (参照 2018-09-23)



## ミャンマー学びの旅に参加して

国際開発研究者協会 (SRID) キャリア開発事業担当幹事

東京大学校友会国際機関銀杏会共同代表

中沢 賢治

1991年から2年ほど日本政府が支援するアソシエイト・エキスパート (JPO/AE) として国際連合工業開発機関 (UNIDO) で勤務した。ここで同じくウィーンに本部のあったパレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) から移籍してこられた滝澤三郎教授にお会いしてから四半世紀以上の時間が流れた。ドナウ河でのウインドサーフィン、お昼休みのトーストマスターズでのスピーチ訓練などでエネルギーだった先生の姿が記憶にある。今もご健在で、日頃のマラソン練習だけでなく、夏休みには高校生、大学生たちに途上国を体験させる研修を継続されているのがすごい。引率のお手伝いと撮影班を兼ねて2017年から参加させていただくようになった。わたしはUNIDOを経て欧州復興開発銀行 (EBRD) で長らく勤務したが、この間に中央アジア、バルカン半島での駐在生活を体験している。退職した現在も機会を見つけてアジアの途上国を訪問している。自分が住んでみた国々の様子と比較してみると興味深いからだ。

ミャンマーとの関わりは2015年の夏にSRIDの先輩方が主宰している植林ツアーに参加して以来である。2016年の滝澤先生の研修旅行でタイ側から国境を越えてミャンマーに入り、ミャンマー族やカチン族の難民の人々の話を聞くまでミャンマーの難民問題というのは「多数派を占める人々とその対立勢力の間での単一の紛争」なのではというイメージを持っていた。わたし自身が駐在所長として直面した2010年のキルギス紛争の記憶がまだ新しいからだ。ところが現地で様々な立場の人々の話を聞いてみると、だいぶ様子が違っている。この国の場合にはバングラディッシュと境にあるラカイン州だけでなく、中国との国境地域、タイとの国境地域にもそれぞれ別の民族問題が存在している。多民族を抱えながら国を維持していく連邦国家としての課題、都市と山村の経済・教育・医療の格差、熱帯雨林地域での洪水の影響、水上生活村を含む過疎地域でのインフラ不足など課題が山積みだ。2017年の8月末にラカイン州の情勢が流動化し、日本でも、世界でもロヒンギャ問題が繰り返しメディアで報じられているが、日々のニュースとして取り上げる場合には、スポットライトの当たる部分が限られる。全体像が理解されなければ解決の方向性も見えてこないの、フォローアップする努力が重要になる。2015年の初めてのミャンマー旅から様々な参考書を読んできたことは昨年の旅の報告で書かせていただいたが、現地を旅して初めて知ることは多い。

昨年に続いてヤンゴンのUNHCR事務所を訪問させていただいた。ミャンマーで難民、無国

籍者、国内避難民を支援する UNHCR の仕事は複雑だ。政治的にもセンシティブなので、すべての人から感謝されるわけではない。2017 年の訪問時には副代表の方と JPO として同事務所で活躍されている黒田さんからプレゼンしていただいた。ロヒンギャ問題への対応と優先順位のあり方について国内世論と国際世論の間で乖離があり、その間に立つ UNHCR の活動が難しくなってきたことが指摘された。ミャンマーの民主化の進展に伴い人々やメディアの関心は経済・開発に移り、人道支援のために活動する UNHCR の仕事が難しくなりつつあった。具体的には、本部からの予算配分、一般からの寄付金の減少傾向、職員のビザの更新手続きの遅延などが挙げられる。一年ぶりに訪れてみると組織の空気が一変しているのを感じた。世界中が注目する状況の最前線に立たされている熱気と緊張感がある。他方で、限られた予算とスタッフのままでフル回転せざるを得ない状況にあることが強く印象に残った。わたしが勤務した EBRD の場合でも東西冷戦終了後の欧州情勢の変化の波を受けて組織と在り方、優先順位が揺れ動く事態を周期的に経験したことを思い出した。国際機関が抱える共通の課題でもある。

ミャンマー中部にあるザガイン地方は大河エーヤワディ(イラワジ河)を境としてこの国の 2 番目の大都市マンダレーの対岸に位置している。この地域のワツチェ村にあるジャパンハートの病院で患者さんとスタッフの皆さんの話をお聞きして、最後の交流会で皆で一緒に歌ったことも印象深い。ジャパンハートは 2004 年に設立された日本の団体でミャンマーを含む 6 つの国で医療・保健分野の活動を行っている。途上国の現実に触れると改善されるべき課題は多岐にわたり、自分に何ができるだろうかと圧倒されてしまうことも多い。わたしの四半世紀に及んだ開発支援の仕事もその連続だった。コップに水が半分入っている状況に似ている。少しずつでも水を増やしていくためには、継続するための気力の充実が大切だ。学びの旅に参加した若い人たちが現地の風土に触れ、人々と話し合い、交流イベントに参加し、実際に支援活動に従事する人々の生き方に触れることで、考え続けていくエネルギーが生まれてほしいと願っている。

この研修旅行の楽しみはもう一つある。おそろおそろ参加していた学生の皆さんの表情が日を追うごとに生き活きと変化する様子を目の当たりにすることだ。記録カメラマンとして参加している筆者にとってはとりわけ嬉しい点だ。連日参加者に課される一分間スピーチの効果も大きい。感動した分だけ長くなることが黙認されているこのプレゼン演習から得られるものは多い。その日の見聞を整理してプレゼンに必要な記憶を取り出すこと、いくつもの話題の間で素早く優先順位をつけること、限られた時間で相手の注意を引き付けること、表情とボディランゲージでアピールすること、仲間たちの発表を聞いて学ぶこと。話題の重複を避けること。これらはすべてのプレゼンの基本であり、学びの旅に参加した若者たちが世の中に出てからとても役に立つトレーニングである。ミャンマーは美しい風土に恵まれた気になる国である。わたしも学びの旅への参加を継続したいと願っている。

## 改めて知るインパール作戦 —その遺族たちの証言—

東洋英和女学院大学学習サポートセンター  
森田 信子

ミャンマーが2011年に20年以上続いた軍事政権から民主化という新しい道を歩み始め、7年が経ちました。民主化の翌年から始めたこのミャンマー研修は、2018年の今年で6回目となります。これまで私の研修報告書では、ミャンマーの教育や医療のほか、仏教哲学と経済や政治の関係などを書いてきましたが、今回はガイドのヤンさんがバスの中で語ってくれた中でも胸が痛んだお話を紹介しつつ、私を含め今の日本人が忘れかけている第二次世界大戦時のインパール作戦とその犠牲になった元兵士の方について記したいと思います。

ヤンさん自身もこれまで20年以上のガイド経験の中でも最も印象に残ったという元日本兵の遺族の方お二人のお話です。第2次世界大戦時に日本がミャンマーに踏み入ったインパール作戦の際生きて日本に帰ったという三村さんと、同時期に父親を亡くしたマツヤさんです。

日本の陸軍が1944年に決行したインパール作戦は、ビルマからインド東北部にあるイギリスの拠点インパールを攻略する計画でした。470キロの行軍をした太平洋戦争で最も無謀と言われた作戦で誰一人その地には辿り着けず、約3万人が命を落としました。

イギリス軍を相手に、3週間の短期決戦を目論んだものの、実際は数カ月に及び、補給を度外視したために日本兵は病や飢えで次々と倒れていったのです。NHKで放送のインパールの特集で証言していた元兵士によると、「水を飲んでもアメーバー赤痢で1日2日でみんな亡くなった」「日本人同士で殺して（一人でいると）肉を切って食われてしまう」などとその証言は想像を絶する戦場の姿を明らかにしていました。世界一の豪雨地帯で兵士たちが行き倒れた道は「白骨街道」といわれたそうで、敗走した兵士たちは濁流した川を渡れず命を落としていったとのことでした。

インパール作戦は3週間の予定でしたが、作戦が中止されたのは開始から4カ月後で、撤退は半年が過ぎても完了せず、多くの人が病死や餓死をしました。戦死者の6割が作戦中止後の撤退中という無残な戦いだったのです。

ここからは、ガイドのヤンさんが数年前に慰問で訪れた三村さんという元日本兵をガイドした際に伺った話になります。

三村さんは第二次世界大戦末期、日英両軍が戦闘を繰り返したインパールの手前のティーンティンという町で、弓部隊の仲間30人のうち29人を爆撃で亡くしました。当時、三村さんはひとりミャンマー人の身なりを真似てターバンを巻き、英国軍に見つからないよう

に山を下りました。その途中では何度もミャンマー人にかくまってもらい、日本兵が捕虜として匿われていたところまでたどり着き、一度捕虜となった後にタイに出て、ようやく日本に帰ることができたそうです。当時 16・7 歳だった三村さんの経験は想像するに映画「ビルマの豎琴」に出てくる日本兵の姿にどこか重なります。

戦後ミャンマーを訪れることのなかった三村さんですが、晩年になり、どうしても亡くなった 29 人の仲間の慰霊をしたいと思うようになったそうです。そしてミャンマーを訪れた際にガイドを頼まれたのが、ヤンさんの会社の社長さんのモンモンズさんでした。三村さんの弓部隊が爆撃されたのはチン州のティーティム町の辺りだったそうですが、三村さんが訪れた当時のミャンマーはまだ社会主義時代です。その町に入ることが許されないにもかかわらず、三村さんらは亡くなった仲間を思い毎年のようにミャンマーを訪れるようになったそうです。モンモンズ社長に代わりヤンさんがガイドを務めるようになってからも三村さんは 7 年ほどミャンマー訪れましたが、仲間が亡くなった地を踏むことなく 84 歳で亡くなりました。

それから 3 年後、ようやく爆撃のあったチン州のティーティムの町にも入れるようになりました。ヤンさんはそれを知り真っ先に三村さんの代わりにその村に行き、爆撃があった辺りで亡くなった 29 人のために祈り、三村さんの名前を呼びお線香をあげたそうです。ヤンさんはその足元の石をいくつか持ち帰り、三村さんの遺骨が分骨されたヤンゴンの日本人墓地にその石を埋めたと話していました。

ヤンさんは、三村さんのことを「三村おじいさん」と親しみを込めて呼んでいます。当時の写真を見せてもらおうと、まだ若いヤンさんが息子のように三村さんの隣で写っています。戦争で日本軍がミャンマーに対し行った侵略行為を思うと、ヤンさんが日本兵のためにしてくれた慰問には胸熱くなる感があります。

他にもヤンさんは、旧日本兵の方の慰問旅でのこんなエピソードも披露してくれました。父親の最期の地を見てみたいと息子マツヤさんは 70 歳近くなってから、旧日本兵が戦地で亡くなった場所を探しにミャンマーを訪れました。しかしお父さんはミャンマーの西北、チンドイン川のパウウンピインという町の近くにある森の中で亡くなったということだけでほとんど情報がありません。ヤンさんは町の場所は分かっても、その近くの森というだけで場所が特定できないと困ったそうですが、息子さんのことを思うとなんとかそこに案内したい気持ちでいっぱいでした。

まずはマツヤさんを案内するためにコーリンという町に泊まり、宿泊先で寝床についてからも何とか息子さんを父親が亡くなった場所に案内したいと願ったそうです。

翌日の朝にパウウンピイン町に出て、途中ピンレブ町まで 55 キロのところにあるムー川を渡りました。ジピュ山へは車で通りましたが、道は土の道です。雨季になればぬかるんで走れないようなこの道を、当時日本軍が通ったことを思うといかに険しく厳しい道であったかと思わないではいられなかったそうです。

昼になりターシ村で昼食を食べ、そこから行き先のパウンプイン町まで約 80 キロもあります。1 時間ほど休んでその村を出るとチーク材の森に入りました。ヤンさんは 2003 年に一回だけこの場所で行われた慰霊祭に訪れたことがありました。そのときの慰霊祭でヤンさんは不思議な体験をしたといいます。

その村を出発する前に地元の人にパウンプイン町までの道をよく確認し、山に登らず山の脇道から行くほうを選び、深い森で道に迷わないようにバイクや車の轍の跡や道端のマイルの書かれた柱を見ながら走ったそうです。ところが 4 時ぐらいになるといつの間にか深い森の中に入りこみ、暗くなった森の中で道は分かりづらく、いつの間にか普通の道ではない道に入り込んでしまっていることにヤンさんは気がつきました。運転手もその町までは行ったことなく、チーク材を取る森となっているその道は迷路のようでそこから出られなくなってしまったそうです。その上、道は山の高いところで両側は絶壁のようで緊迫感が続きました。

その時です。突然車の前に水牛が現れ、じっとヤンさんたちを見つめている。道は狭くその横を車が通ることもできないので、その水牛と見詰め合う時間が流れました。マツヤさんの体は震え汗が噴出し、息をするのも苦しいといった感じになったようです。

娘のカズミさんが必死に「お父さん、しっかりして」と叫んだりしていたそうですが、その間も、水牛はじっとヤンさんたちを見ているので、ヤンさんは、この場所がマツヤさんのお父さんがなくなった場所ではないかと思ったそうです。水牛に日本語で、「もう分かりました。ですから、この迷路をいつまで出られないと困るので道を教えてください」と頼んだところ、水牛は走り出しました。そこで、ヤンさんたちの車も後ろを追い車が止まると水牛が止まる、走り出すと走るという状態で 15 分ぐらい走った後に、また日本語で「正しい道を教えてください」と言うと、水牛は横の道の森に入って行きました。ヤンさんたちは分からないながらもそのまま走ったら、前方に木材を乗せた大きい車を発見、その運転手にパウンプイン町に行く道を教えてもらったそうです。夕方その町にようやく着き、その日はその町で一泊したそうです。

マツヤさんの幼少期は、母親と妹との 3 人の生活で大変だったようで、ビルマから帰ってこない父親をずるいと思っていたそうです。しかし、この体験をした今は、「道が悪い、山が深いこんな所で亡くなったお父さんはどれだけ大変だったことか」と謝りながら泣き続けたそうです。

次の朝、ヤンさんたちは町の近くにある丘の上のお寺で慰霊祭を行いました。それからチンドン川に行って亡くなったお父さんの代わりに石を拾って持って行きました。これまで日本にある仏壇には、昔日本政府からもらったわけの分からない石が備えられていたそうで、ようやくお父さんが亡くなったその町の現場にあった石をもらい嬉しい、と話していたそうです。その後、ヤンさんとマツヤさんは元日本兵の慰霊塔があるサガインヒルにも行き、自分のお父さんの名前が見つかったそうです。

ミャンマー研修では、戦後の日本との関係が主です。インパール作戦が行われたインドとの国境地帯は武装勢力が活動して、今も外国人の立ち入りが制限されていますが、研修の折、これからもザガインヒルに足を運び、慰霊塔に花をたむけられればと思っています。

## おわりに

東洋英和女学院高等部教員

高橋 希穂

今回の視察において一番印象に残ったのは知識が生む差だ。知識の薄さによってどんなに悪い環境で生活しているかということに気付かず、今の生活環境が普通だと思ってしまう。勉学に励もうと思うとき不自由さを感じるのに何が原因なのかを言葉にできない。医療をまともにはうけられないのは、自分の生まれた家庭環境次第であるから仕方がない。そんな風にいろいろな事柄に決着をつけているからこそ、ミャンマーで暮らす人々はそれでも幸せそうなのだと感じた。多くを知るためには考え思考することが必要だが、思考するためには知識が必要である。知識がなければ環境を受け入れるにとどまる。我々もきっと外から見れば同じなのではないかと感じた。

学生たちの知っているミャンマーという地と現実として目の前に現れたその地との差は大きかったのだと思う。情報として物事を知ることとはとても簡単な世界であり、色々な物事、時には感情さえ知っているような感覚になることがある。しかし、百聞は一見にしかずという言葉に重みが増す世界でもあると思わされた。学生たちは、ミャンマーの環境整備が行き届いていないことや教育にもまだまだ問題があること、難民問題などについて百聞していた。実際に光景として目の前に広がるその現状を見て、情報との差は少なくとも衝撃やそこから生まれた感情は大きなものであったと毎日の1分間スピーチが教えてくれた。

手元にある、自分の持っている情報と現実との照らし合わせによって自分たちの知りたいことがどんどん増えてゆき、現地の方との交流を恥ずかしがったり遠慮していたりしていたはずの学生たちが積極的になっていく。こんなに望ましい勉学の方法はないのではないかと感じた。何かに興味を持ち、知識や情報を得る。その先にゆけるかどうかは本人の意志や環境次第であるが、この学習旅行は後者としてとても大きな役割を果たしている。学習において環境のもたらす影響は底知れなく大きいのは言うまでもない。

学生たちはこの旅を通して、自分たちの浅識さに気づき、博識であるためには活字や写真から与えられる情報だけではだめであることに気付けたと思う。多くの情報が散らばるこの世界で、本当の意味で何かを理解するために、何かを考え変えていくために必要なものを明確に知ることのできた旅になっていることを願う。

多くを知らないことは、多くを知るのに良い機会になること。多くを知るためには、日常のさまざまな面に目を向けて思考することが大変役立つことを実感し、世界の広さを体感できる旅。この旅がより多くの人のもとに届き、真の知識を持とうとするきっかけになることを祈っています。

<2018 ミャンマー学び旅>

\*ご出発日当日のご案内\*

ご出発日	2018年 08月07日 (火)
ご集合時刻	午前 09時15分 時間厳守
*ご集合場所	新東京国際空港 (成田空港) 第1ターミナル 南ウイング4階 出発ロビー 全日空 Dカウンター前へご集合下さい。 *ご出発の2時間半前に案内が表示されます。
ご出発便	全日空 813便 (NH-813) 午前 11時25分 出発予定

\*ご集合場所の成田空港 (第1ターミナル) へはJR線 (成田エクスプレス)・京成電鉄 (スカイライナー) ともに空港第1ビル駅 (終点の駅) にてご降車下さい。

\* 注意事項 \*

- 1) パスポートは当社にてお預かりしておりませんのでお忘れにならないようお気を付け下さい。
- 2) 空港への交通機関は大変混雑する場合がありますのでお時間の余裕を持ってご集合下さい。
- 3) ミャンマー出入国カードは当日機内にて配られます。
- 4) ご出発当日の緊急連絡先  
滝澤 三郎先生 (携帯電話) 080-3087-4664  
森田 信子 様 (携帯電話) 090-2649-2060  
床波 祥子 (携帯電話) 090-3873-1453 ※旅行会社担当者※

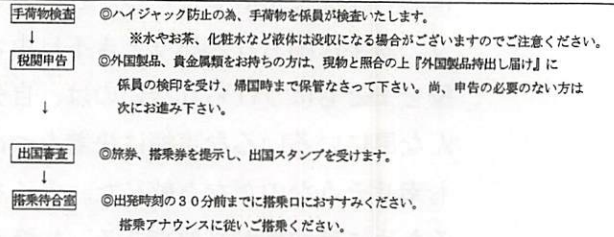
【新東京国際空港 (成田空港) 第1ターミナル・南ウイング4階 出発ロビー案内図】



ご注意事項

- ① ミャンマー国内線において無料でお預けいただけるスーツケース等は、1個までです。総重量20kg以内となっております。鍵のかかる物をご用意下さい。機内持ち込み手荷物は、身の回り品(ハンドバック、カメラ等)のほか、3辺(縦・横・高さ)の和が115cmを超えないもの1個とし、また、重量が5kgを超えないものと定められております。
- ② 現金・貴重品・こわれもの・カメラなどはスーツケース等の中にはお入れにならないようお願いいたします。
- ③ 外国製品・貴重品・高額商品は、出国時に税関にて現物と照合の上証明を受けまますので、機内持ち込み手荷物としてお持ち下さい。
- ④ 凶器となり得る物品 (はさみ、果物ナイフ等の刃物類) 全てに関し、航空機内への持ち込みが禁止されております。刃物等の機内への持ち込みは航空法違反であり50万円以下の罰金の対象となります。また、ライターも機内に持ち込むことが出来ませんのでスーツケース等にお入れ下さい。
- ⑤ 一部の空港では、通常のX線検査に加えて、CTスキャナーによる再検査が行なわれる場合がございます。その際X線の照射量が増え、写真フィルムへの影響がでることが考えられますので、写真フィルムは手荷物と一緒に機内へお持ちになることをおすすめいたします。
- ⑥ 全日空機 (NH) では、全便、全席で禁煙となっております。

出国手続きの順序



※出国審査後、免税店にてお買物が出来ます。  
なお、渡航先国によりましては、持ち込み制限が異なりますのでご確認ください。  
※日本人出・帰国記録 (E Dカード) は廃止されております。

(平成13年6月8日法務省入国管理局)

お金の準備について

【両替について】

ミャンマーの通貨はチャットになります。ミャンマー国内で公式に認められている両替通貨は米ドル、ユーロ、シンガポールドルの3つです。新札でない両替ができません場合や、レートが悪くなる場合がありますので、できれば新札の100ドル札のご用意をおすすめいたします。

●クレジットカード

ホテル、レストランでは、クレジットカードが使えようになっているが利用できるお店は限られます。

『2018年 ミャンマー学び旅』

1日目 2018年 08月 07日 (火)

発着地	現地	交通	スケジュール
滞在	時間	機関	
東京 (成田)	09:15		新東京国際 (成田) 空港、 第1ターミナル 南ウイング4階 (全日空Dカウンター前) にご集合。 ※ご出発時刻の2時間前よりチェックイン手続き開始となります。
東京 (成田) 発 ヤンゴン 着	11:25 16:05	NH-813  専用車	全日空813便にてミャンマー ヤンゴンへ、 ヤンゴン国際空港到着  シェンダゴンバゴダへご案内  夕食は「Shan Yoe Yar」にてミャンマーシェン州料理  夕食後、ホテル
<ヤンゴン・レノホテル 泊>			

食事：朝食 / なし 昼食 / 機内 夕食 / レストラン

滞在ホテル ヤンゴン・レノホテル <Reno Hotel> TEL: (+95) 9 503 5575	お部屋番号  先生 部屋番号
--	-------------------------

<MEMO>  
 起床時間: 時 分  
 荷物回収: 時 分  
 朝食: 時 分 / 食事場所:  
 チェックアウト: 時 分迄に  
 集合時刻: 時 分 / 集合場所:



2日目 2018年 08月 08日 (水)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
ヤンゴン			朝食：ホテルにて UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) 視察 お弁当または市内レストランにて昼食 ヤンゴン国内線空港へ
ヘーホー	12:30 13:40	K7-828	エアーカーンボーザ航空828便にてヘーホー空港へ ヘーホー空港到着
ピンダヤ		専用車	洞窟の町ピンダヤへ移動 シュエウーミン洞窟視察 夕食は「Green Tea」にて郷土料理 夕食後、ホテルへ  <ピンダヤ・インレーインピンダヤホテル 泊>
食 事： 朝 食 / ホテル 昼 食 / BOXまたはレストラン 夕 食 / レストラン			
滞在ホテル ピンダヤ・インレーインピンダヤホテル <Inle Inn Pindaya Hotel> TEL: (+95) 81 66 280		お部屋番号	
		先生 部屋番号	
<MEMO> 起床時間: 時 分 荷物回収: 時 分 朝 食: 時 分 / 食事場所: チェックアウト: 時 分に 集合時刻: 時 分 / 集合場所:			

3日目 2018年 08月 09日 (木)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
ピンダヤ			朝食：ホテルにて アウンベ市議視察 昼食は「Hlaing Kun」にて郷土料理
カックー			カックーへ移動 カックー遺跡視察 視察後、ホテルへ ホテルにてミャンマーシャン州伝統料理の夕食  <インレー・フービンカウダイリゾート 泊>
食 事： 朝 食 / ホテル 昼 食 / レストラン 夕 食 / ホテル			
滞在ホテル インレー・フービンカウダイリゾート <Hupin Khau Daing Resort> TEL: (+95) 81 209 291		お部屋番号	
		先生 部屋番号	
<MEMO> 起床時間: 時 分 朝 食: 時 分 / 食事場所: 集合時刻: 時 分 / 集合場所:			

4日目 2018年 08月 10日 (金)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
インレー			朝食：ホテルにて ボート インレー湖視察 ファンドウバゴダ、ガーベ廟院 昼食は「Golden Kite」にてイタリア料理 昼食後、インダー族の水上生活風景を視察 紙細工工房、紙漉き工房視察
マンダレー	16:55 17:25	専用車 UB-5481	ヘーホー空港へご案内 ミャンマーナショナル航空5481便にてマンダレーへ マンダレー到着 専用車 夕食は「62 Bar & Grill」にてミャンマーカチン州料理 夕食後、ホテルへ  <マンダレー・ホテルマンダレー 泊>
食 事： 朝 食 / ホテル 昼 食 / レストラン 夕 食 / レストラン			
滞在ホテル マンダレー・ホテルマンダレー <Hotel Mandalay> TEL: (+95) 2 72 630		お部屋番号	
		先生 部屋番号	
<MEMO> 起床時間: 時 分 荷物回収: 時 分 朝 食: 時 分 / 食事場所: チェックアウト: 時 分に 集合時刻: 時 分 / 集合場所:			

5日目 2018年 08月 11日 (土)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
マンダレー	早朝	専用車	マンダレーヒル視察 朝食はホテルにて 専用車 マンダレー視察 旧王宮、クドード・バゴダ
ザガイン			昼食は「Sagaing Hill」にて中華料理 昼食後、ワッチェ村にあるジャパンハートクリニック訪問 トラック ザガインヒルにて日本兵のお墓参り
マンダレー		専用車	夕食は「Royal Mandalay」にてアジアン料理 夕食後、ホテルへご案内  <マンダレー・ホテルマンダレー 泊>
食 事： 朝 食 / ホテル 昼 食 / レストラン 夕 食 / レストラン			
滞在ホテル マンダレー・ホテルマンダレー <Hotel Mandalay> TEL: (+95) 2 72 630		お部屋番号	
		先生 部屋番号	
<MEMO> 起床時間: 時 分 荷物回収: 時 分 朝 食: 時 分 / 食事場所: チェックアウト: 時 分に 集合時刻: 時 分 / 集合場所:			

6日目 2018年 08月 12日 (日)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
マンダレー  ネビドー	09:00	専用車	朝食：ホテルにて Phaung Taw Oo学校へ訪問 昼食は「Golden Duck」にて中華 昼食後、ネビドーへ移動 夕食は「Katsu」にて日本料理 夕食後、ホテルへ  <ネビドー・グランドアマラホテル泊>
食 事：朝食 / ホテル 昼食 / レストラン 夕食 / レストラン			
滞在ホテル ネビドー・グランドアマラホテル <Grand Amara Hotel> TEL: (+95) 67 810 5333		お部屋番号  先生 部屋番号	
<MEMO> 起程時間： 時 分 朝食： 時 分 / 食事場所： 集合時刻： 時 分 / 集合場所：			

9

7日目 2018年 08月 13日 (月)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
ネービドー  ヤンゴン		専用車	朝食：ホテルにて 社会福祉庁視察 国家計画・経済開発省視察 昼食は「YKKO」にてタイ料理 国会議事堂訪問 視察後、ヤンゴンへ移動 夕食は「Bangkok Kitchen」にてタイ料理 夕食後、ホテルへ  <ヤンゴン・ワインホテル泊>
食 事：朝食 / ホテル 昼食 / レストラン 夕食 / レストラン			
滞在ホテル ヤンゴン・ワインホテル <Wyne Hotel> TEL: (+95) 1 966 9603		お部屋番号  先生 部屋番号	
<MEMO> 起程時間： 時 分 荷物回収： 時 分 朝食： 時 分 / 食事場所： チェックアウト： 時 分に 集合時刻： 時 分 / 集合場所：			

10

8日目 2018年 08月 14日 (火)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
ヤンゴン  ヤンゴン		専用車	朝食：ホテルにて ミャンマーグスタイルにてカチン族との交流 在ミャンマー日本大使館訪問 昼食は「Padonmar」にてミャンマー料理 ボージョーアウンサンマーケット視察 ヤンゴン大学訪問 Buddha Dote Schoolにて交流と夕食 交流後、ヤンゴン国際空港へ ヤンゴン国際空港、到着後 出国手続き開始。  ヤンゴン 21:45 NH-814 全日空814便にて一路帰国の途へ。
食 事：朝食 / ホテル 昼食 / レストラン 夕食 / 学校			
<MEMO> 起程時間： 時 分 荷物回収： 時 分 朝食： 時 分 / 食事場所： チェックアウト： 時 分に 集合時刻： 時 分 / 集合場所：			

11

9日目 2018年 08月 15日 (水)

発着地 滞在地	現地 時間	交通 機関	スケジュール
東京 (成田) 着	06:50		新東京国際空港、到着 通関後、解散 ~~~~~ お疲れ様でした ~~~~~
食 事：朝食 / 機内 昼食 / なし 夕食 / なし			
<MEMO> 航空機・バス等の交通機関の都合・天候・現地事情・道路状況により、旅程・見学箇所 訪問順序、食事内容が変更になる場合がございます。 ※フライト時刻は航空会社の事情により、予告なしに変更になる場合がございます。 ※受け入れ先の都合により、視察場所、訪問場所は、キャンセルまたは日にち変更になる場合がございます。			

12

ご宿泊ホテル

滞在都市名 <滞在期間>	ホテル名 / 電話 / 住所
ヤンゴン (8/07~08)	レノホテル <Reno Hotel> TEL: (+95) 9 503 5575 No.123, Kabar Aye Pagoda Road, Yangon
ピンダヤ (8/08~09)	インレーインピンダヤホテル <Inle Inn Pindaya Hotel> TEL: (+95) 81 66 280 Maharbandoola Road, Pindaya
ネビドー (8/09~10)	フーピンカウウンダイリゾート <Hupin Khaung Daing Resort> TEL: (+95) 81 209 291 Nyaung Shwe Township, Inle Lake West Corridor Rd, Inle Lake
マンダレー (8/10~12)	ホテルマンダレー <Hotel Mandalay> TEL: (+95) 2 72 630 No.(562), 78street, Between 37street and 38street, Haymamarlar Taung Werd, Mahlaungmye Township Mandalay
ネビドー (8/12~13)	グランドアマラホテル <Grand Amara Hotel> TEL: (+95) 67 810 5333 No.(5,6)jade Villa, Dakkhina Thiri Township, Nay Pyi Taw
ヤンゴン (8/13~14)	ワインホテル <Wyne Hotel> TEL: (+95) 1 966 9603 51/D, Kabaraye pagoda Road, 10 <sup>th</sup> Quarter, Mayangon Township Yangon

現地連絡先

★ Nice Myanmar Travels & Tours

TEL: (+95) -1-571066

#35/A Boe Yar Zar Street Yanxin Township Yangon

夜間緊急連絡先: ①(+95)-9-5021985 (Mr. Ni Hrwce ニートウエ携帯)

②(+95)-9-789813186 (Ms. Nam Yamin ナンヤミン携帯)

\*日本からミャンマーへ電話する場合は: 010-95-9-5021985 (日本語)

ご利用航空会社の略号

★NH=全日空

13

日本入国のご案内

(入国手続きの順序)

- ①入国審査・・・係官にパスポートを提示して下さい。
- ②荷物受取・・・お預けの荷物をお受取り下さい。その際に荷物に破損がないかご確認下さい。
- ③動植物検疫・・・肉類(ビーフジャーキー等)、植物類をお持ちの方は、税関検査前に動植物検疫カウンターにて検査をお受け下さい。
- ④税関検査・・・パスポートをご用意の上、下記の検査台へおすすみください。  
免税表示のカウンター) 免税範囲の方  
課税表示のカウンター) 課税及び別送品申告のある方  
税関申告書・・・課税の方は1通、別送品申告の方は2通を機内にてご準備下さい。  
免税の方は、必要ありません。

免税範囲と税金について

品名	数量	備考
紙類	3本	1本760CC程度のもの。
タバコ	1カートン(200本)	2歳以上の場合は、未成年が250グラムまで、 [但し、他のタバコが 無い場合]
酒類	500ml [向上]	2歳以上の場合は、未成年が250グラムまで、 とは別に、未成年が200本(未成年の場合は50本、その他の たばこは250g)までに限り、免税で輸入できます。
香水	2オンス	約60グラム(1オンス=約30g)
その他 の品物	20万円 [国内申告の合計金額]	一品物ごとに合計した金額が、1万円以下の場合は20万円の範囲にいれなくてもよい。 例: 1本5千円のネクタイを3本購入した場合1万円以内のため 20万円の範囲にいれなくてもよい。3本の場合は1万円を超える合計額に加入る。

免税扱いの注意

原則として20万円を超えた部分に課税。分割できない品物の場合、例えば25万円の品物を1つ購入した場合、超えた5万円に課税されるのではなく、全額の25万円に課税される。

14

お留守宅の皆様へ

【緊急連絡先について】

現地へ緊急に連絡を取られる必要がある場合は、宿泊ホテルに直接国際電話にてご連絡下さい。  
日本との時差は1時間ございます。

※ 010-95 (国番号) - 電話番号

※ 市外局番の0は不要となります。

※ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせ下さい。

会社名: 株式会社 トライズム

住所: 〒104-0042

東京都中央区入船2-9-10 五條ビル4階

電話: 03-5117-2361

携帯電話: 090-3873-1453

担当: 佐藤 祥子

ご帰国時のお出迎えについて

ご帰国日時: 2018年 08月 15日 (水) 06時 50分予定

ご到着場所: 全日空 814便 (NH-814) にて

新東京国際空港 (成田空港)

第1ターミナル 南ウイング 1階到着ロビー

※成田空港の敷地内にお入りになる際、空港警備の係員によるチェックがある場合がございますので、身分証明書 (運転免許証・健康保険証等) をお持ち下さい。

※到着時間は、航空機の都合などで予定よりも前後することがあります。

15

備忘録

氏名 姓 (Sur Name) \_\_\_\_\_ 名 (Given Name) \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Date of birth \_\_\_\_\_

旅券番号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日発行  
Passport NO \_\_\_\_\_ Date of issue \_\_\_\_\_

日本の住所 \_\_\_\_\_  
Home address \_\_\_\_\_

日本の連絡先 \_\_\_\_\_  
Contact Address in Japan \_\_\_\_\_

緊急連絡先 \_\_\_\_\_  
Where to contact in case of Emergency \_\_\_\_\_

血液型 \_\_\_\_\_  
Type of Blood \_\_\_\_\_

クレジットカード番号 \_\_\_\_\_  
Credit Card NO. \_\_\_\_\_  
Credit Card NO. \_\_\_\_\_  
Credit Card NO. \_\_\_\_\_

旅行小切手番号 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで  
Traveler's check NO. \_\_\_\_\_

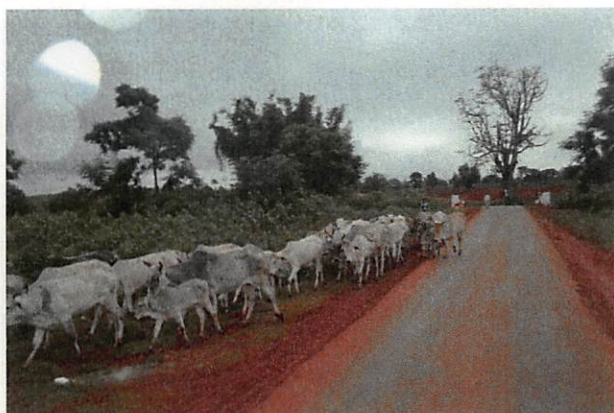
使用控え

金額: \_\_\_\_\_ 番号: \_\_\_\_\_  
金額: \_\_\_\_\_ 番号: \_\_\_\_\_  
金額: \_\_\_\_\_ 番号: \_\_\_\_\_  
金額: \_\_\_\_\_ 番号: \_\_\_\_\_  
金額: \_\_\_\_\_ 番号: \_\_\_\_\_  
金額: \_\_\_\_\_ 番号: \_\_\_\_\_

16



## 思い出アルバム



(ピンダヤに向かう道中)



(村の畑にて)



(トラックで移動)



(村の青年たちとの交流)



(村の小学校を訪問)



(ジャパンハートにて)



(キロロの「未来へ」・綾香の「にじいろ」)



(ジャパンハートの職員と患者の皆さんと)



(国内線で移動)



(孤児院にてミャンマーの民族舞踊)





(孤児院の子どもたちと)



(毎晩の1分間スピーチ)



(カックー遺跡)



(遺跡内にて)



(インレー湖ではボートで移動)



(少数民族の少女)



(国会議事堂訪問)



(国家計画経済開発庁訪問)



(教育委員会での意見交換 )



(ヤンゴン大学での交流会)



(シュエダゴンパゴダ)